

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		措置種別 ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)抜粋 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平27>とし ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平28>とし ※記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
208	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方大団体)のとおり、国と地方が責任を共有し、実効性のある農地政策の仕組みを構築した上で、農地転用規制・農業雇用地区域の認定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に適用できるような制度設計とするべきである。		C 対応不可	国民への食料の安定供給を図るために、優良農地の確保が必要であるとの観点から、農用地区域に確保することが必要と認められる土地については、全国統一の基準を示しているところであり、当該基準を市町村の判断に委ねるこことは困難である。 一般的には、10ha以上の規模の一層の農地については、効率的な農業を行うことが可能な条件を備えており、農用地区域に含めるべき土地であるが、集団性の規模である10ha以上であるかどうかの判断に当たっては、地形等により適性等に支障が生じないか等も考慮することとしている。 なお、地方分権改革有識者会議農地・農村部会での議論においては、地方六団体は、農地転用許可権限等の移譲のみを求めるが、農地転用許可基準等の緩和は求めないと主張していると承知している。						
755			C 対応不可	都道府県との施策連携を密に図るため、事業の採択状況等について、都道府県に情報提供を行おうように努める。	4 【農林水産省】 (13) 産地活性化総合対策事業 同と都道府県の一層の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業の採択状況等に係る情報提供を行う。	通知	平成23年4月1日	産地活性化総合対策事業実施要綱の制定について(平成23年4月1日付け22年度第10888号農林水産事務次官依命通知)		
756			C 対応不可	農山漁村地域の抱える課題や存在する地域資源等に最も精通しているのは基礎的自治体である市町村であることから、活性化計画の作成主体は市町村を基本としている。一方で、広域的な見地から都道府県においても事業を実施できることとするため、活性化計画は都道府県も作成できるとしている。 また、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金については、計画主体の自主性・主体性が発揮できるよう計画主体である市町村又は都道府県に交付することとしている。(全国市長会からは、市町村の交付については、国の賛同とされ別に、都道府県の関与が新たに認められることから慎重に検討を行なうべきとの意見も出されている。) なお、都道府県が市町村と共に計画策定に取り組むことにより、都道府県に交付金が交付され、市町村や民間事業者等へ配分できる仕組みとしていることから、現行制度の活用を検討いただきたいたい。	4 【農林水産省】 (12) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 関係行政機関の一層の連携強化を図るため、都道府県及び市町村に対し、活性化計画を作成したときは、都道府県にあっては関係市町村に、市町村にあっては都道府県に情報提供を行うことを周知するとともに、関係行政機関が十分な意見交換等を行なうことができるよう支援する。	周知	平成27年1月19日	「平成27年度当初予算において農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を活用する活性化計画の交付」に当たる農林水産省HPに掲載するごとに、事務連絡を発出し、都道府県及び市町村に周知。		
915	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の賛同とされ別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行なうべきである。		C 対応不可	農山漁村地域の抱える課題や存在する地域資源等に最も精通しているのは基礎的自治体である市町村であることから、活性化計画の作成主体は市町村を基本としている。一方で、広域的な見地から都道府県においても事業を実施できることとするため、活性化計画は都道府県も作成できるとしている。 また、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金については、計画主体の自主性・主体性が発揮できるよう計画主体である市町村又は都道府県に交付することとしている。(全国市長会からは、市町村の交付については、国の賛同とされ別に、都道府県の関与が新たに加わることから慎重に検討を行なうべきとの意見も出されている。) なお、都道府県が市町村と共に計画策定に取り組むことにより、都道府県に交付金が交付され、市町村や民間事業者等へ配分できる仕組みとしていることから、現行制度の活用を検討いただいたいたい。	[再掲] 4 【農林水産省】 (12) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 関係行政機関の一層の連携強化を図るため、都道府県及び市町村に対し、活性化計画を作成したときは、都道府県にあっては関係市町村に、市町村にあっては都道府県に情報提供を行うことを周知するとともに、関係行政機関が十分な意見交換等を行なうことができるよう支援する。	周知	平成27年1月19日	「平成27年度当初予算において農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を活用する活性化計画の交付」に当たる農林水産省HPに掲載するごとに、事務連絡を発出し、都道府県及び市町村に周知。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
757	都市農村共生・対流総合対策交付金に係る交付事務の都道府県への移譲	【現行】 福祉・教育・観光等と連携した都市と農山漁村の共生・対流等に係る取組を支援する「都市農村共生・対流総合対策交付金」については、各地方農政局が公募及び採択し、都道府県を経由せずに地域協議会等へ直接交付されてる。 【制度改正の必要性】 都市と農山漁村の交流、グリーンソーシズムなどを推進する組織づくりや人材育成と団結のためには、地域によって地勢や社会条件が異なるにもかかわらず、全国的視点で一括して選定することで効果的と言えるのが疑問である。 【改正による効果】 そこで、地域実情を把握し、かつ広域的な地域振興に精通している都道府県が総合的な視点を立てる実施主体の選定や指導等を行うことにより、より効果の高い事業を実現することが可能となるため、国から都道府県に一括交付金化し、交付事務を移譲できる。 【支障事例】 「農山漁村共生・対流総合対策交付金」、「農山漁村のある暮らしづくり交付金」については、農山漁村の活性化という趣旨が類似しており、地域の実情に応じた配分が可能となることから、一括交付金化を求めるものである。	都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱	農林水産省	兵庫県、大蔵府、徳島県	C 対応不可	現在、農山漁村地域では、著しく高齢化が進行するなど、集落機能や地域ミニユートリティ活動が低下し、食料の供給や国土の保全等にも支障が生じかねない状況であり、このような事態は、一地方の不利益のみならず、国全体の不利益になるとから、農業農村政策については、都道府県行政による取組に加えて国として積極的に支援していく必要があります。 本交付金は、集落連合体を各地で立ち上げ、国が関係省庁連携の下、都道府県域などでの地域を越えた人と情報のネットワークを通じて、外部人材や都市人材の活用を図ながら、地域活性化を総合的に支援するものであり、このような取組をモデル的に推進し、優良事例を全国へ情報発信することを通して他地域への模擬開拓を図ることとしている。 このため、本次交付金は国が全国的な見地から実施することが適当である。都道府県間に交付事務を移譲することは困難である。 都道府県が主体となって、都道府県に交付事務を移譲することで、農山漁村活性化プロジェクトとして「農山漁村のある暮らしづくり交付金」は、定住などのための施設整備を。 ・「都市農村共生・対流総合対策交付金」は、主に、都市農村交流による地域活性化を図るためのソーシャル活動を。 ・「『農』のある暮らしづくり交付金」は、もっぱら都市の地域を中心とした地域を対象として、「農」のある暮らしの推進に向けたソーシャル活動や簡易な修繕等を支援するなど、それぞれの交付金の趣旨が異なっていることから、一括交付金化は困難である。	・本事業を効率的、効果的に推進するためには、地域の実情に精通し、他の事業と連携して総合的に事業を推進できる都道府県に交付事務を移譲すべきである。 ・都道府県が主体となても、全国への適切な情報提供は可能である。	・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に發揮する観点から問題があるため、事務の効率化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること				
918	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	【制度改正の必要性】 「空飛ぶ補助金」のうち都市農村共生・対流総合対策交付金について、都道府県から市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない懸念があるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改進に逆行するものである。 また、都道府県が実施する事業のうち、市町村や民間事業者等へ直接交付するものについては、都道府県の開拓を阻害する政策である。 ついでに、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 「地方移管を求める理由」	【制度改正の必要性】 「空飛ぶ補助金」のうち都市農村共生・対流総合対策交付金について、都道府県から市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない懸念があるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改進に逆行するものである。 また、都道府県が実施する事業のうち、市町村や民間事業者等へ直接交付するものについては、都道府県の開拓を阻害する政策である。 ついでに、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 「地方移管を求める理由」	都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱	農林水産省	埼玉県	C 対応不可	現在、農山漁村地域では、著しく高齢化が進行するなど、集落機能や地域ミニユートリティ活動が低下し、食料の供給や国土の保全等にも支障が生じかねない状況であり、このような事態は、一地方の不利益のみならず、国全体の不利益になるとから、農業農村政策については、都道府県行政による取組に加えて国として積極的に支援していく必要があります。 本交付金は、集落連合体を各地で立ち上げ、国が関係省庁連携の下、都道府県域などでの地域を越えた人と情報のネットワークを通じて、外部人材や都市人材の活用を図ながら、地域活性化を総合的に支援するものであり、このような取組をモデル的に推進し、優良事例を全国へ情報発信することを通して他地域への模擬開拓を図ることとしている。 このため、本次交付金は国が全国的な見地から実施することが適当である。都道府県間に交付事務を移譲することは困難である。 そのため、「農山漁村活性化プロジェクトとして」「農山漁村のある暮らしづくり交付金」は、定住などのための施設整備を。 ・「都市農村共生・対流総合対策交付金」は、主に、都市農村交流による地域活性化を図るためのソーシャル活動を。 ・「『農』のある暮らしづくり交付金」は、もっぱら都市の地域を中心とした地域を対象として、「農」のある暮らしの推進に向けたソーシャル活動や簡易な修繕等を支援するなど、それぞれの交付金の趣旨が異なっていることから、一括交付金化は困難である。	本交付金は、集落連合体を各地で立ち上げ、国が関係省庁連携の下、都道府県域などでの地域を越えた人と情報のネットワークを通じて、外部人材や都市人材の活用を図ながら、地域活性化を総合的に支援するものであり、このような取組をモデル的に推進し、優良事例を全国へ情報発信することを通して他地域への模擬開拓を図ることとしている。 本交付金は、集落連合体を各地で立ち上げ、国が関係省庁連携の下、都道府県域などでの地域を越えた人と情報のネットワークを通じて、外部人材や都市人材の活用を図ながら、地域活性化を総合的に支援するものであり、このような取組をモデル的に推進し、優良事例を全国へ情報発信することを通して他地域への模擬開拓を図ることとしている。	・國から民間団体等に直接交付される補助金等については、都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の効率化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体とするか、都道府県に交付すること			
758	「農」のある暮らしづくり交付金に係る交付事務の都道府県への移譲	【現行】 交流農園や福祉農園の整備を支援する「農」のある暮らしづくり交付金について、各地方農政局が公募及び採択し、都道府県を経由せずに地域協議会等へ直接交付されている。 【制度改正の必要性】 「農」のある暮らしづくり交付金の目的は、社会の高齢化・成熟化が進むことによる「農」のある暮らしを美しくするための要請拡大、高齢者や障害者の介護・福祉等を目的とした福祉農園に対する一层次大への対応である。 高齢者・障害者への支援について、都道府県において複数の部局が連携して総合的な対策を講じていることであり、それら対策の相乗効果を高めることにより、より効果的・効率的な事業を実現することが可能となるため、国から都道府県に一括交付金化し、交付事務を移譲すべきである。 なお、「農山漁村活性化プロジェクトとして」「農山漁村のある暮らしづくり交付金」については、農山漁村の活性化という趣旨が類似しており、地域の実情に応じた配分が可能となることから、一括交付金化を求めるものである。 【支障事例】 都市計画区域内外で施設を整備するに必要な法手続きを、国が指導していないかったことから、事業実施を延期した例があるなど、都道府県が介していくれば防ぐことのできた事例もある。多方面にわたる事情に精通した都道府県が実施する事業とすべきである。	【現行】 交流農園や福祉農園の整備を支援する「農」のある暮らしづくり交付金について、各地方農政局が公募及び採択し、都道府県を経由せずに地域協議会等へ直接交付されている。 【制度改正の必要性】 「農」のある暮らしづくり交付金の目的は、社会の高齢化・成熟化が進むことによる「農」のある暮らしを美しくするための要請拡大、高齢者や障害者の介護・福祉等を目的とした福祉農園に対する一层次大への対応である。 高齢者・障害者への支援について、都道府県において複数の部局が連携して総合的な対策を講じていることであり、それら対策の相乗効果を高めることにより、より効果的・効率的な事業を実現することが可能となるため、国から都道府県に一括交付金化し、交付事務を移譲すべきである。 なお、「農山漁村活性化プロジェクトとして」「農山漁村のある暮らしづくり交付金」については、農山漁村の活性化という趣旨が類似しており、地域の実情に応じた配分が可能となることから、一括交付金化を求めるものである。 【支障事例】 都市計画区域内外で施設を整備するに必要な法手続きを、国が指導していないかったことから、事業実施を延期した例があるなど、都道府県が介していくれば防ぐことのできた事例もある。多方面にわたる事情に精通した都道府県が実施する事業とすべきである。	「農」のある暮らしづくり交付金実施要綱	農林水産省	兵庫県、大蔵府、徳島県	C 対応不可	本年6月に開催された行政事業レビュー公開プロセスにおいて、「農」のある暮らしづくり交付金が廃止の評価を受けたため、今後の取扱いは未定である。	・国の方針を見て今後の対応を検討する。	・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の効率化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体とするか、都道府県に交付すること			
917	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	【制度改正の必要性】 「空飛ぶ補助金」のうち「農」のある暮らしづくり交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性】 「空飛ぶ補助金」のうち「農」のある暮らしづくり交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	「農」のある暮らしづくり交付金実施要綱	農林水産省	埼玉県	C 対応不可	本年6月に開催された行政事業レビュー公開プロセスにおいて、「農」のある暮らしづくり交付金が廃止の評価を受けたため、今後の取扱いは未定である。	本交付金は、社会の高齢化・成熟化が進み国民の意識が多様化する中、「農」のある暮らしづくり交付金が廃止の評価を受けたため、今後の取扱いは未定である。	・國から民間団体等に直接交付される補助金等については、都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の効率化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体とするか、都道府県に交付すること			

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		措置結果 (平26対応方針(平21.12.開催決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22開催決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>とし、 ※平28対応方針(平28.12.20開催決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>とし、 ※平29対応方針(平29.12.26開催決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>とし、 ※平30対応方針(平30.12.26開催決定)に記載があるものは当該抜粋を<平30>とする。 ※記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
757			C 対応不可	本交付金を国が直接交付するのは、御指摘の「全国への適切な情報提供」のみならず、前回答にあるように、都道府県域を越えた全国的な見地に立った上で、モデルとなる地域を選定・推進すること等を企図しているためであり、都道府県に本交付金の交付事務を移譲することは困難である。	4【農林水産省】 (18)都市農村共生・対流総合対策交付金 国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された促進計画等に係る情報提供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行う。	通知	平成27年 4月9日	都市農村共生・対流総合対策交付金 実施要綱の一部改正について(平成27年4月9日付け26農振第1998号農林水産事務次官通知)		
918	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行ふべきである。		C 対応不可	本交付金を国が直接交付るのは、前回答にあるように、都道府県域を越えた全国的な見地に立った上で、モデルとなる地域を選定・推進すること等を企図しているためであり、都道府県に本交付金の交付事務を移譲することは困難である。	[再掲] 4【農林水産省】 (18)都市農村共生・対流総合対策交付金 国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された促進計画等に係る情報提供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行う。	通知	平成27年 4月9日	都市農村共生・対流総合対策交付金 実施要綱の一部改正について(平成27年4月9日付け26農振第1998号農林水産事務次官通知)		
758			C 対応不可	「『農』のある暮らしづくり交付金」については、行政事業レビュー公開プロセスの結果を踏まえ、平成27年度の予算要求を行わないこととした。						
917	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行ふべきである。		C 対応不可	「『農』のある暮らしづくり交付金」については、行政事業レビュー公開プロセスの結果を踏まえ、平成27年度の予算要求を行わないこととした。						

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見		
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料	
759	経営所得安定対策等に係る「水田活用の直接支払交付金・交付事務の国から都道府県への移譲	【現行】 経営所得安定対策等に係る「水田活用の直接支払交付金」の対象作物及び単価を決定し、農業者に対する事務を国から都道府県へ交付金化し、移譲すること。 【制度改正の必要性・効果】 現状では、対象作物として対象となる作物は全国一律であり、上記のように、本県で交付を推進する野菜は、対象作物とされていないがゆえである。地域の実情に合わせた水田転換作物への該導を図る上でも、交付金の財源を国から都道府県へ交付金化し、移譲したうえで、助成対象作物や、単価の設定を都道府県で決めるようすべきである。 また、都道府県が実施する各種振興施策と連動させることによって、より効果の高い事業展開が可能となる。	経営所得安定対策等実施要綱	農林水産省	兵庫県	C 対応不可	水田活用の直接支払交付金においては、国としての水田フル活用の推進のために全国的な作付の拡大が必要な米、大豆、飼料作物等の戦略的作物に対する支援・戦略的作物助成)に加え、地域が取組内容(作物等)・単価を設定できる産地交付金の仕組み(交付については農業生産者等の産地交付金の仕組み)による支給額を決定する仕組み)を設けており、本年度はその予算額も大幅に拡充されています(H25・5億円→H26・804億円)。野菜等の振興についても、当該交付金を有効に活用していくべきと考えています。 米、大豆、飼料用米等の戦略的作物については、内閣として先般取りまとめた農政の見直しの重要な柱として、その本質化及びそれによる水田フル活用を着実に進めることとされていますので、それに支障が生じるところがないようにする必要があります、対応は困難であるところです。	・国による基準が示されれば、都道府県が交付主体となつても支障は生じない。むしろ、地域を熟知する県の方が適切な審査・運用が可能である。						
760	経営所得安定対策等に係る「米の直接支払交付金・交付事務の国から都道府県への移譲	【現行】 経営所得安定対策等に係る「米の直接支払交付金」の対象作物及び単価を国から都道府県へ交付金化し、移譲すること。 【制度改正の必要性】 米の生産数量目標の部分の米育苗は、都道府県が市町に対し実施していること。米の直接支払交付金・交付事務についても国から都道府県へ交付金化し、移譲すべきである。 【制度改正の効果】 これにより、現状では、平地と中山間地等の条件不利地との間や、大規模稻作農家などの手と手で兼業農家の間で一律である助成単価に差を設けるなど、各都道府県の地域に合わせた交付金の活用が図られ、需要に応じた主食米生産とともに水田の維持管理につながる。 (平成29年度までの暫時措置)	経営所得安定対策等実施要綱	農林水産省	兵庫県	C 対応不可	米の直接支払交付金については、米は諸外国との生産条件の格差から生じる不利ではなく、また、潜在的な生産力が量を上回っているなど政策的な問題があつたため、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月農林水産省・地域の活力創造本部決定)において廃止を決定したことです。平成26年度米の生産目標を750万t(10a)削減する方針で、平成29年度まで実施することとしたのは、この交付金を前提に、機械・施設への投資を行ってきた農業者等がいたための激変緩和措置です。 このため、米の直接支払交付金について、新たに交付単価に差を設けるなど、これまで異なる仕組みすることは、激変緩和措置としての交付金の性質からして適当ではありません。 また、米の直接支払交付金は、全国一律の単価とすることにより、コスト削減等の取組が地域においては努力に応じて所得が向かう結果となるとしているが、仮に、地域別の単価を設定することとした場合、コスト削減等の努力をしない地域が、努力をした地域よりも多くの交付金を得ることになりかねず、逆に不公平になると考えられます。 なお、傾斜地などの条件不利地に対しては、水稲に限らず、水田・畑地を対象とした中山間地域等直接支払を行っているところです。	・国による基準が示されれば、県が交付主体となつても支障は生じない。むしろ、地域を熟知する県の方が適切な審査運用が可能である。						
761	日本食・食文化魅力発信プロジェクト「日本の食のモデル地域育成事業」に係る交付事務の都道府県への移譲	【現行】 地域で生産・製造される国産農林水産物や食品の消費拡大を図るために商品開発・販路拡大・人材育成等に係る取組を支援する「食のモデル地域育成事業」では、農林水産省が公募、採択し、交付金は「食のモデル地域実行協議会」に交付され、当該協議会に県が構成員となっている場合は、都道府県が実施される。 【制度改正の必要性】 都道府県においては、特徴ある食品の加工技術の開発や、その生産者の育成に係る事業を展開したり、また都道府県が展開している独自のブランド戦略との連携を図ることで、蓄積された技術情報をデータベースを有効に活用できることから、より効率的に事業を展開することが可能となるため、国から都道府県に事業を移譲すべきである。 【支障事例】 具体的な支障事例として、本県では淡路島の農産物・加工食品の生産・流通・観光・消費等の活性化等の淡路島の魅力をさらに引き立てるなどにより、島内はもちろん島外などの大消費地での販路開拓等と並行して、22年度度「食のモデル地域育成協議会」(事務局: 淡路農業振興会)を設立し、ラード推進戦略を展開してきました。一方で、25年度度に淡路市や株式会社等が構成メンバーとなり、「淡路地域のモデル構成協議会」を設立し、本事業を行っているが、同団体が本事業に採択されることについて県に情報が入り情報が入り重複する部分があり、県が本事業の交付事務を行っていくれば、応募団体に既存団体との調整や県のブランド戦略等を指導することで、より効率的に事業展開が可能となったが、調整不足が見られた。	日本の食魅力発見・利用促進事業実施要綱	農林水産省	兵庫県	C 対応不可	本事業は「日本食・食文化魅力発信プロジェクト」の一環として、成果を全国に広く発信することを目的に地域でモデル的な取組を行う協議会の活動を補助するものであり、国として実施することが効果的な施策であると考えています。 なお、本事業では、地方の実情を反映するため、実施要領において、事業実施主体である協議会に地方公共団体(都道府県又は市町村)の参画を必須としているところです。	・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること						
919	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	【制度改正の必要性】 空飛ぶ補助金(うち食のモデル地域育成事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性】 空飛ぶ補助金(うち食のモデル地域育成事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	日本の食魅力発見・利用促進事業実施要綱	農林水産省	埼玉県	C 対応不可	本事業は「日本食・食文化魅力発信プロジェクト」の一環として、成果を全国に広く発信することを目的に地域でモデル的な取組を行う協議会の活動を補助するものであり、国として実施することが効果的な施策であると考えています。 なお、本事業では、地方の実情を反映するため、実施要領において、事業実施主体である協議会に地方公共団体(都道府県又は市町村)の参画を必須としているところです。	本事業は、国産農林水産物・食品や日本食・食文化の魅力を再発見し、全国に広く発信することを通じて、国産農林水産物・食品の消費拡大に繋げることを目的に、地域の農林水産物の利用促進や全国レベルでの国産農林水産物・食品の消費拡大に向けた取組等を、日本の食魅力再発見・利用促進事業による一括りの形で合併的に推進するものである。また、地方の実情を反映するため、実施要領において、事業実施主体である協議会に地方公共団体(都道府県又は市町村)の参画を必須としているところです。	・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること				

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		問題結果 ※平成27年度方針(平27.1.30閣議決定)抜粋 ①農林水産省の直接支払制度改定に係るもの ※平28年度方針(平28.1.22閣議決定)に係るもの ※平29年度方針(平29.1.22閣議決定)に係るものは当該抜粋を<平28>として記載 ※平30年度方針(平30.1.22閣議決定)に係るものは当該抜粋を<平29>として記載	対応方針の指標(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
759	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された い。		C 対応不可	前回お答えしましたように、水田活用の直接支払交付金においては、国としての水田活用の推進のために全国的な交付の拡大が必要な作物に対する支援に加え、地域が取組内容・単価を設定できる産地交付金を設けており、本年度はその予算額も大幅に拡充されていますので、野菜等の振興については、当該交付金を効果的に御活用いただきたいたいと考えています。 また、大豆・飼料米等の栽培作物については、内閣として先般取りまとめた農政の見直しの重要な柱として、その水作化及びそれに伴う水田フル活用を着実に進めることとされていますので、それに賛同が生じることかないとおもいます。	4 【農林水産省】 (14) 水田活用の直接支払交付金 国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、当該都道府県の水田フル活用ビジョンを踏まえて事業実施主体から提出された事業計画等に係る情報提供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行う。	通知	平成27年 4月9日	水田活用の直接支払交付金実施要領の一部改正について(平成27年3月9日付)26年度第349号農林水産省生産局通知)		
760	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された い。		C 対応不可	米の直接支払交付金は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定)において、平成30年度から廃止することとされています。このような中で、平成22年度米からの単価を1500円/10aに削減した上で平成29年度まで実施することとしたのは、この交付金を前提に、機械・施設への投資を行ってきた農業の担い手等がいたため、4年間限りの激変緩和措置です。 このため、提案内容のように、本制度の廃止までの間、都道府県が交付単価に差を設けるなど、これまで異なる仕組みにしてしまうことは、当府が決定した激変緩和措置を変更し、この激変緩和措置を踏まて経営の計画を立てている農業の担い手に対し、再度の経営計画の変更を困難なさせるとなるため、激変緩和措置の趣旨が実現できなくなることから、通常ではありません。	4 【農林水産省】 (17) 食のモデル地域育成事業 国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された事業計画等に係る情報提供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行う。	通知	平成27年 1月15日	平成27年度日本の食能力再発見・利用促進事業のうち食のモデル地域育成事業の実施要領(平成27年1月15日付)26年度第2468号)において、意見聴取等の手続を記載の上公募。		
761			C 対応不可	前回お答えしましたように、本事業は、「日本食・食文化魅力発信プロジェクト」において、本事業で実施する地域のモデル的な取組について、その取組の成果などを全国に広く発信することを目的とする全国事業と一体的に補助するものです。 この目的を達成するために、国が公募により直接全国レベルのモデル性を有する事業主体を探査・評議して選定する一方、都道府県が事業主体を候補することは国民投票者等による協議会において、本事業では、地方の声を反映するため、実施要領において、事業実施主体である協議会に地方公共団体(都道府県又は市町村)の参画を必須としており、都道府県が推進する地産地消の取組をはじめとする農業振興事業との連携を図り、効果を最大限発揮することが可能な仕組みとなっております。	4 【農林水産省】 (17) 食のモデル地域育成事業 国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された事業計画等に係る情報提供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行う。	通知	平成27年 1月15日	平成27年度日本の食能力再発見・利 用促進事業のうち食のモデル地域育成事業の実施要領(平成27年1月15日付)26年度第2468号)において、意見聴取等の手続を記載の上公募。		
919	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の 基準と異なることで、都道府県の額度が新 たにわかることが、申請等に係る事務 手続きの増加等への懸念もあることか ら、慎重に検討を行わべきである。		C 対応不可	前回お答えしましたように、本事業は、「日本食・食文化魅力発信プロジェクト」において、本事業を実施する地域のモデル的な取組について、その取組の成果などを全国に広く発信することを目的とする全国事業と一体的に補助するものです。 この目的を達成するために、国が公募により直接全国レベルのモデル性を有する事業主体を探査・評議して選定する一方、都道府県が事業主体を候補することは国民投票者等による協議会において、本事業では、地方の声を反映するため、実施要領において、事業実施主体である協議会に地方公共団体(都道府県又は市町村)の参画を必須としており、都道府県が推進する地産地消の取組をはじめとする農業振興事業との連携を図り、効果を最大限発揮することが可能な仕組みとなっております。	4 【農林水産省】 (17) 食のモデル地域育成事業 国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された事業計画等に係る情報提供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行う。	通知	平成27年 1月15日	平成27年度日本の食能力再発見・利 用促進事業のうち食のモデル地域育成事業の実施要領(平成27年1月15日付)26年度第2468号)において、意見聴取等の手続を記載の上公募。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
913	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	【制度改正の必要性等】 「空飛ぶ補助金」のうち農業基盤整備促進事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 「空飛ぶ補助金」は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への適度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 ついでに、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 市町村が単独で行なうよりも、県と一体として実施した方が効果が期待できる。	農業基盤整備促進事業実施要綱	埼玉県	C 対応不可	農業基盤整備促進事業は、我が国農業の競争力を強化するために、取り手への農地集積や農業の高付加価値化を推進するという国の政策目標を達成するための事業であり、財源・権限を都道府県に移譲することはできない。	地域の実情に応じ迅速かつ細め細やかに農地や農業水利施設等の整備に対する補助する制度である。そのため、市町村が単独で行なうよりも、県と一緒にして実施した方が効果が期待できる。	・都道府県が基本方針を策定するときに、農地の特性や意向を踏まえて実施するための事務をより精緻している県が直接対応するものにより、費用をかけず、間接交付するものとの都道府県経由で交付するものを併用しているところであり、都道府県の判断に基づき、都道府県経由で交付することが可能である。	・國から民間団体等に直接交付される補助金等については、都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大化するため、都道府県と県と一緒にして実施した方が効果が期待できる。また、国が基本方針を策定するときに、農地の特性や意向を踏まえて実施するための事務をより精緻している県が直接対応するものにより、費用をかけず、間接交付するものとの都道府県経由で交付するものと併用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること			
914	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	【制度改正の必要性等】 「空飛ぶ補助金」のうち環境保全型農業直接支払対策実施要綱について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 「空飛ぶ補助金」は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への適度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 ついでに、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 県で交付金を受けられ、生産者への支払いを一本化することで、事務処理の効率化を図ることができる。	環境保全型農業直接支払対策実施要綱	埼玉県	C 対応不可	環境保全型農業直接支払交付金については、平成27年度からは、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、国が作成する基本指針に即して、都道府県が基本方針を策定するとともに、市町村は促進計画の策定及び農業者団体等の事業計画を認定することとしており、こうした国や地方公共団体の方針・計画に則って実施するものである。	当該交付金は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、国が作成する基本指針に即して、都道府県が基本方針を策定するとともに、市町村は促進計画の策定及び農業者団体等の事業計画を認定することから、県で交付金を受けられ、生産者への支払いを一本化することで、事務処理の効率化を図ることができる。	・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること				
922	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	【制度改正の必要性等】 「空飛ぶ補助金」のうち農業経営支援対策事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 「空飛ぶ補助金」は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への適度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 ついでに、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 産地の実情を把握している県が行なうことで、より効率よく、効果的な事業実施が可能となる。	果樹等生産出荷安定対策実施要綱	埼玉県	C 対応不可	永年性作物であり、隔年結果等により苦楽バランスが崩れやすい果樹については、中長期的な需給見通しに即した生産需給を図るとともに、全国的な需給動向に即した生産的生産・出荷体制を確保することが必要であることから、果樹農業振興基本方針などをもとに、その推進を図るため、農業者団体等はこれまで国と市町村が分担して実施されてきた農業生産調整事業を実施するようになります。このため、本事業についても、需要と供給をはじめとして、全国各地の果樹の生産や販路を把握しつつ、全国一律ルールの下で実施する必要があることから、県の実情として行なうこととしています。	本事業は、果樹法に基づき、都道府県が定める「果樹農業振興計画」や、農業代表、農協、市町村、県普及・行政組織等により構成される産地協議会が産地の特性や意向を踏まえて目指すべき姿を定める「果樹生産地構造改革計画」に沿って実施している。	・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること				
923	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	【制度改正の必要性等】 「空飛ぶ補助金」のうち茶改植等支援事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 「空飛ぶ補助金」は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への適度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 ついでに、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 産地の実情を把握している県が行なうことで、より効率よく、効果的な事業実施が可能となる。	茶改植等支援事業実施要綱	埼玉県	C 対応不可	茶改植等支援事業については、お茶の振興に関する法律(平成23年法律第21号)の制定とともに措置された事業であり、国内の茶の需要拡大や輸出拡大の取組と密接な関係があることから、国の指導等が直轄的に可能となる直轄事業として設けられたものであります。	茶については、産地ごとに存在しており、産地ごとの規模も大きく異なることから、その事業量については、年度ごと、地域ごとに全国の産地が、基本方針の下で一括として茶の生産振興を行なうためには、国が茶地帯ごとに、茶の生産の実情をより詳しく把握している県が事業を実施することにより、産地と縦密な連携を取り、より効率的で効率的な事業実施が可能となる。	・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること				

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		措置種別 (平26対北方針(平21.1.1開闢決定)抜粋) 平27対北方針(平21.12.22開闢決定)に記載があるものは当該抜粂を<平27>とし 平28対北方針(平28.1.20開闢決定)に記載があるものは当該抜粂を<平28>とし 平29対北方針(平28.12.26開闢決定)に記載があるものは当該抜粂を<平29>とし て併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
913	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の 関与とは別に、都道府県の関与が新 たに加わることや、申請等に係る事務 手続きの増加等への懸念もあることか ら、慎重に検討を行うべきである。		C 対応不可	農業基盤整備促進事業は、国の政策目標を達成するために行っているものであり、財源・権限を都 道府県へ移譲することはできない。 各実施地図について、都道府県の農業政策や関連する事業の実施等とも整合を図る必要があります。 採択申請は、都道府県経由で行っているところである。都道府県においては申請申請書の提出を行 うことで、都道府県の審査が可能である。また、本事業は都道府県を経由して実施されることで問題であ り、地域の実情に応じた事業を実現していく。(全国市長会からは、市町村への交付分について、都 道府県の判断にまつづき、都道府県が新たに加わることから慎重に検討を行うべきとの意見も 出されている。) また、補助金の交付方法については、事業主体に直接交付するものと都道府県経由で交付するも のとを併用しているところであり、都道府県の判断に基づき、都道府県経由で交付することが可能と している。これは、事業の内容に応じてどちらの交付方法も希望する都道府県があることを踏まえた 措置であり、地域の実情に応じた制度になっている。	4 【農林水産省】 (16) 農業基盤整備促進事業 平成26年2月以降、都道府県以外が事業実施主体となる場合においても、都道府県経由で申請申請書の提出を行 うことで、都道府県の審査が可能となることと併せて、交付方法について このため、都道府県の判断にまつづき、都道府県が新たに加わることから慎重に検討を行うべきとの意見も 出されている。	周知	平成27年 2月3日	農業基盤整備促進事業実施要綱(平 成27年2月3日付け農報第1718号) 土地改良事業関係補助金交付手続 (平成27年2月3日付け農報第1732号)		
914	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の 関与とは別に、都道府県の関与が新 たに加わることや、申請等に係る事務 手続きの増加等への懸念もあることか ら、慎重に検討を行うべきである。		C 対応不可	前回お答えしたように、環境保全型農業直接支払交付金については、平成27年度からは、農業の 有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、国が作成する基本指針に即して、都道府 県が基本方針を策定するとともに、市町村は促進計画の策定及び農業者団体等の事業計画を認 定することとしており、こうした国や地方公共団体の方針・計画に則して実施されることになります。 このため、法律に基づき、引き続き、国の事業として実施するところながら、交付ルートを、國から 農業者団体等へ直接交付する形態を取ることとなりました。また、都道府県は、農業者団体等による 申請の申請に基づき、国は都道府県に必要なする額を交付する仕組みに見直すこととしています。 また、農業者団体等からはこれまで国費と市町村分にかけて提出されていた交付申請書が1つ になること等により、事業手続きの負担も軽減されるものと考えています。 なお、本制度においては、都道府県が地域の実情に応じて独自の取組を地域特認取組として申 請できるものとなっており、その際には農業者への交付単価も含め設定できるなど、地方の裁量を 活かした制度となっています。	4 【農林水産省】 (15) 環境保全型農業直接支払交付金 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 (平26法78)に基づき、國から農業者等へ直接交付する 仕組みから、都道府県及び市町村を経由して農業者の 組織する団体等に交付する仕組みに見直す。 また、農業者団体等からはこれまで国費と市町村分にかけて提出されていた交付申請書が1つ になること等により、事業手続きの負担も軽減されるものと考えています。	法律	平成27年 4月1日	農業の有する多面的機能の発揮の促 進に関する法律(平成26年法律第78 号)		
922	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の 関与とは別に、都道府県の関与が新 たに加わることや、申請等に係る事務 手続きの増加等への懸念もあることか ら、慎重に検討を行うべきである。		C 対応不可	本事業の執行に際しては、各地域協議会が作成した事業実施計画について、果樹法に基づき都 道府県段階に設立された法人が取りまとめの上で都道府県知事に協議を行い、その承認を受ける こととしています。 また、産地協議会が「果樹生産地構造改革計画」を策定する際は、都道府県知事に協議を行い、当 該県の「果樹生産地構造改革計画」に沿った点からの審査、承認を受けることとしています。 なお、本事業については、改修・未収益期間に対する支援を定額助成とともに、申請期間を 年3回設定など、産地の要望に応じた事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用に努めてきたこと です。 このように、現行制度においても、都道府県の意向を十分に反映させた上で事業を執行すること が可能です。	4 【農林水産省】 (11) 茶改植等支援事業 (11) 茶改植等支援事業 と都道府県の連携強化を図るために、都道府県に対し、 事業実施主体から提出された事業計画等に係る情報提 供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行う。	通知	平成27年 4月9日	茶改植等支援事業実施要領の一部改 正について(平成27年4月9日付け26 生産第345号農林水産省生産局長通 知)		
923	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の 関与とは別に、都道府県の関与が新 たに加わることや、申請等に係る事務 手続きの増加等への懸念もあることか ら、慎重に検討を行うべきである。		C 対応不可	都道府県との施策連携を密に図るため、事業実施主体決定時において、都道府県に情報提供を行 うよう要綱等を改正します。	4 【農林水産省】 (11) 茶改植等支援事業 (11) 茶改植等支援事業 と都道府県の連携強化を図るために、都道府県に対し、 事業実施主体から提出された事業計画等に係る情報提 供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行う。	通知	平成27年 4月9日	茶改植等支援事業実施要領の一部改 正について(平成27年4月9日付け26 生産第345号農林水産省生産局長通 知)		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
773	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への容器包装リサイクル法に基づく立入検査、報告微収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、各都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする。)事業者等への立入検査、報告微収事業者等への指導、助言事業者等への勧告、公表、命令	【現行・支障事例】本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告微収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施した場合、報告微収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的には、報告微収等の権限がないため、支障があっても把握できないこと、特に、報告微収等の権限がないため、支障があっても把握できないことを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】都道府県のすべての事務所に対する報告微収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、同時に立入検査を行ふとともに、指導、助言、勧告、命令を行ふにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようになります。	容器包装に係る分別収集及び再商品化を行う方法(法律第19条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自動化を行う方法(法律第20条)に基づく権限を有する県として、立入検査、指導、助言、勧告、命令等の権限は、各規制法において統合的な権限を保ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。	C 対応不可	特定期事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財團法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法律第19条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自動化を行う方法(法律第20条)がある。一方で、立入検査、指導、助言、勧告、命令等の権限は、各規制法において統合的な権限を保ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。	・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。					
974	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告、立入検査、指導、助言および勧告、命令による事務の権限を、各都道府県へ移譲すること。(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用、再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にあります。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の5、第7条の7、第9条、第20条、第39条、第40条	環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	関西広域連合	C 対応不可	特定期事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財團法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て容器包装の自動化を行う方法(法律第19条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自動化を行う方法(法律第20条)がある。報告微収、立入検査、指導、助言、勧告、命令等の権限は、各規制法において統合的な権限を保ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。	現在、各地方農政局に委任されている報告微収・立入検査に関しては、從前より一部都道府県を除く場合は各都道府県への移譲も検討可能となってきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違いはないと考える。 また、指導、助言、勧告、命令等の権限については、国による統一性的確保における観点の設定および専門的、技術的な支援があれば、広域連合でも判断を保ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			
978	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく指導監督の権限の移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく指導監督の権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理に関する権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府県が共催していることにより、総割り行政の弊害が生じるおそれがある。各自治体、地域の状況は様々であることに加え、希望する都道府県の手上有り方程式とする。権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理に関する権限を移譲できるものとする。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第5条の5、第19条～20条、第39～40条	環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	鳥取県	C 対応不可	特定期事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財團法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て容器包装の自動化を行う方法(法律第19条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自動化を行う方法(法律第20条)がある。報告微収、立入検査、指導、助言、勧告、命令等の権限は、各規制法において統合的な権限を保ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。	廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告微収、立入検査、指導、命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一的な観点を考慮しつつ、從前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、容器包装リサイクル法に基づく指導、監督の権限の移譲に関する報告微収、立入検査、指導、助言、勧告、命令等の権限については、既存の規制法に基づく規制の範囲で運用することによって事務の効率化が図られるところから、移譲が必要である。 なお、法第15条は第19条に基づく認定を受けて再商品化を行っている事業者はごく限られており、大多数は国の認定を受けずに指定法への支払いによって義務を履行しているとの認識している。(指定法への支払い率: 74.371%、自主回収認定業者: 70者)(H25.09.19中央環境審議会容器包装の3R推進に関する小委員会資料)	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			
775	食品衛環境資源の再生利用率の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への食品リサイクル法に基づく立入検査、報告微収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、各都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする。)事業者等への立入検査、報告微収事業者等への指導、公表、助言事業者等への勧告、命令	【現行・支障事例】本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告微収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施した場合、報告微収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的には、報告微収等の権限がないため、支障があっても把握できないことを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】都道府県のすべての事務所に対する報告微収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、同時に立入検査を行ふとともに、指導、助言、勧告、命令を行ふにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。	食品衛環境資源の再生利用率の促進に関する法律第8条、第10条、第24条	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	C 対応不可	報告微収、立入検査、指導、公表、助言、勧告、命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法的目표を達成するため、他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用率事業者の状況など、食品循環資源を取扱い毎の時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見			重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		対応方針の措置(検討状況)	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
	意見	補足資料	区分		回答	実施(予定)時期				
773			C 対応不可		<p>○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の理念 は、容器包装の分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成12年法律第112号、以下「法」という。)は、容器包装業物の排出の抑制並びにその分別収集及び二回以上使われた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通して、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。</p> <p>法律の制定の背景には、家庭等から排出される一般廃棄物の量が増加し、その最終処分場が不足しつつある現状を踏まえ、容器包装の分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成12年法律第112号)に基づき、容器包装の利用、製造等する全国の事業者が責任を負うことにより、容器包装業物について、全国的なナックルシステムを構築することによって、社会全体で適かつ円滑に容器包装業物の再商品化等を進めようとする考え方があつたところ。</p> <p>特定事業者による容器包装業物の再商品化義務の履行方法には、本第21条第1項に基づく特定期法人である公務員財團法人日本本部(以下「公務員財團法人」といいます。)の再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を受けて自ら再商品化を行いうる法(15条)、及主務大臣の認定を得て容器包装の自主吸収を行う法(26条)がある。</p> <p>また、法においては、全国の特定事業者に対する全国統一の親点から容器包装業物を均質に譲り、全国の特定事業者によって、全国の容器包装業物の再商品化を支えるシステムとなっている。</p> <p>このため、法に基づく指導等の措置は、それぞれの履行方法による履歴状況を踏まえつつ、移譲要望外となる現地の活動している他の事業者の取扱状況等を踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定取消の手続等が行われるが、合意用紙等の取扱い等が、全国統一的な親点から実施するところが適当であることがあるから、これらの事務を地方に移譲することに困難がある。</p> <p>仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点については別紙を参照されたい。</p>	<p>平成27[北方町(平成27.12.22開闇決定)・北方町(平成27.12.22開闇決定)・北方町(平成28.12.22開闇決定)]に記載があるものは当該抜粋を<平27>とし 平成28[北方町(平成28.12.22開闇決定)・北方町(平成28.12.22開闇決定)]に記載があるものは当該抜粂を<平28>とし 平成29[北方町(平成29.12.22開闇決定)・北方町(平成29.12.22開闇決定)]に記載があるものは当該抜粂を<平29>とし [削除]</p> <p><平28> 4【農林水産省】 (7)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成12年) 財務省、厚生労働省、経済産業省及び立入査査については、関係する審議会において、容器包装多量利用事業者が主務大臣に提出する定期報告(7条の1)に記載する情報の活用について、平成28年度中に、地方ブロック(全国8ブロックごとの自治体職員との情報共有の場で、周知を行った。</p>	情報提供・周知	平成28年度中		
974			C 対応不可		<p>○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の理念 は、容器包装の分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成12年法律第112号、以下「法」という。)は、容器包装業物の排出の抑制並びにその分別収集及び二回以上使われた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通して、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。</p> <p>法律の制定の背景には、家庭等から排出される一般廃棄物の量が増加し、その最終処分場が不足しつつある現状を踏まえ、容器包装の分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成12年法律第112号)に基づき、容器包装の利用、製造等する全国の事業者が責任を負うことにより、容器包装業物について、全国的なナックルシステムを構築することによって、社会全体で適かつ円滑に容器包装業物の再商品化等を進めようとする考え方があつたところ。</p> <p>特定事業者による容器包装業物の再商品化義務の履行方法には、本第21条第1項に基づく特定期法人である公務員財團法人日本本部(以下「公務員財團法人」といいます。)の再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を受けて自ら再商品化を行いうる法(15条)、及主務大臣の認定を得て容器包装の自主吸収を行う法(26条)がある。</p> <p>また、法においては、全国の特定事業者に対する全国統一の親点から容器包装業物を均質に譲り、全国の特定事業者によって、全国の容器包装業物の再商品化を支えるシステムとなっている。</p> <p>このため、法に基づく指導等の措置は、それぞれの履行方法による履歴状況を踏まえつつ、移譲要望外となる現地の活動している他の事業者の取扱状況等を踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定取消の手続等が行われるが、合意用紙等の取扱い等が、全国統一的な親点から実施するところが適当であることがあるから、これらの事務を地方に移譲することに困難がある。</p> <p>仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点については別紙を参照されたい。</p>	<p>[再掲] <平26> 4【農林水産省】 (7)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成12年) 財務省、厚生労働省、経済産業省及び立入査査については、関係する審議会において、容器包装多量利用事業者が主務大臣に提出する定期報告(7条の1)に記載する情報の活用について、平成28年度中に、地方ブロック(全国8ブロックごとの自治体職員との情報共有の場で、周知を行った。</p>	情報提供・周知	平成28年度中		
978	【全国市長会】 権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場合は、手上げ式による移譲を求める。		C 対応不可		<p>○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の理念 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成12年法律第112号、以下「法」という。)は、容器包装業物の排出の抑制並びにその分別収集及び二回以上使われた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通して、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。</p> <p>法律の制定の背景には、家庭等から排出される一般廃棄物の量が増加し、その最終処分場が不足しつつある現状を踏まえ、容器包装の分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成12年法律第112号)に基づき、一般廃棄物として容器包装を用いて販売する業者等の責任を負うことにより、容器包装の利用、製造等する全国の事業者が責任を負うことにより、容器包装業物について、全国的なナックルシステムを構築することによって、社会全体で適かつ円滑に容器包装業物の再商品化等を進めようとする考え方があつたところ。</p> <p>特定事業者による容器包装業物の再商品化義務の履行方法には、本第21条第1項に基づく特定期法人である公務員財團法人日本本部(以下「公務員財團法人」といいます。)の再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を受けて自ら再商品化を行いうる法(15条)、及主務大臣の認定を得て容器包装の自主吸収を行う法(26条)がある。</p> <p>また、法においては、全国の特定事業者に対する全国統一の親点から容器包装業物を均質に譲り、全国の特定事業者によって、全国の容器包装業物の再商品化を支えるシステムとなっている。</p> <p>このため、法に基づく指導等の措置は、それぞれの履行方法による履歴状況を踏まえつつ、移譲要望外となる現地の活動している他の事業者の取扱状況等を踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定取消の手続等が行われるが、合意用紙等の取扱い等が、全国統一的な親点から実施するところが適当であることがあるから、これらの事務を地方に移譲することに困難がある。</p> <p>仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点については別紙を参照されたい。</p>	<p>[再掲] <平26> 4【農林水産省】 (7)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成12年) 財務省、厚生労働省、経済産業省及び立入査査については、関係する審議会において、容器包装多量利用事業者が主務大臣に提出する定期報告(7条の1)に記載する情報の活用について、平成28年度中に、地方ブロック(全国8ブロックごとの自治体職員との情報共有の場で、周知を行った。</p>	情報提供・周知	平成28年度中		
775			C 対応不可		<p>○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の理念 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号、以下「法」という。)は、食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品残渣について、国の基本方針及び食品流通事業者の判断の基準ならべく事業所を定め、当該事業所を選定するための措置を講ずるとともに、再生利用率の算出制度その他食品循環資源の再生利用率の算出方法の確保及び食品に係る資源の排出の抑制等の措置を講ずる。また、食品の資源の有効な利用の確保並びに食品循環資源の再生利用等の促進のための施策として、食品の資源の有効な利用の確保並びに食品循環資源の再生利用等の促進を図る。法律の制定の背景には、農業物の最終的分野のリユース、廃棄物問題等の取扱いを踏まえながら、食品の資源等の過剰な過程等において生ずる食品残渣が大量に排出され、資源として有効利用できるものかわからず、その大部分が焼却されていた状況を踏まえ、国全体で食品残渣の再生利用等の促進を図るため、国が全國的な食品残渣の発生状況等を踏まえながら、全国統一的な親点から取り組むべき目標等を定めつつ、全国の事業者に対して取組を促していくとの考え方があったところ。</p> <p>食品関連事業者は、主務大臣が定める判断の基準ならべく事業所を定め、再生利用率に取り組むこととされている。判断の基準となるべき事項には、再生利用率の実施の原則、食品循環資源の再生利用等の実施に関する目標、発生抑制の方法等について実施されおり、この事項は、食品廃棄物等を主に発生させる食品関連事業者が、主務大臣に毎年度報告する、食品廃棄物等の発生量と主に生田無への削減量による評価チャートによ。</p>	<p><平26> 4【農林水産省】 (8)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年) 財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共に [削除] <平27> 4【農林水産省】 (6)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年) 財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省と共に [削除]</p>	省令	平成27年7月31日	食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令(平成27年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
975	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律による事務所の移譲に関する事務の指揮・助言および勧告・命令に係る事務の権限の広域連合への移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律による事務の指揮・助言および勧告・命令に係る事務の権限の広域連合への移譲を求める。(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・資源循環の責任を負う事業者への指導は誰が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくく感じるにある。 事業所が同一の府県の区域を超えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律による事務の指揮・助言および勧告・命令に係る事務の権限の広域連合への移譲を求める。(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)		農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	関西広域連合	C 対応不可	報告微収・立入検査・指導・公表・助言・勧告・命令等の一連の是正措置は、食品安全法の法目的達成に係るため、他の事業者との連携を取ることで、近隣の県域を含めた資源循環事業者の状況などを踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	現在、各地方農政局に委任されている報告微収・立入検査に関しては、従前より各府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能なこととされたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の厳しいことはないと考える。 また、指導・助言・勧告・命令等の措置については、国による統一性的確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見			重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		措置結果 (平28対応方針(平27.12.22開催決定)抜粋) 平27対応方針(平27.12.22開催決定)に記載があるものは当該抜粂を<平27>とし て記載 平28対応方針(平28.12.20開催決定)に記載があるものは当該抜粂を<平28>とし て記載 平29対応方針(平28.12.24開催決定)に記載があるものは当該抜粂を<平29>とし て記載	対応方針の措置(検討)状況				
	意見	補足資料	区分		回答	措置方法	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定			
					<p>また、食品リサイクルを促進するため、食品安全資源の肥料化等を行う事業者等に対しては、食品安全法の特例を行っている。これは、食品残さは設在する食品間連事業者の事業場で少量ずつ排出されるという特性を有している一方、再資源化を効率的に行っていためにはある程度の量のとどりが必要である。市町村ごとに必要となる産業物処理法上の許可を不要することで、広域にわたる事業場から再生利用事業を行う者が食品残さを譲渡しやさしくなると考えたに基づくものである。</p> <p>したがって、本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由な競争・契約によって処理されるべき産業物処理は異なり、国が、全國規模で製造・流通・消費される食品及びその産業物の現状について把握し、國の基本方針及び食品間連事業の判断の基準となるべき事項等を統計する必要がある。</p> <p>これらの食品リサイクル法の目的やその性質を鑑みれば、食品間連事業者等の義務の履行状況等にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することとする場合に、同様に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。</p> <p>仮に、権限を移譲した場合の実施上の問題点について別紙をご参照されたい。</p>	<p>食品廃棄物等多量発生事業者が主務大臣に提出する定期報告(9条1項)については、国と地方公共団体が連携して地域ごとの食品循環資源の再生利用等を促進するため、都道府県等の他の食品廃棄物等の生産量及び再生利用の実績量について報告を求めるうえ、食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令(平成19年農林水産省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号)</p>						
975			C 対応不可		<p>○食品安全資源の再生利用等の促進に関する法律の理念</p> <p>食品安全資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号、以下、「法」という。)では、食品の売れ残りや未熟にし、又は食品の製造工程において直前に発生している食品残さ(以下、「未熟食品」)について、国・基本方針及び食品間連事業の判断の基準となるべき事項を定め、当該事項を遵守させたための措置を講ずることとともに、再生利用率の基準とその他食品循環資源の再生利用率等を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効的な利用の確保及び食品安全環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。</p> <p>法律の制定の背景には、廃棄物の最終処分場の逼迫等、廃棄物問題に係る深刻化が進む中で、食品の製造等の過程等において生ずる食品残さが大量に排出され、資源として有効利用できるにもかからず、その一部が未使用で放置され、国全体で食品残さの再生利用率等の促進が図らなければならぬとの認識から、國が全国的な範囲で食品間連事業者等に適用する法律として制定されたものである。</p> <p>現もべきで、國がこの法律を制定するに際して取締を従事していくべきとの考え方があったところ、食品間連事業者は、主務大臣が定めた判断の基準となるべき事項に従い、再生利用率に取り組まざるとされており、判断の基準となるべき事項には再生利用率の実施の原則、食品循環資源の再生利用率等の実施に関する目標、発生抑制の方法等について定められており、この事項は、食品安全資源の再生利用率等を多量に発生させる食品間連事業者が、主務大臣に毎年度報告する、食品安全資源等の発生量や再生利用率等の現状を踏まえて決定される。</p> <p>また、食品リサイクルを促進するため、食品安全資源の肥料化等を行う事業者等に対しては、食品安全法の特例を行っている。これは、食品残さは設在する食品間連事業者の事業場で少量ずつ排出されるという特性を有している一方、再資源化を効率的に行っていためにはある程度の量のとどりが必要である。市町村ごとに必要となる産業物処理法上の許可を不要することで、広域にわたる事業場から再生利用事業を行う者が食品残さを譲渡しやさしくなると考えたに基づくものである。</p> <p>したがって、本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由な競争・契約によって処理されるべき産業物処理は異なり、国が、全國規模で製造・流通・消費される食品及びその産業物の現状について把握し、國の基本方針及び食品間連事業の判断の基準となるべき事項等を統計する必要がある。</p> <p>これらの食品リサイクル法の目的やその性質を鑑みれば、食品間連事業者等の義務の履行状況等にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することとする場合に、同様に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。</p> <p>仮に、権限を移譲した場合の実施上の問題点について別紙をご参照されたい。</p>	<p>【東北】 平成26> 【関東】 平成26> 【中部】 平成26> 【関西】 平成26> 【中国】 平成26> 【四国】 平成26> 【九州】 平成26></p> <p>4【農林水産省】 (6)食品安全資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法16)(財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管) 食品安全資源等多量発生事業者の定期の報告に関する省令(平成27年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号)</p> <p>【平27】 4【農林水産省】 (6)食品安全資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法16)(財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省と共管) 食品安全資源等多量発生事業者が主務大臣に提出する定期報告(19条1項)については、国と地方公共団体が連携して地域ごとの食品循環資源の再生利用等を促進するため、都道府県等の他の食品廃棄物等の生産量及び再生利用の実績量について報告を求めるうえ、食品安全資源等多量発生事業者の定期の報告に関する省令(平成19年農林水産省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号)を改正する。 【措置込み】食品安全資源等多量発生事業者の定期の報告に関する省令(平成27年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号)を改正する。</p>	省令	平成27年7月31日	食品安全資源等多量発生事業者の定期の報告に関する省令(平成27年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号)			

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
979	食品衛環境資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告、立入検査、勧告、命令に係る事務・権限の移譲	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないとから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導・助言等の権限がなければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収の権限がないため、支障があると把握できない。(具体的には、報告徴収してから後追いで状況把握、対応を行なうなどを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、公表、命令	農林水産省、鳥取県	C 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・公表・助言、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の目的を達成するため、他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品衛環境資源を取り巻く多くの時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があります。引き続き国による実施によって、届け出義務化されることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	報告徴収・立入検査、指導・公表・助言、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の目的を達成するため、他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品衛環境資源を取り巻く多くの時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があります。引き続き国による実施によって、届け出義務化されることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。					
776	資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないとから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導・助言等の権限がなければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収の権限がないため、支障があると把握できない。(具体的には、報告徴収してから後追いで状況把握、対応を行なうなどを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、公表、命令	資源有効利用促進法第11条、第13条、第16条、第17条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第32条、第33条、第35条、第36条、第37条	C 対応不可	同法目的を達成するため、国が全国統一的な観点から報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等を行う必要があり、これら権限を移譲することは困難である。命令に当たっては、主務大臣は産業構造審議会等の意見を聽いて行うこととされており、社会的妥当性を確保するため、慎重な検討が求められることから、国が統一して行うこととされるべきである。 【改正による効果】 同法の指定表示製品の販売等を行う者に対して、統一的な表示の標準を示し、その遵守を求めているところ、他の事業者の取り組み状況等を踏まえ、全国統一的な観点から国がこれら措置を行うことが適当である。	経済産業省、兵庫県、徳島県	・廃棄法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。					
27	農商工連携に関する事務の都道府県への移譲	【制度改正の必要性】 事業の目的が、農林漁業者と商工業者が通常の商取引関係を超えて協力し、お互いの強みを活かして新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行うことであるから、地方が地域の中小企業のニーズに基づくきめ細かい支援を行うことが必要である。全国的な観点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべきである。	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条、第5条 ・小企業、小規模事業者等連携促進支援助成、農商工等連携対策支援事業要綱	経済産業省、愛知県	C 対応不可	本制度は、中小企業の経営の向上や農林漁業経営の改善により国民経済の健全な発展に資することを目的とするものであり、国の役割を、地方が行なうことのできない全国レベルの先端的なモデル事業などの全国的視点に立った事業に限定する観点から、法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っているところ。 都道府県に移譲した場合、全国の視点による採択が困難になり、他の最適化がなされなくなるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、また、該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することに著しい支障が生じる。 また、認定件数が年間10件の都道府県も多数存在するが、事務量の多くに関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率である。	事業計画認定に係る事務について、既に各地域の経済産業局及び地方農政局に委託されていることからすれば、都道府県に移譲することにより、さらに地域の中小企業のニーズを踏まえたきめ細かい支援を行うことができるのではないか。 全国的な視点が必要である点に関しては、採択の基準を明確にされれば全国的視点による採択が困難になることはなく、本事業の目的を逃脱することはないと思われる。	・農商工連携に関する支援は、都道府県の間を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業に適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する事業に適切に連携することで、事業者の連携が困難あるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。					

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見			重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		措置種別 (平26対応方針(平21.12開催決定)抜粋) ※平27対応方針(平21.12.22開催決定)に記載があるものは当該抜粂を<平27>とし ※平28対応方針(平28.1.20開催決定)に記載があるものは当該抜粂を<平28>とし ※平29対応方針(平28.12.26開催決定)に記載があるものは当該抜粂を<平29>とし ※記述	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料	区分		回答		措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
851			C 対応不可	地域レベルでは、御指摘のとおり農商工連携ファンドの活用等による支援が行われていると承知しております。全国レベルでのモデルの事業の認定との相乗効果により、活用事業の裾野拡大と底上げが図られていると認識します。	【再掲】 4【農林水産省】 (10) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平20年6月1日法律第4号)（以下「農商工連携事業法」といいます）(4条1項)について、都道府県に對し、事業実施主体等に提出される当該計画の認定に關する情報提供を行うとともに、法認定取扱後の事業化状況について都道府県と連携して事業化に向けた指導及び助言を行なうなど、都道府県との連携強化を図る。 (ii) 農商工連携事業計画の認定事業者に対する補助(農商工等連携事業支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るために、都道府県に對し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。	通知	平成27年3月11日	「農商工連携事業を促進するために行なう国及び都道府県の連携の強化について」(平成27年3月11日付け中小企業創造事業実施課・農林水産省産業連携課通知)			
982			C 対応不可	前回記載した理由に加え、農商工等連携対策支援事業は、国の役割を、地方が行うことのできる全国レベルの先駆的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っているところ、都道府県が地域の中小企業のニーズを踏まえて本政策に関連した独自実施を行なうことは、国としても歓迎すべき話であり、各地で実施していただきたい農商工連携ファンド事業のように、都道府県が地域の知恵と工夫を活かして農商工連携の活性化を図ることによる相乗効果を図ることにより、相乗効果的に活用事業の裾野拡大と底上げが図られるよう、引き続き連携してまいりたい。 さらに、直近5年間で平均1／4程度の案件において都道府県域を超えた連携がなされており、このなかには同一県内では連携を見つけることが困難であった案件も含まれていることから、引き続き国が計画認定、補助金執行を行うことが適切であると考える。	【再掲】 4【農林水産省】 (10) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平20年6月1日法律第4号)（以下「農商工連携事業法」といいます）(4条1項)について、都道府県に對し、事業実施主体等に提出される当該計画の認定に關する情報提供を行うとともに、法認定取扱後の事業化状況について都道府県と連携して事業化に向けた指導及び助言を行なうなど、都道府県との連携強化を図る。 (ii) 農商工連携事業計画の認定事業者に対する補助(農商工等連携事業支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るために、都道府県に對し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。	通知	平成27年3月11日	「農商工連携事業を促進するために行なう国及び都道府県の連携の強化について」(平成27年3月11日付け中小企業創造事業実施課・農林水産省産業連携課通知)			
368	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された い。		C 対応不可	1. エネルギーに係る施策は、我が国の経済活動に欠くことのできないエネルギーを安定的に供給することが目的であり、海外から安定的に燃料を調達する施策と、燃料資源を効率的に利用するための施策とで構成されています。後者の現状が安定して、エネルギーの供給と使用する事業者に対して一定の義務を課していくことの問題点は、各事業者が自らの状況に応じて、自らの判断で取り組むべきであるべきである。しかし、各事業者の状況、「個々の事業者の状況」の両面を踏まえて事業者の取組を評価し、指導や立て挨拶等を実施する必要があるため、国の指導の役割及び統一的な取組を実施する必要があります。 3. また、特定事業者の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の策定や合意契約による活動令などの権限を移譲する場合、事業者全般の状況を把握し、実務を実施することに不可欠となる。 さらに、省エネ法では、事業者における省エネルギー対策の実施を図る観点から、事業者が複数の所在全国の各都道府県の指導を受けた場合、複数の都道府県による実務を実施するため、事業者単位での規制を行なっていることであるが、今回の知識等の提案のよう、自治体や国の担当者等の在り方にについて、平成27年中に検討を行い、その後の実務を実施することによって立入検査等を行う場合は、当該事業所が立地する自治体は団体の調整が不可欠であり、現実的ではない。 5. 加えて、手書き方式により都道府県に権限を移譲し、全国知事会の意見のよう、国の指示権を認めない場合は、対象事業者の範囲に限らず、当該「事業者全体の状況」を踏まえた対応が困難であり、法的の成が困難となる。 6. 以上のことから、移譲の対象とはできない。	<平26> 4【農林水産省】 (5) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭54年4月1日法律第49号)、警報令、金融令、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共同して定めた「省エネ法の実施に関する指針」(以下「指針」といいます)に基づいて、各都道府県の区域内外の特定の事業者等(事業所等)が一つの都道府県の区域内のみで運営する全の事業所に適用する規制を実施した上で、業務を実施することに不可欠となる。 さらに、省エネ法では、事業者における省エネルギー対策の実施を図る観点から、事業者が複数の所在全国の各都道府県の指導を受けた場合、複数の都道府県による実務を実施するため、事業者単位での規制を行なっていることであるが、今回の知識等の提案のよう、自治体や国の担当者等の在り方にについて、平成27年中に検討を行い、その後の実務を実施することによって立入検査等を行う場合は、当該事業所が立地する自治体は団体の調整が不可欠であり、現実的ではない。 5. 加えて、手書き方式により都道府県に権限を移譲し、全国知事会の意見のよう、国の指示権を認めない場合は、対象事業者の範囲に限らず、当該「事業者全体の状況」を踏まえた対応が困難であり、法的の成が困難となる。	情報提供	平成27年度	平成27年5月開催の総合資源エネルギー調査会「エネルギー委員会」(第15回会議)において、都道府県等から意見を取りまとめ、審議会等の開催等の在り方にについて検討した。特に、地方側でも直面する執行体制等を構築できること及び省エネ法の執行に地域がかかるべきはらず、全国的に整合的・統一的な実務を実施するための指揮・監督されることが重要と指摘を受けた。 平成27年5月開催の同委員会(第15回会議)において、これまでの議論を踏まえ、今後整理が必要な事項として、「執行体制の構築」「人材の確保」「措置の実効性」「取扱いの透明性」「規制の緩和」「行政機関の協力」「(並行検査の実施)」について検討を行なってことになった。 整理が必要とされた内容について、同8月に提案団体に對して質問表を送付し回答を得た。 平成27年12月の同委員会(第16回会議)において、これまでの検討状況を踏まえ、「措置の公平性」を担うための必要な実務を行なうための指揮・監督の実施等の実現度合いなどを踏まえ、各エネルギーに係る施策の権限委譲は実現困難であるものの、細やかな執行の観点から、省エネ法85条の範囲においては都道府県に対し情報提供を受けることが決定され、平成27年3月に提案団体等がエネルギーの実効化につ			
510	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された い。		D 提案の実現に向けて 対応を検討	物流・流通業務効率化等に関する事務については、個々の地方自治体における十分な体制整備及び共管省庁と制度のあり方について調整が完了した場合に、地方自治体の発意に応じて選択的に移譲することに異存はない。 なお、権限移譲の検討に当たっては、国(三主務大臣)の所管分全てについて同時に移譲できるかどうかも含めて共管省庁と調整していく考え。							

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例・地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
138	農地制度のあり方にについて	・農地の確保に資する国・地方の施策の充実・農地の総量確保の目標管理・農地転用許可制度・農用地区域設定制度の見直し	【基本的認識と改革の方向性】 ○常に守るべき農地を確保する必要性は国・地方共通の認識 ○農地の生産主体となり、農地を確保しつつ、都市・農村を通じた総合的なまちづくりを推進する。 ・農地転用許可制度・農用地区域設定制度の見直し ○農地の生産保証、市町村が責任を共有し、実効性ある農地の総量確保の仕組みを構築することも、個別の農地転用許可等は、市町村が担うべき「農地の生産保証」 ○農地の生産保証(マクロ管理)の仕組みを充実 ・市町村が主体的に設定した目標を積上げる基本とし、国、都道府県、市町村が議論を尽くして国との農地の総量確保目標を設定(国と地方の議論が実質的に機能する枠組みを設置)・地域の実情により、必要に応じて、都道府県は広域的な調整を実施 ・地方では新たに市町村計画において確保すべき農用地等の面積目標を明記(現行は、面積目標の設定は国・都道府県の農業政策方針等による) ・耕作放棄地の再活用等、様々な取り組みを実施ごとに目標を設定 ・農地転用許可制度等(マイクロ管理)を見直し ・農地転用許可制度について、大臣許可・協議を廃止し、土地利用行政を総合的に担うべき観点から市町村に移譲 ・その際、必要に応じて転用基準の明確化等 ・市町村農業委員会選任委員の学識経験者の比率を高めることを可能とする ・都道府県農業会議への意見聴取は、一律の義務付けを廃止(地域の実情を踏まえ、必要な応じて解禁) ○農地の生産保証(マクロ管理)の仕組みを充実 ・国は農地の生産保証(マクロ管理)の仕組みを充実する。農地を確保するための制度の枠組みを行い、地方は農地中間管理機構の活用をはじめ、扱い手への農地の集積・集約化や耕作放棄地対策等の具体的な施策を推進※別紙参照	農振法第3条の2、第4条、第5条の2、第5条の3、第8条、農地法第4条、第5条、附則第2条、農業基本法第12条 農林水産省 全国知事会、全国市長会、全国町村会 別紙参照	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事業の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参考)	平成26年8月6日に公表した「農地制度のあり方について」(地方六団体提言)に対する農林水産省の考え方(左記回答)については、現行制度の課題において一定の部分は地方六団体提言と認識を共有していると考えているが、これらの課題を踏まえた農林水産省としての具体的な提案は十分に示されておらず、農地の総量確保の実現をめざすための具体的な施策を示すとともに、地方六団体提言と農林水産省が懸念を示している点にも留意している。 一方で、農地の生産保証(マクロ管理)及び個別の農地転用許可等(マイクロ管理)の見直しについて、農林水産省においてお考えのスケジュールと具体策の案を明示していただきたい。 (別添参考)	有	(当回事見)				
292	農地制度のあり方にについて	農地の確保に資する国・地方の施策の充実・農地の総量確保の目標管理を行う・農地転用許可制度・農用地区域設定制度の見直しを行なう。	【農地の確保に資する国・地方の施策の充実】 農地の確保に資する農地の総量確保の目標管理の仕組みを構築する。具体的には、国指針として「確保すべき農用地等の面積の目標」を設定することとし、市町村は目標設定・実現・監督することができるが、これらの目標は、国・都道府県・市町村が協議して、法令等の実現目標を定めながら、農地の確保を図ることとする。 農地の総量確保の目標の目標については、国指針・都道府県方針・市町村計画に明記することとする。また、農地確保の施策について確定して実行に移すため、国・都道府県・市町村それぞれのレベルで「実行計画」を策定する。 【農地の総量確保の目標管理】 個々の農地転用許可制度については、大臣許可・協議を廃止し、土地利用行政を総合的に担うべき観点から、市町村に移譲し、国・都道府県の関与は不要となる。また、農地転用許可制度は、農地の生産保証を目的とした農用地区域の設定・変更についても、都道府県知事の同意を不要とするべきである。 【農地転用許可制度・農用地区域設定制度の見直し】 上記の目標達成に向け、国は農地の確保に資する制度の枠組みづくりを行い、地方は、農地中間管理機構の活用をはじめ、扱い手への農地の集積・集約化や耕作放棄地対策などの具体的な施策を推進する。	農振法第3条の2、第4条、第5条の2、第5条の3、第8条 農地法第4条、第5条 農地法第2項	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図ていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事業の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参考)	〇地方六団体で示した「農地制度のあり方について」(平成26年8月6日)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等で、より統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるよう制度設計とするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるよう制度設計とするべきである。	〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等で、より統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるよう制度設計とするべきである。					
16	農地転用許可権限の移譲	①農地転用許可について ・支障となる手続きの現状と事例 開発計画を進めるためには、農用地区域からの除外(以下「農振除外」と標記)の許可を受け、その後農地転用の手続きを進めることとなるから、農地転用が許可される見込みがない事案については農振除外の手続きが進められない。そのため、農振除外が必要な大規模な開発については、国、県との協議を重視され、除外相当と認められた後に農振除外の申請を行ふこととする。この際の協議は非常に長期間を要するため、開発計画の速やかな推進は困難である。 ・迅速な事業実進の必要性 農地の後継者(の住宅整備等)小規模な開発に伴う転用についても、農振除外の手続きにおいては県との協議に相当な時間を要し、後継者の定住に支障がある。 ②現行の許可権限は、 ・農林水産大臣、4ha以上2ha超の農地に於ける許可権限を「都道府県知事」、2ha以下は「都道府県知事」(権限移譲を受けた市町村に除く。)にある。これまですべての許可権者は「市町村へ移行する」。 ・地域の実情を踏まえる必要性 農地の後継者の住宅整備等小規模な開発に伴う転用についても、農振除外の手続きにおいては県との協議に相当な時間を要し、後継者の定住に支障がある。	農地法第4条及び第5条 農林水産省 農地・農村部会において検討中 地方自治确立対策協議会(地方六団体)から規制改革会議などで、同様の意見を提言(参考資料)済	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図ていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事業の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参考)	「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等で、より統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるよう制度設計とするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるよう制度設計とするべきである。	〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等で、より統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるよう制度設計とするべきである。						
20	農地転用許可(4ha超)権限の移譲	農地の転用(4ha超)に関する許可権限を都道府県知事に移譲する。	【制度改正の必要性】 農地転用に関する事務は法令に則って実施されていることから、地域の実情に精通した方が大規模農地の転用に関する事務を執行しても、無秩序な開発を招くとは考えない。国の許可権限の地方への移譲や協議を廃止することで、審査期間の短縮が図られることを考慮すると地方で行う方が効率的な事務ができる。	農地法4条1項、5条 農林水産省 農地・農村部会において検討中	愛知県	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図ていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事業の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参考)	真に守るべき農地の確保を図る方策は重要と考えるが、地方分権にも十分に重きを置き、提案どおりの対応が実現するよう検討していただきたい。	〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるよう制度設計をするべきである。					

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		対応方針の措置(検討)状況	
	意見	補足資料		区分	回答		
138	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用許可、農業雇用地域区域の認定、変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について平成25年12月20日閣議決定に基づき、改法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	平成27対応方針(平成27.1.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>とし 平成28対応方針(平28.1.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>とし 平成29対応方針(平29.1.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平29>とする	法律、政令、省令、通知 施行日：公布日(平成27年6月26日)、平成28年4月1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)
292	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用許可、農業雇用地域区域の認定、変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について平成25年12月20日閣議決定に基づき、改法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	平成27対応方針(平成27.1.22閣議決定)に記載あるものは当該抜粂を<平27>とし 平成28対応方針(平28.1.20閣議決定)に記載あるものは当該抜粂を<平28>とし 平成29対応方針(平29.1.26閣議決定)に記載あるものは当該抜粂を<平29>とする	法律、政令、省令、通知 施行日：公布日(平成27年6月26日)、平成28年4月1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)
16	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用許可、農業雇用地域区域の認定、変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について平成25年12月20日閣議決定に基づき、改法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	平成27対応方針(平成27.1.22閣議決定)に記載あるものは当該抜粂を<平27>とし 平成28対応方針(平28.1.20閣議決定)に記載あるものは当該抜粂を<平28>とし 平成29対応方針(平29.1.26閣議決定)に記載あるものは当該抜粂を<平29>とする	法律、政令、省令、通知 施行日：公布日(平成27年6月26日)、平成28年4月1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)
20	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用許可、農業雇用地域区域の認定、変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について平成25年12月20日閣議決定に基づき、改法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	平成27対応方針(平成27.1.22閣議決定)に記載あるものは当該抜粂を<平27>とし 平成28対応方針(平28.1.20閣議決定)に記載あるものは当該抜粂を<平28>とし 平成29対応方針(平29.1.26閣議決定)に記載あるものは当該抜粂を<平29>とする	法律、政令、省令、通知 施行日：公布日(平成27年6月26日)、平成28年4月1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)

管轄番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見		
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料	
80	全ての市町村に転用許可権限を移譲	農地法第4条及び第5条を改正し、農地転用の許可を市町村が行うようにする	現在、少子高齢化や財源状況の悪化など、多くの問題が全国的に表面化し、基礎自治体が疲弊している状況である。 そのようななか、総務省の地域力創造ループでは、本格的な地方分権改革の時代となり、地域の元気創造し活性化するための施策を実施していくことが求められた。そのため、基礎自治体の判断で土地利用の選択を行うことも必要である。 土地利用はもとよりの基本であり、地域の実情や住民ニーズを反映しながら、よりいまどきを展開するため、優良農地をどのように守り、どのように有効活用していくのかという判断については、地域の実情を一番理解している基礎自治体の責任として行動すべきである。 しかし、現行制度では、大臣や知事の許可になっており、地方分権を進めるうえでの阻害要因になると同時に、迅速性にも欠けている状況である。 地区的経渙や市民の生活を考慮しながら、より良い土地転用を進めることは、地方分権を進めることで重要な施策の一つであり、それを担うのは基礎自治体である。 そのため、農地転用の許可を市町村が行うことができるよう、農地法第4条及び第5条の改正を求める。	農地法第4条第1項、第5条第1項			農林水産省	松前町	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事業の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	松前町は山のない平坦な地形であり、新たな農地の確保は難しい状況であるが、地帯開発等の需要は高い。 その中で、地域の実情や住民ニーズを反映しながら、よりいまどきを展開するためには、農地転用許可の権限委譲が必要である。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のおり、「国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担う」とするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		
91	農地転用の許可等に関する事務・権限の移譲	【支障】土地利用法制と所管省は法制・所管ともに経理であるが、都市計画法が一定の権限移譲が進んでいるのに対して、農地法の権限移譲はほとんど進んでいない。そのため、地域における土地の最適な利用を判断する責任が、地方自治体に十分化したこと、まちづくりを地方自治体が行っているという実感がほしい。また、農地転用について農林水産大臣の許可・協議を市町村へ移譲すること。 【改正の必要性】農地転用に関する事務を市町村に移譲する。これにより、地域の実情を把握する市町村が事務を行ってから、農地の迅速化が図られるとともに、地域における土地利用の責任を地方に担うことが可能となる(別途、農地法附則第2項に基づく、国との協議を廃止することも提案)。 【懸念の解消】農地転用の事務負担に伴う、国全体で確保すべき農地が守らなくなるという懸念に対しても、地方六団体農地法附則PT報告書(添付)で提案しているとおり、国・都道府県・市町村の間で確保すべき農地の総量等について、実質的な協議を行なううえで、事務に第三者機関による評価を行なうことで実効性を確保することにより、解消が可能である。	農地法第4条、第5条	(添付資料) -地方六団体農地制度PT報告書(H26.7)		農林水産省	佐賀県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事業の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	地方六団体「農地制度のあり方について」を実現することが、地方分権の観点と農地確保の観点から検討を行うとした閣議決定の趣旨に最もかなうと考えており、その実現を強く求めます。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のおり、「国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担う」とするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。			
100	農地転用許可権限の市町村への移譲	①4haを超える農地転用に係る農林水産大臣の許可権限を市町村へ移譲する。 ②4ha以下の農地転用に係る知事の許可権限を市町村へ移譲する。 【制度改正の経緯】 本県では、現在、4ha以下の農地転用許可権限を全ての市町村に移譲しているが、何ら問題なく事務処理がでできている。市町村からは、より迅速な事務処理を可能にすため、県農業会議の意見聴取の義務付けを廃止すべきとの多数の意見がある。	【制度改正の必要性】 農地転用許可に当たっての審査基準は同一であり、面積要件により許可権限を変更する必要性に乏しく、許可権限を市町村へ移譲すること、農林水産大臣への協議を廃止することにより事務を迅速化を図るべきである。 【制度改正の経緯】 本県では、現在、4ha以下の農地転用許可権限を全ての市町村に移譲しているが、何ら問題なく事務処理がでできている。市町村からは、より迅速な事務処理を可能にすため、県農業会議の意見聴取の義務付けを廃止すべきとの多数の意見がある。	農地法第4条第1項及び第5条第1項			農林水産省	岡山県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事業の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	岡山県では、4ha以下の農地転用許可について、平成20年度までに県内全市町村に事務・権限を移譲しており、市町村において許可基準に即して適正な事務処理がでできている状況にある。 農地転用許可の事務・権限については、農地の確保と総合的なまちづくり・地域産業の活性化の両立を図る観点からも、地域の実情を踏まえた市町村において、迅速な意思決定が行なえるようすべきである。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のおり、「国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担う」とするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		
121	4haを超える農地に係る転用許可権限の移譲	農地法第4条又は第5条に農地法第4条又は第5条にに基づく農地の転用許可権限のうち、農地面積が4haを超えるものに係る農林水産大臣の許可権限の移譲等に係る見直し方針等に関する見直し方針等に関する見直し方針等の提出	【提案の背景】 農地法に当たっては、農地面積が4haを超える場合は農林水産大臣、4ha以下の場合は知事が許可権限を有している。これについて、政府においては、平成25年1月20日に「事務・権限の協議等に関する見直し方針」を閣議決定。この中の、農地転用許可制度については、平成26年を目途として、農地転用事業の実施主体の国との関係等のあり方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしている。 【制度改正の必要性】 大臣許可案件の処理には、知事許可に比べ、事務協議等に数ヶ月以上の期間がかかるため、迅速な事務処理に支障を来している。例えば、企業立地等の転用要件に対する開業者の事業展開のスピードを勘案して迅速な農業上の土地利用調査許可処分等が必要であるにかかわらず、行政間の長期にわたる協議によって農業振興を含む地域経済の活性化の機運を遅延させる可能性があることなどがあげられる。大臣の許可権限を知事に移譲することにより、協議時間が短縮されることが不思議となり、迅速な事務処理を行なうことが可能となる。 【懸念への対応】 大臣許可権限の知事への移譲により、大規模な案件に係る適正な農地転用許可事務の運用の確保が課題となるが、農地転用許可事務は、法律化された許可基準に従って処理するものであり地方自治体においては公平かつ厳格な運用の確保が可能であるなど、本県では、優良な農地を確保・保全するとともに、農地法に基づく農地転用許可制度を適正に運用するなど、県土の合理的な土地利用の推進に努めている。	農地法第4条、第5条	参考資料 -平成26年度 静岡県の提案(抜粋)		農林水産省	静岡県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事業の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	農地転用事業の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等の検討に当たっては、随時検討状況について情報提供とともに、地方と十分協議することを求める。 また、平成21年改正農地法附則を踏まえた適切な時期までに結論を得ることを求める。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のおり、「国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担う」とするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見			重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		措置種別 〔平成27年方針(平成27.12.22閣議決定)抜粋〕	対応方針の措置(検討)状況		
	意見	補足資料	区分		回答	措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
80	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用許可、農業雇用地域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。 【全国町村会】 「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用許可、農業雇用地域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について平成25年12月20日閣議決定に基づき、改正法施行後5年を目指して、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	平成27年方針(方針(平成27.12.22閣議決定))に記載があるものは当該抜粋を<平27>とし、平成28年方針(方針(平成28.1.22閣議決定))に記載があるものは当該抜粋を<平28>とし、平成29年方針(方針(平成28.12.22閣議決定))に記載があるものは当該抜粂を<平29>とす。	法律、政令、省令、通知	施行日： 公布日(平成27年6月26日)、 平成28年4月1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)		
91	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用許可、農業雇用地域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について平成25年12月20日閣議決定に基づき、改正法施行後5年を目指して、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	平成27年方針(方針(平成27.12.22閣議決定))に記載があるものは当該抜粂を<平27>とし、平成28年方針(方針(平成28.1.22閣議決定))に記載があるものは当該抜粂を<平28>とし、平成29年方針(方針(平成28.12.22閣議決定))に記載があるものは当該抜粂を<平29>とす。	法律、政令、省令、通知	施行日： 公布日(平成27年6月26日)、 平成28年4月1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)		
100	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用許可、農業雇用地域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について平成25年12月20日閣議決定に基づき、改正法施行後5年を目指して、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	平成27年方針(方針(平成27.12.22閣議決定))に記載があるものは当該抜粂を<平27>とし、平成28年方針(方針(平成28.1.22閣議決定))に記載があるものは当該抜粂を<平28>とし、平成29年方針(方針(平成28.12.22閣議決定))に記載があるものは当該抜粂を<平29>とす。	法律、政令、省令、通知	施行日： 公布日(平成27年6月26日)、 平成28年4月1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)		
121	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用許可、農業雇用地域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について平成25年12月20日閣議決定に基づき、改正法施行後5年を目指して、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	平成27年方針(方針(平成27.12.22閣議決定))に記載があるものは当該抜粂を<平27>とし、平成28年方針(方針(平成28.1.22閣議決定))に記載があるものは当該抜粂を<平28>とし、平成29年方針(方針(平成28.12.22閣議決定))に記載があるものは当該抜粂を<平29>とす。	法律、政令、省令、通知	施行日： 公布日(平成27年6月26日)、 平成28年4月1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
143	農地転用に係る事務・権限の市町への移譲	農地転用に係る国の許可権限を地方公共団体に移譲すること。	【支障】 佐賀市における新工業団地開発は、平成18年中の新工業団地の適地調査に始まり、平成21年には地元の同意のもと候補地を決定した。以降、市内における検討会議や佐賀県及び九州農政局等との十数回に及ぶ協議を重ねてきた。 当初の計画では、平成22年に用地買収に着手し、平成25年には分譲開始という予定であったが、27号計画で認められる施設の要件が以前より厳しくなったこともあり、事業着手の手配を見出せない状況となり、未だ用地買収に着手できない状況となっている。 本市の農野部分は都市計画区域にかけており、その中で市街化調整区域内には一団の土地の確保は難しく、市街化調整区域内の農地しか工業団地の適地がないというのが実情である。しかし、市街化調整区域の大規模な農地の開発についての行政手段の整備、許可が必要であり、手続が長期化している。そのため企業が農地の開拓に迷う結果となり、実際は市内に適当な広さの条件の用地が無いことで市外に流出した正果もある。	農地法第4条及び第5条	農林水産省	佐賀市	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事業の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	意見なし	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うことができるべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。			
151	農地転用の農林水産大臣及び都道府県知事の許可権限の市町村への移譲	4ヘクタールを超える農地転用に係る農地利用許可権の審査期間の短縮により、農地以外の土地利用計画との調整の迅速化を図ることができ。また、農地転用許可事務の効率化により、農地の実情に応じた迅速な調整が可能となる(住民による身近な基礎的自治体において総合的な土地利用の観点から判断が迅速でできる)。 農地転用許可権の移譲に伴う事務の統合化により、申請の提出方法が複数ある場合など許可権を判断する基準が明確であり、転用申請に対して許可権を判断する場合は許可しなければならないものである。	【必要性】 農地転用許可権限を市に移譲することにより、本市の構造の下に農業と工業、市街地のバランスある土地利用が促進され、地域における雇用の確保や企業誘致による自主財源の確保、地域経済の活性化を図ることができる。	農地法第4条第1項及び第5項並びに第45条第1項及び第45項	農林水産省	鳥取県、大阪府	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事業の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	食糧供給等の基盤である農地の確保の重要性については、都道府県・市町村も、基本的な考えは国と認識を共有している。農地転用については、許可基準が明確であれば、許可権者によって判断が異なることはないため、許可面積により許可権者を区別する必要はなく、権限移譲による農地確保への支障もない。 一方で、移譲に当たっては、地域の農地等の状況は、市町村がもっとも認識しており、迅速な判断がとれることから、権限を市町村に移譲することが適当であり、速やかに許可権限を移譲すべきである。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うことができるべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。			
195	面積が4ha以上の農地転用許可権限を都道府県知事に移譲する	面積が4ha以上の農地転用許可権限を都道府県知事に移譲する	【制度改正の必要性】 4ha以下の農地転用については、都道府県知事が許可することされているが、4haを超える転用についでても県全体の農業施策の観点から、都道府県知事による許可が望ましい。 県が行う農地転用許可事務は、市町村農業委員会での審査、県農業会議への諮問からなる3段階の過程で行われ、客観的かつ総合的な判断が担保されており、面積の大小によって許可権者が変わることに合理性はない。	農地法第4条、5条	農林水産省	和歌山県、大阪府	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事業の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	農地制度のあり方については、現在、内閣府所管の地方分権改革有識者会議農地・農村部会において、総合的な検討が進められているところと承知している。 別の「農林水産省の考え方」では、農地転用の許可権者は現場と距離をおいて行政的判断をする立場であるなどとされ、転用申請の案件は都道府県が許可権者であり、転用面積により許可権者が異なることには欠けて、非合理的なまちづくりが生じる可能性があることを指摘している。 許可の権限の適正化判断については、国が農地法、同法施行令及び同法施行規則により明確化することで確保ができるものである。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うことができるべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。			
197	農地転用の農林水産大臣許可権限を都道府県に移譲する。	4haを超える農地の転用にかかる許可権限を大臣から都道府県知事に移譲する。	【根拠文】4haを超える農地転用は農林水産大臣の許可が必要である。 【改正の必要性】 農地転用の大臣許可について、多大な時間を要し、迅速性に欠け、地域の活性化や県内の雇用を生み出す工場や商業施設の立地を進めていく上で課題となっている。 地域の活性化を推進する地方が事業を行うことで、地域における農業の実情とスピードを考慮する企業の一貫に対応しながら、優良農地の確保と地域経済の活性化の両立が可能となり、総合的なまちづくりを進めることができる。 【具体的な支障事例】 大規模商業施設を説得するため、市街化調整区域に道路拡幅が必要となつた。本来市街化調整区域内の農地転用は大臣許可が必要とのこと。開発事業者が道路拡幅を行う場合大臣許可手続きに相当の時間を要することとなり事業計画が遅れることが予測されたため、開発事業者による道路拡幅は断念し、市が直接施工した。	農地法第4条第1項、第5条第1項	農林水産省	奈良県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事業の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	・地域の実情を把握する方が事務を行うことは、総合的なまちづくりの観点から必要なことであることを重視して検討していただきたい。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うことができるべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。			

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見			重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		措置種別 (平成20年方針(平21.12月閣議決定)抜粋) 平21対応方針(平21.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平21>とし 平26対応方針(平26.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平26>とし 平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平29>とし て記載	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料	区分		回答			措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
143	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、「国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用許可、農業雇用地区別の認定等について市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。							
151	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、「国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用許可、農業雇用地区別の認定等について市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目指として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	【基本方針】 平成25年12月20日閣議決定の附則に対する方針(平成26年6月4日付)。 農地及び農業雇用地区別の在り方に関する方針(平成26年6月4日付)。 農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討する。 【見直し方針】 平成25年12月20日閣議決定の附則に対する方針(平成26年6月4日付)。 農地及び農業雇用地区別の在り方に関する方針(平成26年6月4日付)。 農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討する。 【法律・政令・省令・通知】 平成26年6月4日付。公表日(平成27年6月26日)、平成28年4月1日。 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進に関するための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第5号)。	法律、政令、省令、通知	施行日： 公布日(平成27年6月26日)、 平成28年4月1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進に関するための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第5号)			
195	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、「国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用許可、農業雇用地区別の認定等について市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目指として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	【基本方針】 平成25年12月20日閣議決定の附則に対する方針(平成26年6月4日付)。 農地及び農業雇用地区別の在り方に関する方針(平成26年6月4日付)。 農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討する。 【見直し方針】 平成25年12月20日閣議決定の附則に対する方針(平成26年6月4日付)。 農地及び農業雇用地区別の在り方に関する方針(平成26年6月4日付)。 農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討する。 【法律・政令・省令・通知】 平成26年6月4日付。公表日(平成27年6月26日)、 平成28年4月1日。 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進に関するための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)。	法律、政令、省令、通知	施行日： 公布日(平成27年6月26日)、 平成28年4月1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進に関するための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)			
197	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、「国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用許可、農業雇用地区別の認定等について市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目指として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	【基本方針】 平成25年12月20日閣議決定の附則に対する方針(平成26年6月4日付)。 農地及び農業雇用地区別の在り方に関する方針(平成26年6月4日付)。 農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討する。 【見直し方針】 平成25年12月20日閣議決定の附則に対する方針(平成26年6月4日付)。 農地及び農業雇用地区別の在り方に関する方針(平成26年6月4日付)。 農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討する。 【法律・政令・省令・通知】 平成26年6月4日付。公表日(平成27年6月26日)、 平成28年4月1日。 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進に関するための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)。	法律、政令、省令、通知	施行日： 公布日(平成27年6月26日)、 平成28年4月1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進に関するための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)			

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
212	4ha超の農地転用許可に係る権限の市町村への移譲	4ha超の農地転用許可に係る権限の市町村への移譲	【支障事例】 国内外屈指の光技術を有する浜松トニクス㈱が、光電子増倍管の生産拠点である豊岡製作所(豊田市下郷地)において工場拡張計画をしたとき、面積が4ha超で買ったため、農林水産大臣協議に約1年の期間を費やすこととなり、後半分の期間は申請する企業の役員活動を避ける大きな要因となる。そこでこの面積が4haの農林水産大臣許可案件となれば、さらに期間を要するものであると考えられる。 【要性】 豊田市では、新東名高速道路の(仮称)磐田スマートICが平成29年度の開業をめざして整備を進めており、東名高速道路の磐田IC及び滋賀県豊田PAスマートICを含めて、周辺地域における土地利用の重要性は日増々に高まっている。しかしながら、現行農地法下では、農地転用に係る手続きに期間を要することから、開拓地等に土木工事を実施するなど難しい、こうした状況を踏まえ、農地法の移譲等をさらに進めることで手続き期間が短縮され、基幹自治体の責任と創意工夫のもと、住みやすいまちづくりに取り組むことができるようになる。 【効果】 4ha超の農地転用許可の権限移譲により、手続き期間が1年以上短縮が見込まれる。	農地法第4条、第5条	農林水産省	豊田市	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保などをどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事業の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	意見なし	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日)のとおり、「国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うことをすべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。			
225	農地転用の許可等に 関する事務・権限の 移譲	農地法第4条及び5条の農地転用の許可に関する事務・権限を市町村に移譲する。 農地法附則第2項の2ha超4ha以下の農地転用に係る国への協議を废止する。	【支障事例】 現在の農地転用事務においては、2ha超4ha以下の農地転用については知事許可であるものの、農林水産大臣への協議が必要となることから、また、4ha超では、国との協議・調整に多大な時間と手間を要し、迅速に農地転用ができるない状況があつて、正当事由が進出をやりたいといったケースがある。 【制度改正の必要性】 都市計画法では都計画決定権限の多くの市町村に移譲されているにも関わらず、農地法では国の関与が残つており、総合的な地域づくりのためには、土地利用行為は基礎自治体である市町村に総合的に扱い、地域の実情に応じた土地転用を市町村が自ら判断する仕組みを実現する必要がある。農地の重要性について市町村が認識しており、適正な審査を行っている。実情を把握する専門方が事務を行うことで業務の迅速化が図られ、地域における農業の事情とスピードを重視する企業のニーズに対応しながら、優良農地の確保と地域経済の活性化の両立が可能となることから、移譲すべきである。	農地法第4条、第5条、附則第2項	農林水産省	三重県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保などをどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事業の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	○地方六団体で示した「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日)のとおり、「国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うことをすべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、「国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うことをすべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。			
234	4ヘクタールを超える農地転用の農林水産大臣の許可権限を都道府県知事へ移譲する。	4ヘクタールを超える農地転用に係る農林水産大臣の許可権限を都道府県知事へ移譲する。	【支障事例】 4ヘクタールを超える農地転用について農林水産大臣が許可する場合であつても、各農業委員会において審査を添付するために農業委員会でも審査は行われており、二重の審査が行われている。また、地方選政局における手続き期間も長時間要する。このため、割合で変動する経済情勢に基づいてシカドア等を企業等が迷う場合や、不要な出費を強い場合があり、許可権限を都道府県へ移譲することで業務の迅速化を図るべきである。 【他の参考】 国は、現行制度において、大規模農地転用について、優良農地の確保や大規模農地転用によって排水系統を分割し周辺農地に大きな影響をもたらすとともに農地転用制度の適正な運用を図るために、農地転用許可について県(本県では市町へ)へ隸属移譲(が行なう場合と農林水産大臣が行う場合で許可の標準が変わるものではなく、都道府県(本県では市町)は審査能力を有することから、許可権限を都道府県へ移譲することによる支障はない。	農地法第4条第1項及び第5条第1項	農林水産省	広島県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保などをどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事業の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	本県においては、事務処理特例条例により、農地転用に係る事務についてすべての市町村に事務を移譲しており、適正処理をしている。「国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保などをどのように図っていくか」については、許可基準を厳正に適用するために、基準のさらなる明確化により都道府県や市町村において処理は可能と考える。 また、2(4)ヘクタールを超える農地転用について農林水産大臣が許可(大臣の協議)する場合であっても、農業委員会でも審査は行われており、二重の審査が行われている。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、「国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うことをすべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、「国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うことをすべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		
262	農地転用許可の移譲	4ha超の農地転用許可の権限について農林水産大臣から市町村に移譲する。 (ただし、優良農地の確保の観点から、国が関与する一定の権限の留保は必要。)	【制度改正の必要性】 4ha超の農地転用許可の権限について農林水産大臣が許可する場合であつて、農地法第4条、第5条による4ha超の農地転用は農林水産大臣許可とされているため、自治体が持つ他法令許可との確認・調整作業に多くの時間を要し、審査期間が長期化している。 (制度改正の特徴) 平成25年12月20日に閣議決定された「農地転用に係る事務・権限についての見直し方針」では、「農地転用に係る事務・権限については、地方の意見も踏まえつつ、農地法等の一部を改正する法律(H21法57)の附則第19条第4項に基づき、農法施行後5年を目途として、地方分権の観点及び農地の確保の観点から、農地の確保のための施策の在り方等とともに、農地転用事業の実施主体や農地の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と記載している。 農林水産省は、「大規模な農地の転用許可については、農地がまとまって失われるだけではなく、集団的な優良農地において、周辺農地の無秩序な開発を招くそれがあることなど影響が大きく、国レベルの視点に立った判断を行なうことが必要である」と見解を示している。 【参考の対応】 本県では、2ha超4ha以下の使用許可権限が移譲された平成10年11月から平成25年末までの間に、大臣許可案の調整を2件処理しており、地方が権限の移譲を受けても、法を適正に適用し、事務処理を行う十分な能力を備えている。 ただし、優良農地の確保の重要性を考慮すると、国レベルの視点からの考察も必要と思われるため、地方自治法第245条の5に規定するは正の要求の対象に2ha超の案件も含まれるよう農地法第59条を改正するなど、国が関与する権限を留保すること。	農地法第4条、第5条	農林水産省	埼玉県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保などをどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事業の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	農振法・農地法の枠の中で優良農地確保と地域経済活性化を両立させるのが地方の役割であり、地域の実情に応じたまちづくりの実現に向けて、農地制度を含めた土地利用制度を地方が主体となって事務を行うことが必要である。 そのため、4ha超の農地転用許可の権限を地方に移譲すべきである。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、「国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うことをすべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、「国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うことをすべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見			重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		措置種別 〔平成21年方針(平21.12.22閣議決定)抜粋〕 平21対応方針(平21.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平21>とし 平26対応方針(平26.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平26>とし 平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>とし て記載	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料	区分		回答	措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定		
212	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用許可、農業雇用地区域の認定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。							
225	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用許可、農業雇用地区域の認定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目指として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	法律、政令、省令、通知	施行日： 公布日(平成27年6月26日)、 平成28年4月1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進に関するための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第5号)				
234	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用許可、農業雇用地区域の認定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目指として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	法律、政令、省令、通知	施行日： 公布日(平成27年6月26日)、 平成28年4月1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進に関するための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)				
262	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用許可、農業雇用地区域の認定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目指として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	法律、政令、省令、通知	施行日： 公布日(平成27年6月26日)、 平成28年4月1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進に関するための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)				

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
300	農地転用等に関する知事・農林水産大臣の許可権限の市町村への移譲	農地転用等に関する知事・農林水産大臣の許可権限を法律により市町村に移譲するべきである。	【提案事項】農地の転用は、住民に身近な市町村が権限を持ち、迅速かつ簡素に許可手続を行うことが必要であり、農地転用等に関する許可権限を法律により市町村に移譲するべきである。 これまでよりは、申請から許可までの時間の短縮、地域の実情をよくする市町村農業委員会で事務処理が行われ設置等が簡略化されるとともに、行政上によっては、市町村(農業委員会)の古体的な意思決定や地域の特色を生かした事務執行が可能となるため、まちづくりの主体である市町村による総合的な行政が展開されることとなる。	農地法第4条第1項、第5条第1項	農林水産省	福島県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用等の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参考)	<回答> 土地は様々な農業等の基盤となるものであり、農地を含む土地利用に係る行政事務について、市町村が主体として総合的に担うことが持ちこみでいる上で極めて重要なである。 現在は、農地の在り方により、許可権者(国・都道府県又は振興移譲市町村)と市町村(農業委員会)との協調が困難とされる場合が多い。許可権者について、案件の規模の大小に問わらず許可基準(許可基準)を構成する区間はない)に従うべきであり、規模の大きさで分ける合理性はない。 農地が国民への食料の安定供給等の基盤であり、食料自給率の向上のために、その確保が重要なことは都道府県や市町村も認識しているものと考えるが、なお国と全体がどのような認識を有すること、また土地を農業利用することで他の土地利用に対して優位性を有するようにならざると考えれる。 市町村への権限移譲を進めると上の指標措置については、転用基準の更なる明確化、一括権限以上の条件について事後の報告の義務付け、連絡調整会議の設置等が考えられる。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更について市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。			
313	農地転用の許可権限の国から都道府県への移譲	4haを超える農地転用の許可権限について、国から都道府県へ権限を移譲すること	【支援】農地転用については、土地利用者の利便のために事務手続の迅速化を図る必要がある。しかしながら、4ha超の国許可案件の農地転用については、申請から許可まで1年間を要している事例があるなど事務手続の迅速化を阻害している。 【制度改正の必要性】許可基準が法令で定められており、国と県との間で意見が異なることもなく、点や手続手続きの簡素化による住民サービスの向上を考慮すると、都道府県へ権限を移譲するべきである。	農地法第4条、農地法第5条	農林水産省	熊本県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用等の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参考)	農地転用許可については、優良農地の確保の観点及び食糧の安定供給等の基盤である農地の確保から適正に行わなければならぬと考えている。 農地転用の許可は、農地法、同法施行令及び同法施行規則並びに「農地法等事務に係る処理基準」及び「農地法の適用」等の通知に基づいて行われており、農林水産大臣許可も都道府県知事許可も許可権限である。 農地転用の許可権限は、農地の利用条件において、国との判断と本県の判断に相違があつたことはない。農地転用については、許可基準に基づき適正に執行していると考える。 「食糧の安定供給等の基盤である農地の確保の検討については必要と考えるが、農地転用の実施主体の農地転用の許可権者は、農地転用は許可基準に基づき施行されているため、該当検討とは別途行われるべきと考える。速やかな検討を行われ、4ha超の農地転用の許可権限の國から都道府県への移譲をお願いいたわ。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更について市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。			
347	農地転用に関する知事・農林水産大臣の許可権限を市町村へ移譲すること	農地転用に関する知事・農林水産大臣の許可権限を市町村へ移譲すること	【提案事項】農地転用に関する知事・農林水産大臣の許可権限を市町村へ移譲すること 【支撑事例】農地転用許可にあたっては、申請を市町村農業委員会が受理し、十分な審査の意見を出して、都道府県へ送付しているとも関わらず、知事は形式的に許可を下す旨の通達を行った。市町村は地域の実情を把握しており、自ら十分に適切に判断ができるとも思われるが、こうした事務処理は多大な時間や手間を要し、迅速な事務処理を妨げるとともに、総合的なまちづくりを進めていく上での支障となっている。 【制度改正の必要性】農地転用許可是、農業地区画の設定とともに、優良農地を守る制度であると共に、土地利用行政の一角を占める制度である。都市、農村、山村にわたる一休的な地域づくりのために、本来、土地利用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域における最も適切な土地利用の実現を図るべきである。本提携は、「都道府県農業委員会議論の廃止」と併せて移譲されることにより、農業の簡素化・迅速化に寄与するとともに、地域の実情に即した農地を守るために総合的な土地利用行政が基礎自治体の主体的判断と責任において実施することを可能とするものと考える。	農地法第4条、第5条	農林水産省	大分市	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目指して、農地転用等の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参考)	農地の確保が国民への食料の安定供給等の基盤となるという認識は地域行政においても共有着している。 しかし、地域によって自然条件や社会的条件が異なる中で、真に活かし守るべき農地とその他の利用を考えるべき農地を見極め、有効利用を図っていくべき農地の選択と、その他の利用の見直しを行って、農地の総量確保の実現を図ることで、農地の過度な開拓や不適切な利用を防ぐためにには、農地利用計画に係る県の同意の確保と「農業委員会への諮問の廃止」による「農地転用許可の移譲」を三位一体で行なう必要があると考えており、国(農林水産省)の検討結果が、市町村等の基礎自治体にとって良い方向へ進むことを期待している。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更について市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。			
417	農地転用の許可権限の移譲	農地法第4条及び第5条に規定される農地転用の許可権限について、農林水産大臣又は都道府県知事から指定都市の市長へ移譲する。	土地利用行政を基礎自治体が総合的に担う観点から、農地法第4条第1項、第5条第1項に規定される農地転用の許可権限について、農林水産大臣又は都道府県知事から指定都市の市長へ移譲する。 ・地方の活力により一層高まるための土地利用は、都市の成長を図るために行なうものと、土地保全の観点からも行って行なう必要があります。地域の実情を踏まえて、農地市に権限を移譲する必要があるため、地域の実情を踏まえて、農地市に権限を移譲する必要があります。 ・農地転用許可是農業法等で明確化されていることから、その基準への適合については地域の実情を熟知している基礎自治体が適正に判断することができます。 ・農地転用の許可及び農業兼営地帯指定等の事務権限を一括して指定都市が移譲を受け、一元的に手続きを進めることにより、申請者の負担の軽減等、効率的かつ効果的な政策展開が可能となる。 ・農地転用許可是基礎自治体がいい農業委員と連携することで地域の農業振興を図り、不適切な地盤開拓防止ができる。 ・また計画的・組織的・継続的に農地の整備を行なうため、多くの市町村に権限の一部を移譲していることから、市町村に権限を譲り受けた市町村の運営の一部を譲り受けていることから、「市町村優先の原則」の下で、特に、事務処理の簡素化によって運営の負担が減るのに加えて、法令により市町村事業として整えられるべきである。 ・農林水産大臣の許可案件でも、農業委員会が申請者の転用申請を受け、許可基準に基づいて調査を行っているのが実情である。 (支撑事例) 別紙N.1に記載のとおり	農地法第4条第1項、第5条第1項	農林水産省	指定都市市長会	農地・農村部会において検討中	○政府の地方分権改革有識者会議がとりまとめた「地方分権改革に関する意見」によれば、「農地転用許可是農地利用の実現を目的としたものであるため、農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要がある」と考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目指して、農地転用等の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参考)	地域の実情を一番良く理解している基礎自治体が、食料の安定供給等の基盤である農地を確保するという観点も踏まえ、真に守るべき農地を確保しつつ、地域の実情に応じたまちづくりを機動的に行えるようすべきである。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目指して、農地転用等の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参考)	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更について市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。			

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		措置種別 〔平成27年法律第27号〕(閣議決定)抜粋	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
300	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用許可、農業雇用地域の認定、変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	平成27年6月26日 で既に 平成28年4月 で既に	法律、政 令、省令、 通知	施行日： 公布日(平成 27年6月26 日)、 平成28年4月 1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)		
313	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用許可、農業雇用地域の認定、変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	平成27年6月26日 で既に 平成28年4月 で既に	法律、政 令、省令、 通知	施行日： 公布日(平成 27年6月26 日)、 平成28年4月 1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)		
347	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用許可、農業雇用地域の認定、変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	平成27年6月26日 で既に 平成28年4月 で既に	法律、政 令、省令、 通知	施行日： 公布日(平成 27年6月26 日)、 平成28年4月 1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)		
417	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用許可、農業雇用地域の認定、変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	平成27年6月26日 で既に 平成28年4月 で既に	法律、政 令、省令、 通知	施行日： 公布日(平成 27年6月26 日)、 平成28年4月 1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)		

管轄番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
439	農地転用の権限移譲	農地の転用に関する許可権限を市町村に移譲する。	【現状】県内の市町村が工業団地開発などを進めらうえで、農地転用が課題となり、計画的なまちづくりが進んでいない。 【支障事例】人が多く住む検討されている工業団地開発構想では、数年前より農地転用に関する協議を進めている。当該工業団地は、高速道路JC周辺という企業立地の絶好の立地に位置しているとともに、雇用の創出のため企業誘致を望む地域住民の要望があることから、市町村が主体となって進めている。しかし、農地転用の具体性(当該工業団地に立地する企業の具体的な企業名の提示等)等、現状における回答が困難な説明を求められ、協議が進展しない。 【支障事例の解消策及び効果】農地転用を、地域の実情に精通している市町村長の許可とすることにより、工場団地の造成など主体的かつ総合的なまちづくりを行うことができ、効果的な企業誘致等を進めることができます。	農地法4条1項、5条1項		農林水産省	岐阜県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事業の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	現在、農林水産省において、農地転用事業の実施主体の在り方について、検討しているところであるが、地域の実情に精通している市町村長に、農地転用の権限を移譲していただこうよう、強くお願いする。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のおり、「国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担う」とするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		
468	農地の転用に関する事務の届からの権限移譲	-4haを超える農地転用許可事務の都道府県への移譲	開発計画等の大規模な農地転用が予定された場合、大臣許可に至るまでの国との調整が長期間に及ぶ可能性もある。このため、農地転用許可事務における、4ha超の転用許可を権限移譲することで、事務が地方に一本化され、事務処理期間の短縮が見込まれるとともに、地域の実情に応じた土地利用が可能となる。	農地法第4条及び第5条		農林水産省	神奈川県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事業の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	意見なし	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のおり、「国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担う」とするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		
672	4haを超える農地転用に対する農林水産大臣許可を県知事に権限移譲	地域の実情を把握していく地方公共団体が主体となって農用地の利活用が可能となるよう制度の改正をしていくべきだ。	調整に時間を要することから、地域や企業のニーズに応じた土地利用に支障が生じている。 また、現状として、 ① 現在、農業振興地域内では、農業後継者がおらず荒廃農地が目立つ状況で、農業生産性からも好ましい状況とは言えない。 ② 既存農地においては高齢化と人口減少が進行している。 これら打破するための施策として、①企業誘致等を進めの場合、過剰な規制が迅速に対応を求める企業との交渉となっている。②既存農家の維持のためには、兼業農家(農業後継者)が居住できるよう、就労場所の確保が必須である。	農地法第4条、第5条		農林水産省	須坂市	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事業の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 なお、 ① 企業用地の確保については、農業上の土地利用との調整を図つて、農業生産性を確保した上で、農地保全法等の促進法に基づき農業等導入地区内に認めること。 ② 就労場所の確保のために農村地域工業等導入促進法に基づき工業等導入地区内に認めること。 等、他の法律に基づく公益的なものとして位置付けられることにより、農地転用が可能となる場合があるので、具体的に検討されている案件があるのであれば、個別に長野県や関東農政局に御相談していただきたい。	食料自給率向上を図るのであれば、カロリーの高い米菓、油脂、畜産副料を作付ける農地を重点的に守り生産性を上げるべきである。地域により異なる農地の利用状況を考慮せずに全国一律の規制を当てはめるではなく、地域の実情を熟知している方に権限を委ねることで、土地利用と農地保全の両方の観点をもって、地方の活力をより一層高めるための土地利用が可能となる。 なお、農村地域工業等導入促進法に基づく農地転用については、参入業種が限られ、計画作成までに時間もかかることから、地域や企業ニーズに応じて行うことは難しいものである。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のおり、「国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担う」とするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		
703	4ヘクタールを超える農地転用に係る都道府県知事への許可権限の移譲	農地転用面積が4ヘクタールを超える場合の農地転用許可権限を現行の農林水産大臣から都道府県知事に移譲する。	【権限移譲の必要性】農地の総量確保のあり方と併せて検討すべきものと考えるが、4ha超の農地転用許可については、国よりも農地の状況をより把握できる県に権限移譲を行なうことで、事務処理全体の時間短縮や申請人の負担軽減等が図られる。 【当県における事務の実績】平成23年から平成25年まで5件発生 所要期間が長いものの例としては、2年8ヶ月(協議5回)、1年6ヶ月(協議4回)	農地法第4条及び第5条		農林水産省	鹿児島県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事業の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	県においても、優良農地の確保の重要性については十分認識の上で農地転用許可業務を執行しているところであり、国よりも農地の状況をより的確に把握できる県に権限移譲を行うことで、農業以外の土地利用との迅速な調整が可能となり、事務処理全体の時間短縮や農地転用申請者の負担軽減等が図られることから、県へ権限を移譲することが必要と考える。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のおり、「国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担う」とするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見			重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		提案概要 〔平成27年方針(平成27.12.22閣議決定)抜粋〕 平成27対応方針(平成27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>とし 平成28対応方針(平成28.1.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>とし 平成29対応方針(平成28.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>とす て記述	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料	区分		回答	措置方法 (検討状況)		実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
439	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用許可、農業雇用区域の認定、農業雇用地区の認定、農業雇用地区が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目指として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	【農林水産省】 〔平成27年方針(平成27.12.22閣議決定)抜粋〕 平成27対応方針(平成27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>とし 平成28対応方針(平成28.1.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>とし 平成29対応方針(平成28.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平29>とす て記述	法律、政 令、省令、 通知	施行日： 公布日(平成 27年6月26 日)、 平成28年4月 1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための閣係法 律の整備に関する法律(平成27年法律 第50号)			
468	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用許可、農業雇用区域の認定、農業雇用地区の認定、農業雇用地区が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えてい る。	【農林水産省】 〔平成27年方針(平成27.12.22閣議決定)抜粋〕 平成27対応方針(平成27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>とし 平成28対応方針(平成28.1.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>とし 平成29対応方針(平成28.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平29>とす て記述	法律、政 令、省令、 通知	施行日： 公布日(平成 27年6月26 日)、 平成28年4月 1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための閣係法 律の整備に関する法律(平成27年法律 第50号)			
672	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用許可、農業雇用区域の認定、農業雇用地区の認定、農業雇用地区が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目指として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	【農林水産省】 〔平成27年方針(平成27.12.22閣議決定)抜粋〕 平成27対応方針(平成27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>とし 平成28対応方針(平成28.1.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>とし 平成29対応方針(平成28.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平29>とす て記述	法律、政 令、省令、 通知	施行日： 公布日(平成 27年6月26 日)、 平成28年4月 1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための閣係法 律の整備に関する法律(平成27年法律 第50号)			
703	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用許可、農業雇用区域の認定、農業雇用地区の認定、農業雇用地区が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目指として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	【農林水産省】 〔平成27年方針(平成27.12.22閣議決定)抜粋〕 平成27対応方針(平成27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>とし 平成28対応方針(平成28.1.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>とし 平成29対応方針(平成28.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平29>とす て記述	法律、政 令、省令、 通知	施行日： 公布日(平成 27年6月26 日)、 平成28年4月 1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための閣係法 律の整備に関する法律(平成27年法律 第50号)			

管轄番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
720	農地の転用に関する事務	農林水産大臣許可案件(4ha以上)の権限を地方に移譲する。	大臣転用案件については、都道府県を経由して国において許可・不許可を判断しているところ、地域の状況(地理的・地勢的)についてどうしても国では把握が十分ではなく、結果的に都道府県等に状況の確認を行うこととなり、申請者にとっては多くの時間を要しており、その部分の負担を軽減するために、権限を地方に移譲して、申請者の負担を軽減する。	農地法第4条、第5条		農林水産省	徳島県、大阪府	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保などをどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	食料の安定供給の基盤としての農地の確保は、確保すべき農用地等の面積の目標として、国、都道府県、市町村が協議の上で設定し、実行計画を策定する。 その実行計画を踏まえた上で地方において転用手段を行えば必要な農用地は確保できると考える。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、「国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		
752	大臣許可を要する農地転用についての移譲	農地転用については、現行では4haを超える案件は大臣許可が必要とされているが、当該許可についての許可権限を都道府県に移譲すること。	【現行】 4ha以下の農地転用については、都道府県知事が許可することとされているが、4haを超える転用についても、地域の実情に応じた農業生産の基盤である農地の確保といつて県全体の農業施策の観点から、都道府県知事による許可が望ましい。 【制度改正の必要性】 企画調整会議による自治体アンケートによれば、企業説教や新規設置に伴う周辺整備などの具体的な計画が存在しないにもかかわらず、国の事前協議開始から正式協議までに長い期間(2年程度)要した事例もあり、計画的な地方の施策展開に支障が発生している。そもそも許可基準は同一であるが、面積で許可権者が異なるのは不合理、大規模農地の農地転用許可権限を都道府県に移譲することで、農地転用事務の迅速化及び地域の実情に応じた土地利用調整が可能となる。 【現行による効果】 地元の権限を握る県において、国のよな縦割りではなく農政部局とまちづくり部局が連携し、農地単体ではなく総合的な土地利用の観点から判断の上、市町村農業委員会の審議や都道府県農業会議への意見聴取により、客観的かつ総合的な判断がなされおり、転用面積の大小によって許可権者が変わることのないものと考える。	農地法第4条、第5条		農林水産省	兵庫県、大阪府	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保などをどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	・都道府県知事が行う農地転用許可事務は、農政部局とまちづくり部局が連携し、農地単体ではなく総合的な土地利用の観点から判断の上、市町村農業委員会の審議や都道府県農業会議への意見聴取により、客観的かつ総合的な判断がなされおり、転用面積の大小によって許可権者等が変わることについて、客観的・合理的な理由がないものと考える。 ・農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、「国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		
835	農地転用の許可等に関する事務・権限の移譲	農地法第4条及び5条の【支障事例等】 現在の農地転用事務における4haの場合には農林水産大臣の許可が必要となることから、大規模な農地転用では、国との協議・調整に多大な時間と手間を要し、迅速に農地転用ができるない場合があり、これにより企業が進出を止めるといったケースがあ。	【制度改正の必要性】 割賦販売では都道府県計画決定権限の多くが市町村に移譲されているにも関わらず、農地は国の関心が残っており、総合的な地域づくりのためには、土地利用形態は基礎自治体である市町村が総合的に扱い、地域の実情に応じた土地利用を市町村が自ら判断する仕組みを実現する必要がある。農地の重要性についても地方も認識しており、適正な審査を行っている。実情を把握する方が事務を行っており、事務の迅速化が図られ、地域における農業の事情をスピーディーに重視する企業のニーズに対応しながら、良質農地の確保と地域経済の活性化の両立が可能となることから、移譲すべきである。	農地法第4条、第5条		農林水産省	三重県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保などをどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	○地方六団体で示した「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日)のとおり、「国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、「国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		
38	2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議の廃止	同左	【支障事例】 法令に規定はないが、協議に先立つ事前相談が慣例となっており、その分、審査期間に遅れが生じている。 【制度改正の必要性】 農地転用に関する事務は法令に則って実施されていることから、地域の実情に精通した地方が大規模農地の転用に関する事務を執行しても、無秩序な発展を防ぐことが考えにくい。国の許可権限の地方への移譲や協議を廃止することで、審査期間の短縮が図されることを考慮すると地方で行う方が効率的な事務ができる。	農地法附則2項		農林水産省	愛知県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保などをどのように図ていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	真に守るべき農地の確保を図る方策は重要と考えるが、地方分権にも十分に重きを置き、提案どおりの対応が実現するよう検討していただきたい。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、「国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、「国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見			重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		[最終決定] (平成27年1月21日閣議決定)抜粋	対応方針の措置(検討)状況		
	意見	補足資料	区分		回答	措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
720	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用許可、農業雇用地域の認定、変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	平成27年1月21日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。	法律、政令、省令、通知	施行日： 公布日(平成27年6月26日)、 平成28年4月1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)		
752	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用許可、農業雇用地域の認定、変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	平成27年1月21日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。	法律、政令、省令、通知	施行日： 公布日(平成27年6月26日)、 平成28年4月1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)		
935	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用許可、農業雇用地域の認定、変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	平成27年1月21日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。	法律、政令、省令、通知	施行日： 公布日(平成27年6月26日)、 平成28年4月1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)		
38	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用許可、農業雇用地域の認定、変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	平成27年1月21日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。	法律、政令、省令、通知	施行日： 公布日(平成27年6月26日)、 平成28年4月1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
120	2haを超える4ha以下の農地に係る転用許可等に係る農林水産大臣との協議の廃止	【提案の背景】農地法附則第2項により都道府県知事に義務付けられている、2haを超える4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議が必要となつてゐる。政府においては、平成25年12月5日に「事業・権限の統合に関する見直し方針」を閣議決定し、その中の「農地転用について」に、農地転用事業の実施主体や国と地方とのあり方に於いて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしている。 【制度改正の必要性】大臣協議が必要な条件の処理には、協議不要の案件に比べ、事前協議等に数ヶ月以上の期間を加わるため、迅速な事務処理に支障を来たしている。例えば、企業立地等の転用要件に対し、開発前の事業展開のスピードを追求した迅速な農業上の土地利用調整や許可区分等が必要であるにもかかわらず、行政簡易化の観点から協議が必要となることなどが挙げられる。大臣協議の廃止により、審査時間が短縮され、迅速な事務処理を行ふことが可能となる。 【點検への対応】大臣協議の廃止により、大規模な案件に係る適正な農地転用許可事務の運用の確保が課題となるが、農地転用許可事務は、法令化された許可基準に従って処理するものであり地方自治体においても公平かつ厳格な運用の確保は可能である。なお、本県では、優良な農地を確保、保全するとともに、農地法に基づく農地転用許可制度を適正に運用するなど、県土の合理的な土地利用の推進に努めている。	農地法附則第2項	参考資料 ・平成26年度 静岡県の提案(抜粋)	農林水産省	静岡県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保などをどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等の検討に当たっては、随時検討状況について情報提供とともに、地方と十分協議することを求める。 また、平成21年改正農地法附則を踏まえた適切な時期までに結論を得ることを求める。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のおり、・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農地用地区域の設定・変更については市町村が担うことをとするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。			
178	農地転用の許可に係る農林水産大臣協議の廃止	【支障】土地利用法制と所管省は法制・所管ともに絶縁的であるが、都市計画法制定の権限移譲が進んでいたり、農地法の権限移譲はほとんど進んでいない。このため、地域における土地の最適な利用を判断する責任が、地方自治体に十分ないため、まことに地方自治体が行っているという実感が乏しい。また、農地転用に係る農林水産大臣の許可・協議を削除するに際しては、手間と時間がかかるところから、行政の効率性の観点からも問題がある。 【改正の必要性】農地法附則第2項の2ha超4ha未満の農地転用に関する都道府県から國への協議を廃止する。これにより、地域の実情を把握する地方自治体が事務を行って事務の迅速化が図れるとともに、地域における土地利用の責任者であることが可能となる(別途、農地転用に関する事務権限を市町村長へ移譲することを提案中)。 【概念の解消】農地転用の権限譲渡に伴い、国全体で確保すべき農地が守られるべくなるという概念に対しては、地方六団体農地年度PT報告書(添付)で提案しているところ、国、都道府県、市町村の間で確保すべき農地の数量等について、実質的な協議を行なううえ、事後に第三者機関による評価を行うことで効率性を確保すること等により、解消が可能である。	農地法附則第2項		農林水産省	佐賀県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保などをどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	地方六団体「農地制度のあり方について」を実現することが、地方分権の觀点と農地確保の観点から検討を行うとした閣議決定の趣旨に最もかなうと考えており、その実現を強く求めること。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のおり、・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農地用地区域の設定・変更については市町村が担うことをとするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。			
181	農地転用許可に係る農林水産大臣の協議の廃止	2haを超える4ha以下の都道府県知事許可案件について、農林水産大臣との協議を廃止することとしている。 【協議の廃止】では、法令に基づく許可基準が定められており、許可権者に即時許可・許可の定期更新等である。 ・大臣協議(事務調整及び公文書協議)は、定期的に(1~2週間)を要し、迅速な許可事務に支障をきており、協議は必要ない。 ・県は国に対して審査書類や計画図等の資料を提供することに異存はない。	農地法附則第2項		農林水産省	秋田県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保などをどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	本県を含む提案団体の支障事例・必要性を十分踏まえて、農地・農村部会における検討が進められるべきである。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のおり、・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農地用地区域の設定・変更については市町村が担うことをとするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。			
196	面積が2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣協議の廃止	面積が2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議を廃止する	【制度改正の必要性】県が行う農地転用許可事務は、市町村農業委員会の審査、県農業会議への諮問からなる3段階の過程で行われ、客観的かつ総合的な判断が担保されており、面積の大小によって協議の要否を区別することに合理性はない。	農地法附則第2項		農林水産省	和歌山県、大阪府	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保などをどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	農地制度のあり方については、現在、内閣府所管の地方分権改革有識者会議農地・農村部会において、総合的な検討が進められているところと承知している。 転用面積により協議の取扱いが異なることは合理性に欠ける。許可の際の過疎な判断については、国が農地法、同法施行令及び同法施行規則をより明確化することで確定できるものである。 なお、今後、地方六団体の提言のとおり市町村への権限移譲の検討を進めるのであれば、農地が虫食い状態となることを防ぐため、許可に当たっては都道府県への協議を設けることも含めた検討をお願いしたい。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のおり、・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農地用地区域の設定・変更については市町村が担うことをとするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見			重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		[最終決定] (平成27年1月21日閣議決定)抜粋	対応方針の措置(検討)状況		
	意見	補足資料	区分		回答	措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
120	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用許可、農業雇用地域の認定、変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	平成27年1月21日閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平27>とし、平成28年1月21日閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平28>とし、平成29年1月21日閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平29>とし、 て記述	法律、政令、省令、通知	施行日： 公布日(平成27年6月26日)、 平成28年4月1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)		
178	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用許可、農業雇用地域の認定、変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	平成27年1月21日閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平27>とし、平成28年1月21日閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平28>とし、 て記述	法律、政令、省令、通知	施行日： 公布日(平成27年6月26日)、 平成28年4月1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)		
181	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用許可、農業雇用地域の認定、変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	平成27年1月21日閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平27>とし、平成28年1月21日閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平28>とし、 て記述	法律、政令、省令、通知	施行日： 公布日(平成27年6月26日)、 平成28年4月1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)		
196	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用許可、農業雇用地域の認定、変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	平成27年1月21日閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平27>とし、平成28年1月21日閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平28>とし、 て記述	法律、政令、省令、通知	施行日： 公布日(平成27年6月26日)、 平成28年4月1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)		

管理番号	提案事項 (項目名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
199	農地転用許可事務に 関する農林水産大臣 への協議の廃止	2haを超える農地転用の知 事の許可に係る農林水産 大臣への協議を廃止す る。	【制度改正の必要性】 農地転用許可に当たっての審査基準は同一であり、面積要件により許可権者を変える必要性に乏しく、許可権者は市町村へ移譲すること、農林水産大臣への協議を廃止することにより事務の迅速化を図るべきである。 【支撑事例】 地方行政事務における手続に一定程度時間を要するため、土地を計画している企業が費用を変化する経済情勢に基づくビジネスチャンスを逃す場合や、企業が費用を変化する場合がある。 【制度改正の経緯】 本県では、現在、4ha以下の農地転用許可権限を全ての市町村に移譲しているが、何ら問題なく事務処理がでていている。市町村からは、より迅速な事務処理を可能にするため、県農業会議の意見聴取の義務付けを廃止すべきとの多数の意見がある。	農地法附則第2項	農林水産省	岡山県	農地・農村部 会において 検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	岡山県では、4ha以下の農地転用許可について、平成20年度までに県内全市町村に事務・権限を移譲しており、市町村において許可基準に即して適正な事務処理ができる状況にある。 農地転用許可の事務・権限については、農地の確保と総合的なまちづくり・地域産業の活性化の両立を図る観点からも、地域の実情を踏まえた市町村において、迅速な意思決定が得られるようにすべきである。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体のとおり)、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。			
213	2ha超4ha以下の農地 転用許可に係る農林 水産大臣協議の廃止	2ha超4ha以下の農地転 用許可に係る農林水産大 臣協議の廃止	【支撑事例】 農地転用の光技術を有する浜松ホトニクス㈱が、光電子増倍管の生産拠点である豊岡製作所(豊田市下神増)において工場拡張を計画したとき、面積が2ha超4haだったため、農林水産大臣協議に約1年の期間を費やすこととなり、成長分野でさらに面積を擴らうとする企業の投資活動を遅らせる大きな要因となりました。 【必要性】 豊田市では、新東名高速道路の(仮称)磐田スマートICが平成29年度の開業をめざして準備を進めており、東名高速道路の磐田IC及び遠州豊田PAスマートICを含めて、周辺地域における土地利用の重要性は日増しに高まっています。しかしながら、現行農地法下では、農地転用に係る手続きに期間を要することがあり、迅速に土地利用を進めることができない。こうした状況を踏まえ、農地法の特段の移譲等をさらに進めることで、手続き期間が短縮され、基礎自治体の責任と前向き工のもと、好みやすいまんづりに取り組むことができるようになります。 【効果】 2ha超4ha以下の農地転用の大臣協議の廃止により、手続き期間が半年から1年程度の短縮が見込まれます。	農地法附則第2項	農林水産省	磐田市	農地・農村部 会において 検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	意見なし	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体のとおり)、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。			
314	2ha超から4ha以下の 国への協議の廃止	知事許可の2ha超から4ha 以下の農地転用について 国への協議を廃止すること	【支撑】 農地転用については、土地利用者の利便のためにも事務手続の迅速化を図るために協議を廃止すること	農地法附則第2	農林水産省	熊本県	農地・農村部 会において 検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保からも適正に行わなければならないと考えている。 農地転用の特段の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	農地転用許可については、優良農地の確保の観点及び食糧の安定供給等の基盤である農地の確保からも適正に行わなければならないと考えている。 農地転用の特段の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 本県において、今まで2ha超4ha以下の案件について農林水産大臣と協議してきたが、国の判断と本県の判断に違和感があったことはない。 「食糧の安定供給等の基盤である農地の確保の検討」については必要とされる。しかしながら、農地転用の特段の移譲等の判断は、農地転用は許可基準に基づき実施されているため、当該検討対象とは別途行われるべきと考える。住民サービス向上のためには、速やかな検討を行われ、2ha超4ha以下の農地転用の農林水産大臣との協議について廃止をお願いしたい。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体のとおり)、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。			
673	2haを超4ha以下の 農地転用に対する農 林水産大臣の協議廃 止	地域の実情を把握してい る地方公共団体が主体とな って農地の利活用が可 能となるよう制度の改 正をしていただきたい。	調整に時間を要すことから、地域や企業のニーズに応じた土地利用に支障 が生じている。 また、現状として、 ①現在、農業振興地域内では、農業後継者がおらず荒廃農地が目立つ状 況であり農業政策上からも好ましい状況などは言えない。 ②既存農地においては高齢化と人口減少が進行している。 これらを打破するための策として、①企業誘致等を進める場合、過剰な規 制が迅速に対応を求める企業との交渉の支障となっている。②既存農地の 維持のためには、兼業農家(農業後継者)が居住できるよう、就労場所の確 保が必須である。	農地法附則第2項	農林水産省	須坂市	農地・農村部 会において 検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	食料自給率向上を図るのであれば、カリオーの高い米麦、油脂、畜産物を作付ける農地を重点的に守り生産性を上げるべきである。地域により異なる農地の利用状況を考慮せずに全国一律の規制を当てはめるではなく、地域の実情を熟知している地方に権限を委ねることで、土地利用と農地保全の双方の観点をもって、地方の活力をより一層高めるための土地利用が可能となる。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体のとおり)、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。			

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		提携機関 〔平成21年方針(平成21.12.22閣議決定)抜粋〕 平成21対応方針(平成21.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平21>とし 平成26対応方針(平成26.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平26>とし 平成29対応方針(平成29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平29>とす て記述	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
199	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用許可、農業雇用区域の認定、農業について市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目指として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	提携機関 〔平成21年方針(平成21.12.22閣議決定)抜粋〕 平成21対応方針(平成21.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平21>とし 平成26対応方針(平成26.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平26>とし 平成29対応方針(平成29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平29>とす て記述	法律、政 令、省令、 通知	施行日： 公布日(平成 27年6月26 日)、 平成28年4月 1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための閣係法 律の整備に関する法律(平成27年法律 第50号)		
213	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用許可、農業雇用区域の認定、農業について市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えてい る。	提携機関 〔平成21年方針(平成21.12.22閣議決定)抜粋〕 平成21対応方針(平成21.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平21>とし 平成26対応方針(平成26.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平26>とし 平成29対応方針(平成29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平29>とす て記述	法律、政 令、省令、 通知	施行日： 公布日(平成 27年6月26 日)、 平成28年4月 1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための閣係法 律の整備に関する法律(平成27年法律 第50号)		
314	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用許可、農業雇用区域の認定、農業について市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目指として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	提携機関 〔平成21年方針(平成21.12.22閣議決定)抜粋〕 平成21対応方針(平成21.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平21>とし 平成26対応方針(平成26.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平26>とし 平成29対応方針(平成29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平29>とす て記述	法律、政 令、省令、 通知	施行日： 公布日(平成 27年6月26 日)、 平成28年4月 1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための閣係法 律の整備に関する法律(平成27年法律 第50号)		
673	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用許可、農業雇用区域の認定、農業について市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目指として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	提携機関 〔平成21年方針(平成21.12.22閣議決定)抜粋〕 平成21対応方針(平成21.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平21>とし 平成26対応方針(平成26.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平26>とし 平成29対応方針(平成29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平29>とす て記述	法律、政 令、省令、 通知	施行日： 公布日(平成 27年6月26 日)、 平成28年4月 1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための閣係法 律の整備に関する法律(平成27年法律 第50号)		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
778	知事許可案件である農地転用(2ha超4ha以下)の許可に際しての大臣協議の廃止	農地転用については、2ha超4ha以下の案件は知事許可に際して大臣協議が必要とされているが、知事許可に際しての大臣協議を廃止すること。	【現行】農地転用については、現行では、2ha超4ha以下の案件は知事許可に際して大臣協議が必要とされているが、知事許可に際しての大臣協議を廃止すること。 【支障事例】過去において企業誘致や新規設置に伴う周辺整備などの具体的な計画が存在する場合にあればかわらず、県との事前協議開始から正式協議までに長期間要した事例があり、計画的な地方の施策展開に支障が生じた。 知事許可案件に係る大臣協議を廃止することで、農地転用事務の迅速化及び地域の実情に応じた土地利用調整が可能となる。 また、地域の実情を把握する県において、国のような縦割りではなく農政部局とまちづくり部局を連携し、農地全体ではなく総合的な土地利用の観点から判断することができる。 なお、農林水産省が行う農地転用事務は、市町村農業委員会との審議や県農業会議への諮詢手続きによって、客観的かつ総合的な判断が担保されているにかかわらず、転用面積の大小によって協議の要否を区別することに合理性はない。	農地法附則第2項	農林水産省	兵庫県、大阪府	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保などをどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参考)	・都道府県知事が行う農地転用許可事務は、農政部局とまちづくり部局が連携し、農地単体ではなく総合的な土地利用の観点から判断の上、市町村農業委員会の審議や都道府県農業会議への意見聴取により、客観的かつ総合的な判断がなされれており、転用面積の大小によつて許可権者等が変わることについて、客観的・合理的な理由がないものと考へる。 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、「国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更について市町村が担うべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。				
885	農地転用許可に係る協議の廃止	2ha超4ha以下の農地転用許可に際して大臣協議が行われる農林水産大臣への協議を廃止すること。	【制度改正の必要性等】第4条、第5条による2ha超4ha以下の農地転用許可については、都道府県知から農林水産大臣への協議制がされている。このため、県は審査を行った後で国において再度同様の協議を行うなど、二重行政の状態となってしまって、事業者の事務的な負担が大きいとともに、審査期間が長期化している。 【現行】平成25年12月20日に閣議決定された「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」では、「農地転用に係る事務・権限については、地方の意見も踏まえつつ、農地法の一部を改正する法律(平成21年法律第19条第4項)に基づき、同法施行後5年(平成26年)を目途として、地方分権の観点及び農地の確保の観点から、農地の確保のための施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国と市町村等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」となっている。 農林水産省は、「大規模な農地の転用許可については、農地のまとめて失われることによる農地の減少は後遺農地において、周辺農地の無秩序な開発を招く恐れがあるのであることなど影響が大きくて、国レベルの視点に立った判断を行うことが必要」との見解を示している。 【懸念への対応】本県では、2ha超4ha以下の転用許可権限が移譲された平成10年11月から平成25年3月までの間に、2ha超4ha以下の知事許可案件を28件処理しており、協議が廃止されても、法を適正に運用し、事務処理を行う十分な能力を備えている。	農地法附則第2項	農林水産省	埼玉県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保などをどのように図ていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参考)	農振法・農地法の枠の中で優良農地確保と地域経済活性化を両立させるのが地方の役割であり、地域の実情に応じたまちづくりの実現に向けて、農地制度を含めた土地利用制度を地方が主体となって事務を行うことが必要である。 そのため、2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣協議を廃止すべきである。 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、「国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更について市町村が担うべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。				
936	農地転用の許可等に係る国への協議の廃止	農地法附則第2項の2ha超4ha以下の農地転用に係る国への協議を廃止する。	【支障事例等】現在の農地転用事務においては、2ha超4ha以下の農地転用については知事許可であるものの、農林水産大臣への協議が必要となることから、大規模な農地転用では、国との協議・調整に多大な時間と手間を要し、迅速に農地転用ができるところがない場合があり、これにより企業が進出をどりやめるといったケースがある。 【制度改正の必要性】都市計画法では都市計画決定権限の多くが市町村に移譲されているにも関わらず、農地は国の関与が残っており、総合的な地域づくりのためには、土地利用実行は基礎自治体である市町村に総合的に扱い、地域の実情に適じた土地利用が自ら判断する仕組みを実現する必要がある。農地の重要性について市町村でも認識しており、適正な審査を行っている。実情を把握する専門方が事務を行ふことで事務の迅速化が図られ、地域における農業の事情とスピードを重視する企業のニーズに対応しながら、後良農地の確保と地域経済の活性化の両立が可能となることから、協議を廃すべきである。	農地法附則第2項	農林水産省	三重県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保などをどのように図ていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参考)	〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、「国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更について市町村が担うべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、「国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更について市町村が担うべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。				
938	2ha超から4ha以下の農地転用許可を知事が行う際に義務付けられた国との協議の廃止	2ha超から4ha以下の農地転用許可を知事が行う際に義務付けられた国との協議を廃止する。	【提案事項・支障事例】平成10年の農地法改正で、2ha超から4ha以下の農地転用許可を知事が行う際に義務付けられた国との協議を義務付けされたが、同年の年次官通知では「農林水産大臣の同意まで求めた趣旨のものではない」となっている。 実際の大臣協議においては、1ヶ月前の協議時間帯を要することが通常となり、場合によっては、1ヶ月以上の期間を要する事案が市町村における協議に要するものがある。大臣協議は必ずしてあるが、当然ながら、農業会議に諮問することはでき、結果的には許可を下す。2ha超から4ha以下の農地転用許可について、知事の権限で許可を行っているが、2ha以下と同様に許可基准があり、本県において2ha以下の転用許可に係る事務を適正に行っているところ、協議に費やす時間と労力の軽減、許可の迅速化を図り、住民サービスの向上につなげたところ、協議手続きの廃止をお願いしたい。	農地法附則第2項	農林水産省	福島県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保などをどのように図ていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参考)	<回答> 土地は様々な産業等の基盤となるものであり、農地を含む土地利用に係る行政事務について、市町村が主体として総合的に担うことがまちづくりを進める上で極めて重要である。 現在は、農地転用面積により、許可権者が国・都道府県又は権限移譲市町村に分かれているが、このままでは審査の負担が重い。特例として、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更について市町村が担当することについて、規則の様式の大小で分ける合理性はない。 農地が園芸への食料の安定供給等の基盤であり、食料自給率の向上のために、その確保が重要なことは都道府県や市町村が認識しているものと考えられるが、なお園芸全体がどのような認識を共有すること、また土壌を農業利用するが他の土地利用に対して競合性を有するようになることも重要な要素である。 市町村への権限移譲を進める上の担保措置については、転用基準の明確化、一定規模以上の条件について事務的な報告の義務付け、連絡調整会議の設置等が考えられる。	〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、「国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更について市町村が担うべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。			

管理番号	全国市長会・全国村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		指摘事項 (平成28対応方針)(平成27.10月閣議決定)(抜粋)	対応方針の指標(検討)状況	措置方法(検討状況) 実施(予定)時期 これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	意見	補足資料		区分	回答				
778	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六県会)のとおり、 - 国と地方が責任を負有し、実効性 のある農地の絶量確保の仕組みを構 築した上で、農地転用許可・農業雇用 地域別の設定・変更については市町 村が担うこととするべきである。 -併せて、法令等に基づく統一的な運 用や地域の実情に応じた適切な実施 体制の確保など、事務・権限を適切に 運用できるような制度設計とするべき である。		農地・農村部 会において 検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直 し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目指して、農地転 用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基 本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会におい て議論が行われているところである。	4.農林水産省及び都道府県は、農地の絶量確保のための農地の確保の在り方等に関する見直し方針(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目指して、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 5.農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	法律、政 令、省令、 通知	施行日： 公布日(平成 27年6月26 日)、 平成28年4月 1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法 律の整備に関する法律(平成27年法律 第50号)	
885	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成 26年8月5日地方六県会)のとおり、 - 国と地方が責任を負有し、実効性 のある農地の絶量確保の仕組みを構 築した上で、農地転用許可・農業雇用 地域別の設定・変更については市町 村が担うこととするべきである。 -併せて、法令等に基づく統一的な運 用や地域の実情に応じた適切な実施 体制の確保など、事務・権限を適切に 運用できるような制度設計とするべき である。		農地・農村部 会において 検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直 し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目指して、農地転 用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基 本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会におい て議論が行われているところである。	4.農林水産省及び都道府県は、農地の絶量確保のための農地の確保の在り方等に関する見直し方針(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目指して、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 5.農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	法律、政 令、省令、 通知	施行日： 公布日(平成 27年6月26 日)、 平成28年4月 1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法 律の整備に関する法律(平成27年法律 第50号)	
936	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成 26年8月5日地方六県会)のとおり、 - 国と地方が責任を負有し、実効性 のある農地の絶量確保の仕組みを構 築した上で、農地転用許可・農業雇用 地域別の設定・変更については市町 村が担うこととするべきである。 -併せて、法令等に基づく統一的な運 用や地域の実情に応じた適切な実施 体制の確保など、事務・権限を適切に 運用できるような制度設計とするべき である。		農地・農村部 会において 検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直 し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目指して、農地転 用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基 本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会におい て議論が行われているところである。	4.農林水産省及び都道府県は、農地の絶量確保のための農地の確保の在り方等に関する見直し方針(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目指して、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 5.農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	法律、政 令、省令、 通知	施行日： 公布日(平成 27年6月26 日)、 平成28年4月 1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法 律の整備に関する法律(平成27年法律 第50号)	
938	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成 26年8月5日地方六県会)のとおり、 - 国と地方が責任を負有し、実効性 のある農地の絶量確保の仕組みを構 築した上で、農地転用許可・農業雇用 地域別の設定・変更については市町 村が担うこととするべきである。 -併せて、法令等に基づく統一的な運 用や地域の実情に応じた適切な実施 体制の確保など、事務・権限を適切に 運用できるような制度設計とするべき である。		農地・農村部 会において 検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直 し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目指して、農地転 用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基 本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会におい て議論が行われているところである。	4.農林水産省及び都道府県は、農地の絶量確保のための農地の確保の在り方等に関する見直し方針(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目指して、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 5.農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	法律、政 令、省令、 通知	施行日： 公布日(平成 27年6月26 日)、 平成28年4月 1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法 律の整備に関する法律(平成27年法律 第50号)	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
983	2ヘクタールを超える農地転用の都道府県知事許可に係る農林水産大臣への協議の廃止	農地転用面積が2ヘクタールを超える農地転用許可に係る農林水産大臣への協議を廃止する。	【規制緩和の必要性】 2ha超4ha以下の農地転用許可については、農林水産大臣への協議を廃止することで、事務処理全体の時間短縮や申請者の負担軽減等が図られる。 【当県における事務の実情】 平成23年から平成25年までで22件発生 所要期間は、約2か月から5か月半	農地法附則第2項	農林水産省	鹿児島県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保などをどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	県においても、優良農地の確保の重要性については十分認識の上で農地転用許可事務を執行しているところであり、国よりも農地の状況をより的確に把握できる県に権限移譲を行うことで、農業以外の農地利用での迅速な調整が可能となり、事務処理全体の時間短縮や農地転用申請者の負担軽減等が図られることから、県へ権限を移譲することが必要と考える。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。			
984	2ヘクタールを超える農地転用の都道府県知事許可に係る農林水産大臣への協議の廃止	2ヘクタールを超える農地転用の都道府県知事の許可に係る農林水産大臣への協議を廃止する。	【支障事例】 2ヘクタールを超える農地転用について農林水産大臣へ協議する場合であっても、農業委員会でも審査は行われており、二重の審査が行われている。また、地方農政局における手続に一定程度時間を要する。このため、刻々と変化する経済情勢に基づくビジネスチャンスを企業等が逃す場合や、不要な出費が発生する場合があり、農林水産大臣への協議を廃止することにより事務の迅速化を図るべきである。 【悪意の削除】 国は、現行制度において、大規模農地転用については、優良農地の確保や大規模農地転用によって所得水系統を分析し周辺農地に大きな影響をもたらすことより慎重な判断が必要となるなど農地転用制度の適正な適用を図るためにしているが、農地転用許可について県(本県では市町へ権限移譲)が行う場合と農林水産大臣への協議を行う場合に許可の基準が変わるものではなく、都道府県(本県では市町)は審査能力を有することから、農林水産大臣への協議を廃止することによる支障はない。	農地法附則第2	農林水産省	広島県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保などをどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	本県においては、事務処理特別条例により、農地転用に係る事務についてすべての市町村に事務を移譲しており、適正に処理をしている。「国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保などをどのように図っていくか」については、許可基準等を厳正に適用するため、基準のさらなる明確化により都道府県や市町村において対応は可能と考える。 一方で、2ヘクタールを超える農地転用について農林水産大臣が許可(大臣への協議)する場合であっても、農業委員会でも審査は行われており、二重の審査が行われている。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。			
985	農地転用に係る農林水産大臣への協議を廃止	2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議を廃止	【現状】 県内の市町村が工業団地開発などを進めうえで、農地転用が課題となり、計画的なまちづくりが進んでいない。 【支障事例】 A地区で検討されている工業団地開発構想では、数年前より農地転用に関する議論がなされ、2010年間近い間に農地転用の絶好の場所に位置しているとともに、雇用の場の創出のため企業誘致を望む地域住民の要望があることから、市町村が主体となって進めている。しかし、農地転用の具体性(当該工団地に立地する企業の具体的な企業名の提示等)等、現状における回答が困難な説明を求められ、協議が進展しない。 【支障事例の解消策及び効果】 農地転用を、地域の実情に精通している市町村長の許可とし、国の協議を廃止することで、工団地の造成など主観的かつ総合的なまちづくりを行うことができ、効果的な企業誘致等を進めることができる。	農地法附則第2項	農林水産省	岐阜県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保などをどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	現在、農林水産省において、農地転用事務の実施主体の在り方について、検討していただいているところであるが、地域の実情に精通している市町村長に農地転用の権限を移譲いただくとともに、2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議についても廃止していただこう。強くお願いする。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。			
987	農地の転用に関する事務	農林水産大臣協議案件(2ha以上)については、協議の義務づけを廃止する。	大臣協議案件については、国において協議しているところ、地域の状況(地理的・地勢的)についてどうしても国では把握が十分ではなく、結果的に都道府県等に状況の確認を行うこととなり、申請者にとっては多く時間を使つており、その部分の負担を軽減するために、協議の義務づけを廃止し、申請者の負担を軽減する。	農地法附則第2項	農林水産省	徳島県、大阪府	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保などをどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	食料の安定供給の基盤としての農地の確保は、確保すべき農地等の面積の目標として、国、都道府県、市町村が協議の上で設定し、実行計画を策定する。 その実行計画を踏まえた上で地方において転用手続を行えば必要な農用地は確保できると考える。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。			

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
988	農地転用許可にかかる大臣協議の廃止	2ha～4haの農地転用許可にかかる大臣協議を廃止し、都道府県知事の専権事項とする。	【根拠条文】 平成10年農地法改正により、4haまでの農地転用の許可権限が都道府県に移譲されたが、農地法附則により、当分の間、2haを超える農地転用の許可をしようとする場合には、あらかじめ農林水産大臣に協議することが必要である。 【目的の必要性】 農地転用の大臣協議については、多大な時間を要し、迅速性に欠け、地域の活性化や県内の生み出す工場や商業施設の立地を進めていく上で課題となっている。 地方の権限を把握する方が事務を行なうことで、地域における農業の実情とスピードで重視する企業のニーズに対応しながら、優良農地の確保と地域経済の活性化の両面が可能になり、総合的なまちづくりを進めることができると考える。 【具体的な支障事例】 市街化調整区域内の大型店舗出店であるが、駐車場の一部が市街化調整区域の農地約1.3haにかかることになり、市街化調整区域の農地転用面積と併せて2haを超えるため、市街化調整区域部分は大臣協議が必要となり、農政局への事前相談から協議回答まで約7ヶ月を要した。	農地法附則第2項	農林水産省	奈良県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保などをどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	・地域の実情を把握する方が事務を行うことは、総合的なまちづくりの観点から必要などあることを重視して検討していただきたい。 ・平成10年の農地法改正の附則で「当分の間」とされていることからも、前向きに検討願いたい。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のおり、・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定、委嘱については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。			
989	2ヘクタールを超える農地転用許可に係る農林水産大臣への協議の廃止	2ヘクタールを超える4ヘクタール以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議を廃止すること	【提案事項】 2ヘクタールを超える4ヘクタール以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議の廃止 【支障事例】 農地転用許可にあたっては、申請を市町村農業委員会が受理し、十分な審査をしてから農地所有者に交付してから開拓着手等の実情を把握しておらず、自ら十分に適切な判断ができるようとも関わらず、こうした事務処理は多大な時間や手間を要し、迅速な事務処理を妨げるとともに、総合的なまちづくりを進めていく上の支障となっている。 【制度改正の必要性】 農地転用許可は、農用地域の設定とともに、優良農地を守る制度であると同時に、土地利用行政の一角を担める制度である。都市・農村・山村にわざる一連の各地域づくりのためには、本来、土地利用行政が基礎自治体である市町村に権限を付与するべきであるが、現状では、農地転用許可は農政局である。本提案は、「都道府県農業会議への諮問の廃止」と併せて移譲されることにより事務の簡素化・迅速化に寄与するとともに、地域の実情に即した農地を含めた総合的な土地利用行政が基礎自治体の主体的判断と責任において実施することを可能とするものと考える。	農地法附則第2項	農林水産省	大分市	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保などをどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	農地の確保が国民への食料の安定供給等の基盤となるという認識は地域行政においても共有している。 しかし、地域によって自然条件や社会的条件が異なる中で、真に活かし守るべき農地その他の活動を考えるべき農地を見極め、有効利用を図っていくことは、地域の実情に即した市町村の役割を大切にすることである。 こうした農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定、委嘱については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のおり、・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定、委嘱については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。			
993	農地転用に係る農林水産大臣への協議の廃止	2ヘクタールを超える農地転用許可に係る協議期間の短縮化による農地以外の土地利用計画との調整の迅速化を図ることが可能となる(住民に、より身近な基礎的自治体としての農地の持続可能な利用の実現に貢献する)。	【必要性】 農地転用許可に係る協議期間の短縮化により、農地以外の土地利用計画との調整の迅速化を図ることができる。また、農地転用許可事務の効率化により、地域の実情に応じた迅速な調整が可能となる(住民に、より身近な基礎的自治体としての農地の持続可能な利用の実現に貢献する)。 【支障事例】 農地転用は、農業生産の周辺の市街化の進行など許可の可否を判断している場合は許可が下りづらいものもあるため、現在まで協議を行った条件のいずれも異議なしと答えてもらっているところである。 農業を含む地域経済の活性化のために、長期にわたる事前調整や協議を廃止して農地転用事務の迅速化を図り、地域の実情に応じた土地利用調整や許可事務が必要である。	農地法附則第2項	農林水産省	鳥取県、大阪府	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保などをどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	食糧供給等の基盤である農地の確保の重要性については、都道府県・市町村も、基本的な考えは国と認識を共有している。農地転用については、許可基準が明確であれば、許可権者によって判断が異なることはないため、許可面積により許可権者を区別する必要は無く、協議廃止による農地確保への支障もない。よって、国協議を廃止するとともに、地域の農地等の状況をもっともよく認識している市町村に権限を速やかに移譲すべき。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のおり、・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定、委嘱については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。			
986	農地の転用に関する事務の国との関与の廃止	-2ha超4ha以下の農地転用許可に係る協議の廃止 -農地転用許可事務実態調査の廃止	開発計画等による農地転用が予定された場合、国との協議により、調整が長期間に及ぶ可能性もある。このため、農地転用許可事務における、2～4haの農地転用に係る国との協議を廃止することで、事務が地方に一本化され、事務処理期間の短縮が見込まれとともに、地域の実情に応じた土地利用が可能となる。	農地法第4条及び第5条、同法附則第2項	農林水産省	神奈川県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保などをどのように図ていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	意見なし	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のおり、・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定、委嘱については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。			

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見			重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		提案結果 〔平成27年法律第27号〕(平成27年6月26日閣議決定)抜粋 平成27年6月26日(平成27年6月26日閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平27>とし 平成28年6月26日(平成28年6月26日閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平28>とし 平成29年6月26日(平成29年6月26日閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平29>とす て記述	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料	区分		回答	措置方法 (検討状況)		実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
988	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築したこと、農地転用規制、農業雇用区域の認定、農田については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について平成25年12月20日閣議決定に基づき、改法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	【基幹法本件】 〔平成27年法律第27号〕(平成27年6月26日閣議決定)抜粋 平成27年6月26日(平成27年6月26日閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平27>とし 平成28年6月26日(平成28年6月26日閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平28>とし 平成29年6月26日(平成29年6月26日閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平29>とす て記述	法律、政 令、省令、 通知	施行日： 公布日(平成 27年6月26 日)、 平成28年4月 1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)			
989	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築したこと、農地転用規制、農業雇用区域の認定、農田については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について平成25年12月20日閣議決定に基づき、改法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	【基幹法本件】 〔平成27年法律第27号〕(平成27年6月26日閣議決定)抜粋 平成27年6月26日(平成27年6月26日閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平27>とし 平成28年6月26日(平成28年6月26日閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平28>とし 平成29年6月26日(平成29年6月26日閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平29>とす て記述	法律、政 令、省令、 通知	施行日： 公布日(平成 27年6月26 日)、 平成28年4月 1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律(平成27年法律第50号)			
993	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築したこと、農地転用規制、農業雇用区域の認定、農田については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について平成25年12月20日閣議決定に基づき、改法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	【基幹法本件】 〔平成27年法律第27号〕(平成27年6月26日閣議決定)抜粋 平成27年6月26日(平成27年6月26日閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平27>とし 平成28年6月26日(平成28年6月26日閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平28>とし 平成29年6月26日(平成29年6月26日閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平29>とす て記述	法律、政 令、省令、 通知	施行日： 公布日(平成 27年6月26 日)、 平成28年4月 1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律(平成27年法律第50号)			
986	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築したこと、農地転用規制、農業雇用区域の認定、農田については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。							

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
14	農地の転用に係る都道府県農業会議への諮問を廃止する。	農地の転用の際に必要となる都道府県農業会議への諮問を廃止する。	①許可に際しては、県農業会議への意見聴取が義務化されている。しかし、同会議は毎月1回しか開催されないなどから、申請から許可までに要する期間が長引くため、申請に対する迅速な事務処理の支障となっている。 ②同会議は、各農業委員会等からの大量の案件を短時間で処理するため、会議は原則的には形式化され、地域の実情を踏まえ検討されている点で、農業委員会の審査だけで十分であると考える。 申請から許可までの時間が短縮され、住民に対するサービスの向上が図られ、更には事務量の削減に繋げられることが、農地転用の際に必要となる県農業会議への諮問を廃止していただきたい。	農地法第4条第3項・第5条第3項	農林水産省	熊本市	農地・農村部会において検討中	都道府県農業会議への意見聴取については、本年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」、「日本再興戦略」改訂2014等において、農業委員会及び都道府県農業会議の見直しを行うこととされており、この見直しと併せて検討することとしている。	一次回答の内容に対して、特に意見ありません。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うことをとするべきである。 併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。			
133	都道府県農業会議への諮問の義務付けを廃止する。	<概要> 一定面積以下の農地転用許可について、都道府県から権限移譲を受けている市町村にあっても、都道府県農業会議への諮問、答申を受けることが規定されていることから、市町村農業委員会での審議による許可決定から、許可書発行まで20日以上を要している。 <都道府県農業会議への諮問の義務付けの廃止等の必要性> 都道府県農業会議への諮問の義務付けを廃止することにより、申請から許可までの期間が短縮され、迅速な手続きが可能となる。 <具体的な支障事例> 豪雪地帯という地域特性から、転用事業のための工事期間は除雪時期を除かなければならぬ。許可までの日数を要することにより、市民に不利益を与える可能性がある。	農地法第4条第3項・第5条第3項	農林水産省	長岡市	農地・農村部会において検討中	都道府県農業会議への意見聴取については、本年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」、「日本再興戦略」改訂2014等において、農業委員会及び都道府県農業会議の見直しを行うこととされており、この見直しと併せて検討することとしている。	意見なし	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うことをとするべきである。 併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。				
200	農地転用許可事務に関する農業会議への意見聴取の義務付けを廃止する。	【制度改正の必要性】 農地転用許可に当たっての審査基準は同一であり、面積要件により許可権者を変更する必要性に乏しく、許可権を市町村へ移譲すること、農林水産大臣への協議を廃止することにより事務の迅速化を図るべきである。 【支撑事例】 都道府県において手続に一定程度時間を要するため、立地を計画している企業者が刻々と変化する経済情勢に基づくビジネスチャンスを逃す場合や、不要出費を強いいる場合がある。 【制度改正の経緯】 本県では、現在、4ha以下の農地転用許可権限を全ての市町村に移譲しているが、何ら問題なく事務処理がでできている。市町村からは、より迅速な事務処理を可能にするため、県農業会議の意見聴取の義務付けを廃止すべきとの多数の意見がある。	農地法第4条第3項及び第5条第3項	農林水産省	岡山県	農地・農村部会において検討中	都道府県農業会議への意見聴取については、本年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」、「日本再興戦略」改訂2014等において、農業委員会及び都道府県農業会議の見直しを行うこととされており、この見直しと併せて検討することとしている。	岡山県では、4ha以下の農地転用許可について、平成20年度までに県内市町村に事務・権限を移譲しており、市町村において許可基準に即して適正な事務処理ができる状況にある。 農地転用許可の事務・権限については、農地の確保と総合的なまちづくり・地域産業の活性化の両立を図る観点からも、地域の実情を踏まえた市町村において、迅速な意思決定が得られるようになります。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うことをとするべきである。 併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。				
214	県農業会議の意見聴取の廃止	県農業会議の意見聴取の廃止 【支障事例】 農地法第4条第3項及び第5条第3項の規定があることから、磐田市農業委員会において「許可相当」と判断された案件であっても、その日から1週間から10日後に開催される県農業会議の意見聴取でなければ、当該案件について許可を出すことができない状況にある。 【必要性】 本邦においては、面積の多寡にかかわらず転用案件のすべてに適用されるものであるため、民間の企業活動だけでなく個人の住宅建築等にも影響が生じている。現行農地法下では、農地転用に係る手続きに期間を要することがあり、迅速に土地利用を進めることは難い。こうした状況を踏まえ、農地法の権限移譲等を中心に進めて、手続き期間が短縮され、基礎自治体の責任と創意工夫のもと、住みやすいまちづくりに取り組むことができるようになる。 【効果】 農業会議の意見聴取の廃止により、手続き期間が10日程度の短縮が見込まれる。	農地法第4条第3項及び第5条第3項	農林水産省	磐田市	農地・農村部会において検討中	都道府県農業会議への意見聴取については、本年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」、「日本再興戦略」改訂2014等において、農業委員会及び都道府県農業会議の見直しを行うこととされており、この見直しと併せて検討することとしている。	意見なし	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うことをとするべきである。 併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。				

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項50項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		提案結果 (平成21対応方針(平成27.12.26閣議決定)抜粋) ※平21対応方針(平成27.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を「平21」とし ※平22対応方針(平成28.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を「平22」とし ※平29対応方針(平成29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を「平29」とし て記載	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
14	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の数量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。						
133	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の数量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。						
200	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の数量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。 都道府県農業会議への意見聴取については、本年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」、「日本再興戦略」改訂2014等において、農業委員会及び都道府県農業会議の見直しを行こととされており、この見直し併せて検討することとしている。	【農林水産省】 農地転用許可権限の移譲に関する法律(平成26年6月閣議決定)、農地転用許可権限の移譲に関する法律(平成27年6月閣議決定)、農地転用許可権限の移譲に関する法律(平成28年6月閣議決定)、農地転用許可権限の移譲に関する法律(平成29年6月閣議決定)等に記載する内容に基づいて、以下の通り実施計画等に記載する内容と並行して実施する方針である。 ・農地転用許可権限の移譲に関する法律(平成26年6月閣議決定)等に記載する内容に基づいて、農地転用許可権限の移譲に関する法律(平成27年6月閣議決定)等に記載する内容と並行して実施する方針である。 ・農地転用許可権限の移譲に関する法律(平成27年6月閣議決定)等に記載する内容に基づいて、農地転用許可権限の移譲に関する法律(平成28年6月閣議決定)等に記載する内容と並行して実施する方針である。 ・農地転用許可権限の移譲に関する法律(平成28年6月閣議決定)等に記載する内容に基づいて、農地転用許可権限の移譲に関する法律(平成29年6月閣議決定)等に記載する内容と並行して実施する方針である。 ・農地転用許可権限の移譲に関する法律(平成29年6月閣議決定)等に記載する内容に基づいて、農地転用許可権限の移譲に関する法律(平成30年6月閣議決定)等に記載する内容と並行して実施する方針である。 都道府県は、都道府県农業会議へ示した際の議論結果及び都道府県の農業会議等について、都道府県の農業会議等に示すことを前提として、農地転用許可権限の移譲に関する法律(平成26年6月閣議決定)等に記載する内容に基づいて、農地転用許可権限の移譲に関する法律(平成27年6月閣議決定)等に記載する内容と並行して実施する方針である。 ・農地転用許可権限の移譲に関する法律(平成27年6月閣議決定)等に記載する内容に基づいて、農地転用許可権限の移譲に関する法律(平成28年6月閣議決定)等に記載する内容と並行して実施する方針である。 ・農地転用許可権限の移譲に関する法律(平成28年6月閣議決定)等に記載する内容に基づいて、農地転用許可権限の移譲に関する法律(平成29年6月閣議決定)等に記載する内容と並行して実施する方針である。 ・農地転用許可権限の移譲に関する法律(平成29年6月閣議決定)等に記載する内容に基づいて、農地転用許可権限の移譲に関する法律(平成30年6月閣議決定)等に記載する内容と並行して実施する方針である。 農林水産省は、農地転用許可権限の移譲に関する法律(平成26年6月閣議決定)等に記載する内容に基づいて、都道府県の農業会議等に示すことを前提として、農地転用許可権限の移譲に関する法律(平成27年6月閣議決定)等に記載する内容と並行して実施する方針である。 ・農地転用許可権限の移譲に関する法律(平成27年6月閣議決定)等に記載する内容に基づいて、農地転用許可権限の移譲に関する法律(平成28年6月閣議決定)等に記載する内容と並行して実施する方針である。 ・農地転用許可権限の移譲に関する法律(平成28年6月閣議決定)等に記載する内容に基づいて、農地転用許可権限の移譲に関する法律(平成29年6月閣議決定)等に記載する内容と並行して実施する方針である。 ・農地転用許可権限の移譲に関する法律(平成29年6月閣議決定)等に記載する内容に基づいて、農地転用許可権限の移譲に関する法律(平成30年6月閣議決定)等に記載する内容と並行して実施する方針である。 農地転用許可権限の移譲に関する法律(平成26年6月閣議決定)等に記載する内容に基づいて、農地転用許可権限の移譲に関する法律(平成27年6月閣議決定)等に記載する内容と並行して実施する方針である。 ・農地転用許可権限の移譲に関する法律(平成27年6月閣議決定)等に記載する内容に基づいて、農地転用許可権限の移譲に関する法律(平成28年6月閣議決定)等に記載する内容と並行して実施する方針である。 ・農地転用許可権限の移譲に関する法律(平成28年6月閣議決定)等に記載する内容に基づいて、農地転用許可権限の移譲に関する法律(平成29年6月閣議決定)等に記載する内容と並行して実施する方針である。 ・農地転用許可権限の移譲に関する法律(平成29年6月閣議決定)等に記載する内容に基づいて、農地転用許可権限の移譲に関する法律(平成30年6月閣議決定)等に記載する内容と並行して実施する方針である。 農地転用許可権限の移譲に関する法律(平成27年6月閣議決定)等に記載する内容に基づいて、農地転用許可権限の移譲に関する法律(平成28年6月閣議決定)等に記載する内容と並行して実施する方針である。 ・農地転用許可権限の移譲に関する法律(平成28年6月閣議決定)等に記載する内容に基づいて、農地転用許可権限の移譲に関する法律(平成29年6月閣議決定)等に記載する内容と並行して実施する方針である。 ・農地転用許可権限の移譲に関する法律(平成29年6月閣議決定)等に記載する内容に基づいて、農地転用許可権限の移譲に関する法律(平成30年6月閣議決定)等に記載する内容と並行して実施する方針である。 農地転用許可権限の移譲に関する法律(平成28年6月閣議決定)等に記載する内容に基づいて、農地転用許可権限の移譲に関する法律(平成29年6月閣議決定)等に記載する内容と並行して実施する方針である。 ・農地転用許可権限の移譲に関する法律(平成29年6月閣議決定)等に記載する内容に基づいて、農地転用許可権限の移譲に関する法律(平成30年6月閣議決定)等に記載する内容と並行して実施する方針である。 農地転用許可権限の移譲に関する法律(平成29年6月閣議決定)等に記載する内容に基づいて、農地転用許可権限の移譲に関する法律(平成30年6月閣議決定)等に記載する内容と並行して実施する方針である。	法律、政令、省令、通知	施行日：公布日(平成27年6月26日)、平成28年4月1日	地域の自主性及び自立力を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第30号)		
214	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の数量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。						

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
418	農地転用の許可にあたり都道府県農業会議への意見聴取の廃止	農地法第4条第3項及び第5条第3項に規定される農地転用許可にあたり都道府県農業会議への意見聴取を廃止する。	農地法第4条第3項に規定される農地転用の許可の際に義務付けられている都道府県農業会議への意見聴取は、会議が形骸化すること及び事務の効率化による市民サービス向上を図る観点から廃止する。 【支障事例】 農地転用許可権限が道府県に移された場合でも道府県農業会議への意見聴取が法的要件のため、申請までの許可の発行までの処理日数は移譲後と変わらず、道府県農業会議への意見聴取は、農業委員会の審議と一緒に重複するなどして複数回の審議が行われている。また、事務処理期間も長くなり市民サービスの面からも支障がある。 道府県農業会議への意見聴取は、議案の作成、会議への出席、議案の説明等事務処理上、多大な負担となっている。	農地法第4条第3項 農地法第5条第3項	○政府の地方分権改革に伴う地方分権化の進展による「規制緩和等の必要性」 ○「規制改革実施計画」、「日本再興戦略」改訂2014等において、「農地転用の許可権限等は条例による事務処理等制度により都道府県から市町村へ権限を移譲され、特段の手続きがなく事務処理が行われている。市町村優先の原則の下で移譲の実績が積みあがつたものから順次、市町村へ権限を移譲を進めることが必要」としている。 ○地方分権改革有識者会議地・農業問題会議において「農地転用等に係る農地・農業の移譲問題、農地の確保のための施策の在り方関係について検討を進めている。	農林水産省	指定都市市長会	農地・農村部会において検討中	都道府県農業会議への意見聴取については、本年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」、「日本再興戦略」改訂2014等において、「農地転用の許可権限等の移譲」を行ふこととされており、この見直し併せて検討することとしている。	意見なし	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、「国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更について市町村が担当とするべきである。 併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		
490	農地の転用に係る都道府県農業会議への諮問の廃止	農地の転用に係る都道府県農業会議への諮問の廃止	【提案事項】 農地の転用に係る都道府県農業会議への諮問の廃止 【支障事例】 農地転用許可にあたっては、申請を市町村農業委員会が受理し、十分な審査のため意見を付して都道府県知事に送付しているにも関わらず、知事が形式的に意見を付すと、審査が実質的に行われない。市町村は農地の実情を把握しており、自ら自分で適切な判断ができるとも思われるが、こうした事務処理は多大な時間を要する。また、迅速な事務処理とともに、総合的なまちづくりを進めていくとの支障となっている。 【制度改正の必要性】 農地転用許可は農用地区域の設定とともに、優良農地を守る制度であるとともに、土地利用行政の一角を担うめる制度である。都市、農村、山村にわたらる一体的な取り組みのためには、本来、土地利用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域における農地の土地利用の実現を図るべきである。そのため、市町村が計画立案や「移譲」と併せて移譲されることにより事務の簡素化・迅速化に寄与するとともに、地域の実情に即した農地を含めた総合的な土地利用行政が基礎自治体の主体的判断と責任において実施することを可能とするものと考える。	農地法第4条第3項、第5条第3項		農林水産省	大分市	農地・農村部会において検討中	都道府県農業会議への意見聴取については、本年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」、「日本再興戦略」改訂2014等の閣議決定を受けての見直し及び検討などしているが、「農地転用計画」に係る県の同意の廃止、「農業会議への諮問の廃止」、「農地転用許可権限の移譲」を三位一体で行う必要があると考えており、国(農林水産省)の検討結果が、市町村等の基礎自治体にとって良い方向へと進むことを期待している。	「規制改革実施計画」、「日本再興戦略」改訂2014等の閣議決定を受けての見直し及び検討などしているが、「農地転用計画」に係る県の同意の廃止、「農業会議への諮問の廃止」、「農地転用許可権限の移譲」を三位一体で行う必要があると考えており、国(農林水産省)の検討結果が、市町村等の基礎自治体にとって良い方向へと進むことを期待している。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、「国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更について市町村が担当するべきである。 併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		
39	農業振興地域整備基本方針に係る農林水産大臣の協議、同意の廃止	都道府県が農業振興地域整備基本方針を定める際には、農振法により、基本方針のうち「確保すべき農用地面積目標」の確保等に係る協議(開設)を行ふことと定められており、その同意を得なければなりません。この条項を廃止する。	【支障事例】 平成22年の県基本方針の策定に際し、当初、県で算定した目標値は基準年比で98%であった。これは、農業県であると同時に工業県でもある本県は都市と農村が近接しており、都市の土地需要が大変高い地域である等、本県の実情に鑑みて、政策努力を加味して設定した目標値である。 他の府県もまた同様で、政策努力を加味して設定した目標値である。 しかし、国は、基準年比102%と設定した国の目標を全く超過してはめようかと、102%よりも引き上げる。最終的に、当時の実情にそぐわないと100%という目標値にしてしまうことで、基本方針変更の同意を得られることはなかった。 【制度改正の必要性】 平成22年の県基本方針変更に関する事項(二つ)について農林水産大臣に協議し、その同意を得なければなりません。この条項の実情に即した、県の自主的・主体的な取組を阻害することのないよう、大臣協議、同意は廃止する。	農業振興地域の整備に関する法律第4条、第5条		農林水産省	愛知県	農地・農村部会において検討中	食料自給率目標の達成の観点から、国が農用地等の確保等に関する基本指針において面積目標を定め、国が定める基準に従って都道府県が農業振興地域整備基本方針において、確保すべき農用地等の面積の目標を定めることなどになっていることから、両者の整合性を図るために、農林水産大臣の協議・同意は必要。	農地の確保のための施策の在り方等についての検討は必要と考えるが、地方分権の観点から、地方の実情が十分に反映されるよう、提案どおりの対応が実現するよう検討していただきたい。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、「国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更について市町村が担当するべきである。 併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		
102	農業振興地域整備基本方針を策定・変更する場合の農林水産大臣への協議の廃止	農業振興地域の整備に関する法律に基づき都道府県が農業振興地域整備基本方針を策定・変更する際の農林水産大臣への協議を廃止する。	【制度概要】 国は、食料の安定供給という責務から、どの程度の農用地等を確保しておくかを全国的な見地から判断する必要があるとし、農業振興地域整備基本方針の策定・変更にあたっては国の協議・同意を得ることとしている。 国の基本指針における「確保すべき農用地等の面積の目標」については、農業振興地域整備基本方針の供給熱量ベースの食糧自給率の目標50%を基に算定され、各都道府県の確保面積の合計が国の確保面積と一致する組合せとなっている。 【支障事例】 都道府県の確保面積の算定にあたっては、全国一律の基準で行われております。各都道府県ごとに農家の高齢化・担い手不足・条件不利農地の存在やその他地理的条件の差など様々な要因があるかわからず、それらはよく考慮されていない。 また、「協議」でありながら、国の確保面積と各都道府県の確保面積の合計額が一致することなどはなぜかから各都道府県の確保面積が押し付けられ、それが受け取れば国の同意がないといい実態がある。 【制度改正の必要性】 確保面積の算定について国との協議を廃止し、県の地域性・独自性が反映できるようなくみとすべきである。	農業振興地域の整備に関する法律第4条第5項		農林水産省	岡山県	農地・農村部会において検討中	食料自給率目標の達成の観点から、国が農用地等の確保等に関する基本指針において面積目標を定め、国が定める基準に従って都道府県が農業振興地域整備基本方針において、確保すべき農用地等の面積の目標を定めることなどになっていることから、両者の整合性を図るために、農林水産大臣の協議・同意は必要。	「協議」でありながら、県の意見が反映されているとは言いがたい実態がある。県の意見を十分聴いていたくとも、確実に反映できるしくみとなるようお願いしたい。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、「国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更について市町村が担当するべきである。 併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		措置種別 〔平成27年方針(平成27.12.22閣議決定)抜粋〕 平成27年方針(平成27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平27>とし 平成28年方針(平成28.1.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平28>とし 平成29年方針(平成28.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平29>とし て併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
418	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用許可、農業雇用地区域の認定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。						
990	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用許可、農業雇用地区域の認定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。 都道府県農業会議への意見収集については、本年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」、「日本再興戦略」(改訂2014)等において、農業委員会及び都道府県農業会議の見直しを行うこととされており、この見直しと併せて検討することとしている。	法律、政令、省令、通知	施行日： 公布日(平成27年6月26日)、 平成28年4月1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進に関するための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第5号)			
39	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用許可、農業雇用地区域の認定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目指として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	【基本方針】 〔平成25年方針(平成25.12.22閣議決定)抜粋〕 農地・農村部会において議論が行われているところである。	法律、政令、省令、通知	施行日： 公布日(平成27年6月26日)、 平成28年4月1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進に関するための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)		
102	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用許可、農業雇用地区域の認定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目指として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	【基本方針】 〔平成25年方針(平成25.12.22閣議決定)抜粋〕 農地・農村部会において議論が行われているところである。	法律、政令、省令、通知	施行日： 公布日(平成27年6月26日)、 平成28年4月1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進に関するための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
164	農業振興地域整備基本方針を策定・変更する場合の農林水産大臣への協議の廃止	農業振興地域整備基本方針を策定・変更する場合の農業振興地域の整備に関する協議を廃止する。	【必要性】国的基本指針における「確保すべき農用地等の面積の目標」は、各都道府県の確保面積の合計と一致する仕組みになっている。このため、国と地方は協議して、既に全国一律の基準で算定された確保面積を求めており、地元の意見を反映した内容により異なる確保面積を設けることで、地元の実情を踏まえた仕組みにするべきである。よって、地元の実情を踏まえた仕組みにするとともに、協議・同意制を意見統一など都道府県の意向を把握しない方法に変えるべき。 ※H22年度作成の県基本方針の農林水産省との事前協議で、本県の実態を踏まえ目標面積はH21比22%減となる見込みとの実情を伝えたが、国的基本指針の目標面積の算定割合と同じ2%800ha増となるよう求められた。	農業振興地域の整備に関する法律第4条第5項		農林水産省	鳥取県、京都府、徳島県	農地・農村部会において検討中	食料自給率目標の達成の観点から、国が農用地等の確保等に関する基本指針において面積目標を定め、国が定める基準に従って都道府県が農業振興地域整備基本方針において、確保すべき農用地等の面積の目標を定めることなどしていることから、両者の整合性を図るため、農林水産大臣との協議・同意は必要である。	食糧供給等の基礎である農地の確保の重要性については、都道府県も、基本的な考えは国と認識を共有しており、「確保すべき農用地等の面積の目標について」(平成26年8月5日地方六団体)の通り、「国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更について市町村が担うべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)の通り、「国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		
250	農業振興地域整備基本方針を策定・変更する場合の農林水産大臣への協議の廃止	農業振興地域の整備に関する法律に規定する農業の安定供給という責務からどの程度の農用地等を確保しておくかを全国的な見地から判断する必要があることから協議・同意を得ることとしており、国的基本指針における「食料・農業・農村基本計画」の供給熱量ベースの食糧自給率の目標を達成するため、各都道府県の確保面積の合計目標の確保面積と一致する仕組みとなっている。各都道府県に対する農家の高齢化、農業の手不足等条件不利な農地の状況、地理的条件等都道府県の実情をあらかじめ考慮せず全国一律の基準で確保面積の算定がされている。また、農振法第12条の規定されている市町村による基調調整実施中の農用地等の面積の減額が見込まれるものについても確実ではないとして虚さぬいな都道府県の実態を反映されておらず、協議とならないものの問題としては、国の確保面積と各都道府県の確保面積が一致する計画値が一致することによる国から各都道府県の確保面積が押さえられることがあります。そのため、都道府県の確保面積は定められていないという実感があり、各都道府県の確保面積の算定方法は不合理である。 確保面積算定において県の地域性・独自性が反映できるよう、協議ではなく、国への意見聴取等に変えるべき。	【制度改正の必要性】農業振興地域の整備に関する法律に規定する農業の安定供給という責務からどの程度の農用地等を確保しておくかを全国的な見地から判断する必要があることから協議・同意を得ることとしており、国的基本指針における「食料・農業・農村基本計画」の供給熱量ベースの食糧自給率の目標を達成するため、各都道府県の確保面積の合計目標の確保面積と一致する仕組みとなっている。	農業振興地域の整備に関する法律第4条第5項		農林水産省	広島県	農地・農村部会において検討中	食料自給率目標の達成の観点から、国が農用地等の確保等に関する基本指針において面積目標を定め、国が定める基準に従って都道府県が農業振興地域整備基本方針において、確保すべき農用地等の面積の目標を定めることなどしていることから、両者の整合性を図るため、農林水産大臣との協議・同意は必要である。 今後、国が農用地等の確保等に関する基本指針を変更する際には、都道府県の意見を十分に聞くとともに、都道府県農業振興地域整備基本方針の変更においては、都道府県と十分に協議することとしている。	国との協議において、国の確保面積と各都道府県の確保面積の合計値が一致することとなるよう国から各都道府県の確保面積が割り当てられており、それに応なければ問意されないとある実感がある。 協議ではなく国への意見聴取等に変えることにより、確保面積目標算定について都道府県の地域性・独自性を反映できるようにすべきと考える。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)の通り、「国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		
802	農業振興地域整備基本方針変更に係る農林水産大臣への協議の廃止	国が農地確保の目標面積を定める際に地方と議論を尽すことを前提として、知事が定める農業振興地域整備基本方針の策定・変更に必要とされている農林水産大臣への協議を廃止すること。 その結果、現在、各都道府県の面積目標は、国と同様、実効性がなく、達成でき見通しがないものとなっている。(全国知事会・地方分権推進特別委員会による「農地制度のあり方」においても課題とされている。) 【提案内容】まず国が「農用地等の確保等に関する基本指針」において国の目標面積を定める際に、国・地方が議論を尽し、農地確保の施策実施について果たす役割が大きめ市町が、地域の実情を踏まえて主体的に定める合理的な目標面積を積み上げた数値をベースにする。 【目的・よりよい効果】県が県基本方針に目標面積を設定する際には国との協議が不要となるとともに、国・地方が責任を共有しつつ、実効性のある農地の総量確保が可能となる。	【支障事例】平成21年の農振法改正により、農業振興地域整備基本方針に「確保すべき農用地等の面積の目標」を定めることとされたことを受けて、平成22年度に基本方針の変更に係る農林水産大臣への事前協議及び本協議を行ったが、協議において、国・地方が議論を尽すことを前提とした算定に直すことで、農地の上積みを要請され、最終的に国に同意を得る必要があることからいた。 その結果、現在、各都道府県の面積目標は、国と同様、実効性がなく、達成でき見通しがないものとなっている。(全国知事会・地方分権推進特別委員会による「農地制度のあり方」においても課題とされている。) 【提案内容】まず国が「農用地等の確保等に関する基本指針」において国の目標面積を定める際に、国・地方が議論を尽し、農地確保の施策実施について果たす役割が大きめ市町が、地域の実情を踏まえて主体的に定める合理的な目標面積を積み上げた数値をベースにする。	農業振興地域の整備に関する法律第4条第5項、第5条第3項		農林水産省	兵庫県、徳島県	農地・農村部会において検討中	食料自給率目標の達成の観点から、国が農用地等の確保等に関する基本指針において面積目標を定め、国が定める基準に従って都道府県が農業振興地域整備基本方針において、確保すべき農用地等の面積の目標を定めることなどしていることから、両者の整合性を図るため、農林水産大臣との協議・同意は必要である。 今後、国が農用地等の確保等に関する基本指針を変更する際には、都道府県の意見を十分に聞くとともに、都道府県農業振興地域整備基本方針の変更においては、都道府県と十分に協議することとしている。	・食料自給率の向上、即ち農業生産の拡大は、農地だけでなく、農業用水等の農業資源全般や農業者、農業技術等が一体となって初めて実現するものであり、地方自治体は、農業生産の拡大に向けてその地域の自然的経済的社会諸条件に応じた施策を策定し、実施している。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)の通り、「国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		
17	農業振興地域の整備に関する法律に基づいた市町村計画のうち、農用地区域の設定・変更については、都道府県知事の同意を不要とする	①現行では、定住促進のための住宅をはじめ農地・福祉施設等の整備により地域活性化を図る手続を踏まえている。②地域事情を把握してしやすい環境づくりを進めることで、農地の活用や安住安心して暮らせる環境づくり等住民福祉の向上を進めため、農地の設置や変更については、都道府県知事の同意を不要とする。 ・必要な事業実施の必要性。 ・定住促進のための住宅や福祉施設等の整備により地域の活力維持と暮らしがい環境づくりを進めめる必要があり、地域事情を把握している基礎自治体である市町村は、国・地方として農地の確保や保全・維持に努めつつ、迅速な事業推進を図っていく必要がある。 ・地域の実情を踏まえて必要性。 ・特に山間地域等で農業活動の条件が不利な農地が多く、過疎化による担い手不足、無駄敷地等による農地の被害、農業経営の不安定による難題が多い。農地の危機的状況で打開していくため、特に若年層の後継者、定住者の確保のために、就農の場となる居を確保をすることを第一に検討すべきである。若々定住者が将来的には、地域コミュニティの中心となり、農業の担い手となっていくことが期待できるものと考える。 ・以上の理由により、農用地区域の設定や変更については、都道府県知事の同意を不要とする。	・支障となる手続きの現状と事例 ・農地の現状と問題点 ・農地の現状と問題点 ・地域の実情を踏まえて必要性。 ・必要な事業実施の必要性。 ・定住促進のための住宅や福祉施設等の整備により地域の活力維持と暮らしがい環境づくりを進めることで、農地の設置や変更については、都道府県知事の同意を不要とする。 ・地域の実情を踏まえて必要性。 ・特に山間地域等で農業活動の条件が不利な農地が多く、過疎化による担い手不足、無駄敷地等による農地の被害、農業経営の不安定による難題が多い。農地の危機的状況で打開していくため、特に若年層の後継者、定住者の確保のために、就農の場となる居を確保をすることを第一に検討すべきである。若々定住者が将来的には、地域コミュニティの中心となり、農業の担い手となっていくことが期待できるものと考える。 ・以上の理由により、農用地区域の設定や変更については、都道府県知事の同意を不要とする。	農業振興地域の整備に関する法律第8条	地方自治确立対策協議会(地方六団体)から規制改革会議等に、同様の意見を提言(参考資料)等	農林水産省	阪田市	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針において(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	農地制度のあり方については、市町村が担うべきである。 ・上記のこと実現するためには、「農地の経営確保」と「地域の実情に応じた農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)の通り、「国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見			重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		提案根拠 〔平成27年法律第27号・第28号・第29号〕(閣議決定)抜粋	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料	区分		回答	措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定		
164	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の整置確保の仕組みを構築したこと、農地転用許可、農振雇用地域区域の認定、変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見面し方針について平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目指として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	平成27年6月27日(平成27年6月26日閣議決定)に閣議があるものは当該抜粋を<平27>とし 平成28年6月27日(平成28年12月20日閣議決定)に閣議があるものは当該抜粂を<平28>とし 平成29年6月27日(平成29年12月20日閣議決定)に閣議があるものは当該抜粂を<平29>とす て記述	法律、政 令、省令、 通知	施行日： 公布日(平成 27年6月26 日)、 平成28年4月 1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)			
250	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の整置確保の仕組みを構築したこと、農地転用許可、農振雇用地域区域の認定、変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見面し方針について平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目指として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	平成27年6月27日(平成27年6月26日閣議決定)に閣議があるものは当該抜粂を<平27>とし 平成28年6月27日(平成28年12月20日閣議決定)に閣議があるものは当該抜粂を<平28>とし 平成29年6月27日(平成29年12月20日閣議決定)に閣議があるものは当該抜粂を<平29>とす て記述	法律、政 令、省令、 通知	施行日： 公布日(平成 27年6月26 日)、 平成28年4月 1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)			
802	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の整置確保の仕組みを構築したこと、農地転用許可、農振雇用地域区域の認定、変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見面し方針について平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目指として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	平成27年6月27日(平成27年6月26日閣議決定)に閣議があるものは当該抜粂を<平27>とし 平成28年6月27日(平成28年12月20日閣議決定)に閣議があるものは当該抜粂を<平28>とし 平成29年6月27日(平成29年12月20日閣議決定)に閣議があるものは当該抜粂を<平29>とす て記述	法律、政 令、省令、 通知	施行日： 公布日(平成 27年6月26 日)、 平成28年4月 1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)			
17	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の整置確保の仕組みを構築したこと、農地転用許可、農振雇用地域区域の認定、変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見面し方針について平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目指として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	平成27年6月27日(平成27年6月26日閣議決定)に閣議があるものは当該抜粂を<平27>とし 平成28年6月27日(平成28年12月20日閣議決定)に閣議があるものは当該抜粂を<平28>とし 平成29年6月27日(平成29年12月20日閣議決定)に閣議があるものは当該抜粂を<平29>とす て記述	法律、政 令、省令、 通知	施行日： 公布日(平成 27年6月26 日)、 平成28年4月 1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)			

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
101	農業振興地域整備計画を策定・変更する場合の都道府県知事への協議を廃止	【制度概要】農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が農業振興地域整備計画を策定・変更する際の都道府県知事への協議を廃止する。 【支障事例】農地転用許可申請では、農地転用(4ha以下)に係る許可権限を平成20年度末までに全市町村で移譲しているが、農業振興地域の整備に関する法律において、市町村農業振興地域整備計画の策定・変更にあたって都道府県知事への協議・同意が義務づけられているため、農地制度上の権限が市町村において完結してしまう。市町村による真の意味での自主的・主体的な地域づくりが可能となっていない。 【制度改正の必要性】同画面の策定・変更については、法令上基準が示されており、その基準に従って計画策定・変更を行えばより、都道府県知事への協議を廃止することによって事務の簡素化が図られる。	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項	農林水産省	岡山県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保などをどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事業の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	法令上の基準が明確に示されており、市町村で確實に事務を執り行うことができると言えている。 農地転用許可事務と併せて市町村で事務処理を完結させることにより、事務の迅速化が図られる。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農業振興地域区域の設定・変更については市町村が担うことをするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。				
105	農用地利用計画に係る都道府県知事への協議及び同意を廃止	【具体的な支障事例】農業振興地域整備計画の農用地利用計画部分は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、都道府県知事が農業振興地域を指定し、これに基づいて市町村が農用地区域を定めることにより農業地の確保と計画的な農業の振興を目指す制度である。本市のように、3段の町会併合を行い、1区域が広域となった自治体で、市町村の農地利用計画を合意する段階で、農地の利用規制が複数のターミナルを跨ぎて複数の土地利用の見直しが必要となっている。特に本市の土地利用上の大きな特徴として、東北縦貫自動車道と北関東自動車道の結節点に位置し、3か所の交差点を有しており、周辺地域は、物流・産業の拠点など将来の地域振興に大きな期待が寄せられている。さらに、少子高齢化に伴う人口減少対策として、定住促進・強化対策で本市は打立てており、安定的な雇用の創出が求められている。しかししながら、3か所の周辺地域は、ほとんどが農振農業地帯に当たっており、JRの設置された地理的位置性が一向に改善されないのである。市のまちづくりの方向性を定めた総合開発計画マスタープランを推進していく上では、農業振興制度が大きめのハードルとなっている。 【農地の必要性】農地利用計画の変更に関する都道府県知事への協議及び同意を廃止していくにあたり、地域の実情を反映してまちづくりが効果的に進めいくには、市の責任の下、将来のあるべき姿を考え、計画的かつナリシタクな土地利用の見直しを進めいくことが重要である。また、農振除外の手続きについても、時間的短縮と地域住民へのサービス向上が図られ、事務量の削減にも繋がるものである。	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項、第13条第4項	農林水産省	坜木市	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保などをどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事業の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	意見なし	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農業振興地域区域の設定・変更については市町村が担うことをするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。				
132	農用地利用計画に係る都道府県との同意・協議の廃止等	農用地利用計画に係る都道府県との同意をする協議を廃止する。 【概要】農用地利用計画の策定・変更については、法律により市町村が定めることとなるに加えて、都道府県の同意を要する協議が必要となる。この都道府県の同意を要する協議を一定規模の市町村に限って廃止することにより、農業振興を図りつつ、地域独自の土地利用が迅速に促進されることが可能となる。 ＜地域の実情を踏まえた必要性＞ 土地利用に係る実質的な権限が市町村に無いことから、地域独自の土地利用を迅速に行なうことできず、地域振興の妨げになってしまっている。特に人口減少に伴う農地経営の現状をみると、地域資源の現状及び活性化が重要な課題である。一定規模の市町村に限り要綱緩和を行なうことは、人口急減に直面する地方の農業振興を図りつつ、国家戦略に基づく、産業の集積の実現による地域振興を図ることが可能となる。 ＜具体的な支障事例＞ 農地転用及び居住確保のための企業誘致等に支障をきたしている。また、災害に伴う住宅瑕疵等、迅速に対応した場合、都道府県の同意・協議の廃止がなされれば、事前相談期間、法定協議期間等が不要となり、農振除外に要する期間が2ヶ月程度短縮することが可能となる。	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項、第13条第4項	農林水産省	長岡市	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保などをどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事業の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	意見なし	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農業振興地域区域の設定・変更については市町村が担うことをするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。				
165	農業振興地域整備計画を策定・変更する場合の農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項の規定を削り、都道府県知事への協議を廃止	【必要性】市町村が定める農業振興地域整備計画は、当該市町村の自主的・主体的な土地利用に関する計画等と整合が図られており、同計画(農用地利用計画)の策定・変更に係る都道府県知事への協議・同意は廃止すべきである。都道府県との協議が必要とされているため、市町村の自主的・主体的な農業振興地域整備計画(農用地利用計画)を迅速に作成・変更できない。	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項	農林水産省	鳥取県、大蔵府、徳島県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保などをどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事業の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	市町村が定める「確保すべき農用地等の面積の目標」は、市町村が自主的・主体的に考へて設定したものであるが、食糧供給等の基盤である農地の確保の重要性については、都道府県・市町村も、基本的な考えは国と認識を共有しており、協議・同意について法律上位置付けなくとも、必要に応じて都道府県と市町村での任意の協議で足りるものと考えられるところから、都道府県知事の協議は速やかに廃止すべき。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農業振興地域区域の設定・変更については市町村が担うことをするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。				

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		照会結果 (平26.11.27.1.1閣議決定)抜粋 ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として記載 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として記載 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として記載	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
101	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の整置確保の仕組みを構築して、農地転用規制、農業雇用区域の認定、変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目指として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。						
105	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の整置確保の仕組みを構築して、農地転用規制、農業雇用区域の認定、変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。						
132	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の整置確保の仕組みを構築して、農地転用規制、農業雇用区域の認定、変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。						
165	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の整置確保の仕組みを構築して、農地転用規制、農業雇用区域の認定、変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目指として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。						

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
211	農用地利用計画の変更等の際の都道府県知事への協議・同意の撤廃	農業振興地域整備計画における農用地利用計画を定める、または変更する際の都道府県知事への協議及び同意の撤廃	農用地利用計画の変更・決定に関する都道府県知事への協議に関する調査における事務処理が煩雑であること及び協議に係る期間が長期間化する傾向にあることから、市町村の迅速かつ円滑な土地利用の妨げになっている。 農地除外は約半年ほどの期間が必要になるが、そのうち県との協議で約2ヶ月掛かっている。具体的には11月に交付した場合、1月初旬に県に資料提出し、2月初旬の審査ヒアリング及び現地調査を終え3月初旬に事前協議申請を行うスケジュールとなり除外申出者からも時間が掛かりすぎるという声が多く上がっている。 同意については市職員も県職員も同じ法の審査基準に従って審査しており市の裁量の余地もないため撤廃しても問題ないと考える。	農業振興地域の整備に関する法律 第8条第4項、第13条4項		農林水産省	磐田市	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事業の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	意見なし	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の整置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設置について市町村が担当こととするべきである。 併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		
251	農業振興地域整備計画の都道府県知事への協議の廃止	農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が農業振興地域整備計画を策定・変更する際の都道府県知事への協議を廃止する。	【制度改正の必要性】市町村農業振興地域整備計画の策定・変更の同意について、法律にその基準が示されており、その基準に従って計画策定・変更すればよく、県の同意を廃止することによって事務の迅速化が実現できる。	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項		農林水産省	広島県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事業の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	市町村農業振興地域整備計画の策定・変更の基準は、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保の観点からも検討された基準であり、その基準に沿って市町村が判断(計画策定・変更)すればよく、都道府県知事への協議は廃止すべきであると考える。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の整置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設置について市町村が担当こととするべきである。 併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		
682	農業振興地域制度の農用地利用計画の策定・変更に係る県の同意の廃止	市が定めていた農業振興地域整備計画について、神奈川県知事の同意が不可欠な制度となっており、市の行政計画としての自主性を発揮するための支援を不要とする。 ・農業振興地域整備計画の変更に際し、県知事の同意を得るために現地案内や説明資料作成、調整等に多大な時間及び作業を要し遅延性を欠いている。 ・例えば、市が行う公共事業に係る案件の県との調整が長引くことにより、道路事業に遅れが生じている。この結果、見通しの悪い不整形容な道路が長期間にわたり存在することになり、バスや大型トラックの通行に支障が出ていたり、歩道が途切れる原因となっている。	・横浜市が農業振興地域整備計画の策定・変更に対し、神奈川県知事の同意が不可欠な制度となっており、市の行政計画としての自主性を発揮するための支援を不要とする。 ・農業振興地域整備計画の変更に際し、県知事の同意を得るために現地案内や説明資料作成、調整等に多大な時間及び作業を要し遅延性を欠いている。 ・例えば、市が行う公共事業に係る案件の県との調整が長引くことにより、道路事業に遅れが生じている。この結果、見通しの悪い不整形容な道路が長期間にわたり存在することになり、バスや大型トラックの通行に支障が出ていたり、歩道が途切れる原因となっている。	農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項、第4項		農林水産省	横浜市	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事業の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	引き続き、地方分権有識者会議「農地・農村部会」での検討を踏まえ、実現に向けてご検討いただきたい。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の整置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設置について市町村が担当こととするべきである。 併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		
748	農業振興地域整備計画にかかる県の同意の廃止	農業振興地域整備計画にかかる県の同意を廃止する規制緩和を求める。	【理由】東日本大震災以降、内部陸上農用地の需要が全国的に高まる中、本市では、南海トラフ巨大地震など大災害発生後も企業が安心して事業活動を継続でき、新たな農業用地の確保が急務になっている。 しかしながら、新たな産業用地の確保となる内陸部の土地の多くは農地であり、農地転用等、農地にかかる規制緩和を実施することで、農工商のバランスの取れた地域独自のまちづくりを促進し、生産性の高い農業と産業の兼ね合いによる地域振興を図るとともに、新産業の創出、市内企業の移転防止、地域の雇用創出や企業誘致による自主財源確保等、地域経済の活性化を図ることができる。 【支障事例】本市の場合は、豊川用水事業が完了していないため、区域内の産業用地の開発に一定の条件を満たす地域の農業の振興に関する都市公共団体の計画(以下、27号計画といいます。)の作成が求められる。27号計画に定められた施設は、地域のまちづくりに農業の振興のために必要なものと見なされているが、県の意向に従い左右されたため、市の実情に合った戦略的な地域振興の取組みができない。 これら農地規制にかかる手続きに多大な時間と手間を要するため、引合い企画に待つしかない。	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項	市町村に対する農地転用制限の緩和に関する提案	農林水産省	豊橋市	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事業の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	意見なし	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の整置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設置について市町村が担当こととするべきである。 併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		措置結果 (平26.11.26開議決定)抜粋 ※平27対応方針(平27.1.22開議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平27>とし ※平28対応方針(平28.1.20開議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平28>とし ※平29対応方針(平29.1.26開議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平29>とし て登記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
211	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用事業、農業雇用地区域の認定、英実については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において 検討中	提案団体からは意見が付されていないところで、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。						
251	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用事業、農業雇用地区域の認定、英実については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において 検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成23年12月20日開議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。						
682	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用事業、農業雇用地区域の認定、英実については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において 検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成23年12月20日開議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。						
748	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用事業、農業雇用地区域の認定、英実については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において 検討中	提案団体からは意見が付されていないところで、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。						

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
876	県知事の協議・同意を必要とする農業振興地域整計画農用地利用計画の見直しについて	地方分権のと、市町が土地利用の権限と責任を負うことで、それらの市町の特性と実情に応じた施策を実現するにこだわる実績を出しているがために、県知事の協議・同意が必要とする現行制度の見直しをお願いしたい。	農用地区域設定率が、近畿2府4県の中でも高い滋賀県の中にあって、近江八幡市は県内1位の96.7%（平成24年12月）となっているが、一方で、農村の後継者不足が進んでいたことから、大規模な農地を有効活用することなどで農業の効率化を推進する。また、自立する農業の実現に向けて取組を行っているがこれでない、そのため一つの手段として、農業振興策を有効活用して大型農業機械を購入などをしている。	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項、第13条第4項 農業振興地域の整備に関する法律施行令第4条	農林水産省	近江八幡市	農地・農村部 農地において 検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事業の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	地方六団体からの提言にある、「市町村の農用地区域の設定・変更に係る知事の同意を不要とする。」の実現に向けた検討をいただきたい。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の整備確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うことができるべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。			
891	農用地利用計画の策定の際の都道府県知事への協議・同意の廃止	【提案事項】 農用地利用計画の変更等の際の都道府県知事への協議・同意の廃止 【支障事例】 農用地区域の設定を含む農地利用計画についても市町村が策定するが、都道府県知事の協議・同意を得なければならず、市町村による実情に応じた施策をより自ら十分に適切な判断ができるように開かれ、事務処理は大多時間がかかり、手間を要し、迅速な事務処理を妨げるとともに、総合的なまちづくりを妨げていて上での支障となっている。 【制度改定の必要性】 土地利用行政が基礎自治体である市町村が総合的に扱い、地域における最適な土地利用の実現を図るべきである。提案内容は、その他の事務の簡素化・迅速化に寄与するとともに、地域の実情に即して農地を含めた総合的な土地利用行政が基礎自治体の主体的判断と責任において実施することを可能にするものと考える。	農業振興地域の整備に関する法律第8条市町村の定める農業振興地域整備計画	農林水産省	大分市	農地・農村部 農地において 検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事業の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	農地の確保が国民への食料の安定供給等の基盤となるという認識は地域行政においても共有している。 しかし、地域によって自然条件や社会的条件が異なる中で、真に活かし守るべき農地とその他の活用を考えるべき農地を見極め、有効利用を図っていくことは、地域の実情に即して市町村の役割を充てていくため、どうなるかは、農地の利用主体が判断するが、農地利用政策を進めるために、「農地利用計画」による統合的な農地政策を確立するための農地利用を止めることなく、市町村が担うことができるべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の整備確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うことができるべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。				
892	農用地利用計画の策定、変更にかかる知事への協議・同意の廃止	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定される農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の策定、変更について、都道府県知事の同意を不要とする。 【権限移譲の必要性】 農業振興地域の実情に即した農業振興施策と農業振興に係る権限とを併せ持つことで、農業振興政策や福祉農業政策等、都市農業振興と地域活性化に繋げる取組を行うことが可能となる。 ・地域のニーズに対する土地活用は、宅地開発者の意向が強く反映されがちであるため、適正な農地保全を行ふために、地域の當農者と身近な基礎自治体が連携することで、地域農業の振興策に対応した土地活用が可能となる。 【支障事例】 農用地利用計画の策定、変更にかかる知事の協議・同意が必要なことにより、都道府県の公告までの期間が2か月程度長くなる。 農業振興地域内の農用地区域に外で有効活用できる見込みの農地がある場合、農用地区域として指定するなど優良農地の確保を地域の実情によ把握する市町村が主体的に実施できない。	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定される農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の策定、変更について、都道府県知事の同意を不要とする。 【権限移譲の必要性】 農業振興地域の指定期、変更について、都道府県知事を対応するための期間が短縮され、市民サービスの向上につながる。 ・農業振興地域の指定期、変更について、都道府県知事を対応するための期間が短縮され、市民サービスの向上につながる。 ・農業振興地域内の農用地区域に外で有効活用できる見込みの農地がある場合、農用地区域として指定するなど優良農地の確保を地域の実情によ把握する市町村が主体的に実施できない。	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項	農林水産省	指定都市市長会	農地・農村部 農地において 検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事業の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	地域の実情を一番良く理解している基礎自治体が、食料の安定供給等の基盤である農地を確保するという観点も踏まえ、真に守るべき農地を確保しつゝ、地域の実情に応じたまちづくりをより機動的に行えるようすべきである。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の整備確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うことができるべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。			
419	農業振興地域の指定、変更にかかる事務権限の移譲	農業振興地域の整備に関する法律第6条及び第7条に規定される農業振興地域の指定、区域の変更等の事務権限を移譲する。 【権限移譲の必要性】 農業振興地域の指定、変更については、都市計画の線引き見直しに伴うものなど、あらかじめ市町の調整が行われているケースがほとんどである。県は市町村の原案をそのまま公表しているのが実態であり、事務処理自体が形骸化している。(別紙No.2-1、2-2)	農業振興地域の整備に関する法律第6条及び第7条に規定される農業振興地域の指定、区域の変更等の事務権限を移譲する。 【権限移譲の必要性】 農業振興地域の指定、変更については、都市計画の線引き見直しに伴うものなど、あらかじめ市町の調整が行われているケースがほとんどである。県は市町村の原案をそのまま公表しているのが実態であり、事務処理自体が形骸化している。(別紙No.2-1、2-2)	○政府の地方分権改革実現者議会がとりまとめた「地方分権改革の展望」で農地転用許可権限等は条例による事務処理特例制度により都道府県から市町村へ権限が移譲され、特例制度が行われる。 ・農地の保全や農業振興に係る事務・権限の移譲關係、農地の確保のための施策の在り方について検討を進めている。	農林水産省	指定都市市長会	農地・農村部 農地において 検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみならず、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事業の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 なお、農業振興地域の指定、変更にあたっての農林水産大臣への協議は、必要とされていない。	地域の実情を一番良く理解している基礎自治体が、食料の安定供給等の基盤である農地を確保するという観点も踏まえ、真に守るべき農地を確保しつゝ、地域の実情に応じたまちづくりをより機動的に行えるようすべきである。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の整備確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うことができるべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。			

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		照会結果 (平26.11.26提出決定)抜粋 ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平27>とし ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平28>とし ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平29>とし て登記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
876	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の整置確保の仕組みを構築して、農地転用規制、農業雇用地域の認定、英用については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において 検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目指として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。						
991	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の整置確保の仕組みを構築して、農地転用規制、農業雇用地域の認定、英用については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において 検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目指として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。						
992	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の整置確保の仕組みを構築して、農地転用規制、農業雇用地域の認定、英用については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において 検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目指として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。						
419	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の整置確保の仕組みを構築して、農地転用規制、農業雇用地域の認定、英用については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において 検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目指として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。						

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
863	農業振興地域の指定権の移譲	県が持つ農業振興地域の指定権限を市に移譲する	農用地として保全すべき土地の区域については、市で定める農業振興地域整備計画において農用地区域として指定を行っているが、首都圏に位置する本市においては、農用地等の確保が困難な状況にならざる。	農業振興地域の整備に関する法律第6条、第7条	農林水産省	さいたま市	農地・農村部 農村会において検討中	農業振興地域の拡大については、拡大予定地域に含まれる農用地等として利用すべき土地の面積にいかからず行うことができるもので、農業振興地域の指定権者である埼玉県と相談されたい。	本提案の趣旨は、農業振興地域の指定権者を地域の実情を把握している市にすることである。現在、農地・農村会において検討中のことであるため、提案の趣旨を踏まえ、前向きに検討していただきたい。	○「農地制度のあり方について」(平成26年5月5日地方六四回)のおり、「国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の確保と農業生産の活性化を達成した農地転用許可・農業振興地域区域の設定、委嘱について市町村が担うべきである。	・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		
216	耕作放棄地を再生した場合、一定の割合の面積について同一市域内で農振除外・農地転用を認めることが可能にするよう提案します。	耕作放棄地を再生した場合、一定の割合の面積について同一市域で航空機産業の企業用地などとして開発する際に、農振除外や農地転用の許可が可能になるよう提案します。	【法律の改正箇所】 法第10条第4項の「農用地とすることが適当な土地に含まれないもの」として、計画を策定し、耕作放棄地を解消した面積分の土地について取り扱うものとする。 【支障事例・過去の議論】 ある土地をもつてその区域を都市計画区域へ編入するなどして、計画から実行までに年単位の時間を要するため、市街化区域内に農地がない場合、企業が手を挙げた際に迅速な対応が出来ず、その数年間に社会情勢が変化する懸念がある。 例えば、国でも成長戦略の一つとして期待される航空機産業の取組を例に挙げると、本市では現在NIIGATA SKY PROJECTを進めているが、市内に工場を設置した際に、は計画から設置場所の決定まで力で実現している。 しかし、今後このような企業が成長産業へ進むを計画しても、開発可能な地域には限りがある。同時に、空港周辺への航空機産業の集積など既に整備された市街化区域が、はくなってしまって、集積することで一層の成長が止み込まれる。 一方で、無鉄砲に農地を利用することは肥料自給率の低下を招くことから、耕作放棄地を再生させ、これまで同様の食料生産を図る必要がある。 成長産業の育成のためには、迅速な対応が必要であり、提案が実現すれば、農産物の生産量を確保しながら、企業が手を挙げた際にスピード感のある対応が可能となるため、規制緩和を図り、産業の成長化に繋げたい。 農地としての属性を理解できるが、該当する地域の農業徴徴と新たな産業的価値との比較は是非検討させて頂きます。	農業振興地域の整備に関する法律等 第10条第4項、農地法 第4条第1項、第5条 第1項	農林水産省	新潟市	C 対応不可	耕作放棄地を再生した場合、同面積を企業用地に活用することについて、優良農地を転用する一方で、条件が悪くて荒廃した同面積の農地を再生したこととしても、全体としての農地の質が維持されないなどの問題があると考えている。	今回の提案内容としては、耕作放棄地を再生した場合、「同面積ではなく、一定の割合の面積」について、企業用地などとして開発する際に、農振除外や農地転用の許可を可能にするよう提案するものである。	なし	—		
579	農地等への権利設定等における全部効率利用要件の緩和	農地等に権利を設定し、若しくは移転しようとする者は、他者へ農地等を貸付けていたとしても、当該農地等が市に耕作等されていれば、法第3条第2項第1号の全部効率利用要件を満たすものとする。	【現行制度】 農地等の権利を移転し、または設定しようとする者は、法第3条の許可を受けなければならぬとされているが、許可の要件のうち、法第3条第2項第1号に定める全部効率利用要件が、農地等の利用面積等に支障となる事例が見受けられる。【耕作の必要性】 自家から遠隔地へあり耕作に不便な農地等を他者に貸付けている者が、居住地周辺の農地等を取得する際に、農地を他者に貸し付けていらっしゃるという理由で、全部効率利用要件を満たせず、法第3条の許可が認められないケースがある。また、田と樹(樹園地)の両方を所有している農家が、経営の効率化を図るために、他者に田を貸し付け果樹栽培に専念している場合、新たに樹園地の権利を取得しようとしたところ、他者に田を貸し付けていることをもって、法第3条の許可が認められないケースがある。	農地法第3条第2項第1号、農地法 関係事務に係る処理基準について第3の3の(1)	農林水産省	長野県	D 現行規定により対応可能	農地法第3条許可の要件の一つである「農地等の権利を取得しようとする者が、耕作の事業を供すべき農地等の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる」と「全部効率利用要件」、農地法第3条第2項第1号の解釈については、「農地法関係事務に係る処理基準」(平成12年6月1日付け12種構成第2種長野農林水産事務次官通達)第3紙、第3の3の(1)に記載しています。	【農地法関係事務に係る処理基準】(平成12年6月1日付け12種構成第404号農林水産事務次官通達)(以下「基準」という)。別紙1の第3の3の(1)には、「農地等の返還を受けて耕作は農畜の事業に供することにつき支障がないにもかかわらず」との記載があるが、第1次回答中の「耕作者が適切に耕作を行っている」とか「返還を受けることができない」といふに当たることを多く、成長産業の育成のための規制緩和を図り、産業の成長化に繋げたいと考えられる。	所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行ってください。	—		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例・地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見					
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料				
746	「施設園芸用地等の取扱いについて」の改正	【現状】 いよいよして(平成14年4月1日)、トマト、ミニトマトの施設園芸が盛んで、これから養液栽培を行う本地域では、トマト、ミニトマトの施設園芸等といえども統合環境制御を行う養液栽培も普及している。また、テラス工場等による栽培も普及している。一方で、高設ベンチによる栽培は、高さを高くして、中、更なる効率的な産地活性化を図る上で全面にコンクリートを舗装した場合、農地ではないとされている。また、集出荷のための駐車場用地や作業用も農地ではないとされている。しかししながら、作業効率の観点から農地に近づいて、高設して駐車場用地や作業用を確保する場合、農地とみなすことには高いとして、室内の床面全面にコンクリートを舗装した状態や温室に隣接して農地を駐車場用地や作業用地として舗装を行った状態にあっても引き続き農地とみなすこと。	農地法第2条第1項、第4条、第5条	農林水産省	豊橋市	C 対応不可	農地法に基づき権利移動の統制等の規制対象となる農地は、耕作の目的に供される土地と定義されており、御要望のような、温室内の床面全面にコンクリート舗装した状態の土地は、耕作できる状態の農地ではありませんので、農地法上の農地として取り扱うことは困難です。	現在の農業施策において、統合環境制御を行う養液栽培施設も推進されているところですが、その普及の妨げになってしまいの一つとしてこの問題が存在していると認識しています。	施設園芸全面コンクリート舗装を実現するためには、転用許可のための費用と時間の面でコストがかかるため、現状を踏まえると、新たな技術導入の足かせとなってしまうことは否めません。	さらに、御要望のような施設を農地法の規制対象にすることとした場合、植物工場や温室の敷地など、現在、農地法の対象外として自由に取り扱っている土地が新たに規制対象となるなど、私有財産に対する規制強化に繋がることからも、困難と考えております。	なお、税制上の地目は、資産の評価を行なう観点から分類しているのです。このため、御要望のような施設を農地法上の農地とみなしたことによって、たちちに税制上も農地として評価・課税されるとは限らず、各税制の所管省庁において、適切な資産の評価を行う観点から、別途判断されるものと考えます。	また、こうした施設園芸用地の税制面での取り扱いも、農地とすることで、農業における新技術導入が促進されると確信していますので、関係省庁にも働きかけていただきますようお願いします。	-	-			
696	生産緑地における農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業法に基づく農地賃借が可能となること	生産緑地において、都市住民など多様な使い手の参入を促進することで都市農業の振興や都市農地の保全が図られるよう、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業法に基づく農地賃借が可能となることを求めたい。	【現状】 大阪府の農地面積13,711haのうち市街化区域内農地は約3割。その中の約6割、2,139haが生産緑地であり、大きなエアートを占めている。収穫量が全国でも上位を占めるジュギク(2位)、コマツナ(8位)などの軟葉野菜や、消費量に近く生産緑地で多く生産されており、新鮮で安全・安心な野菜の供給の拠点となる場所となっている。	農業経営基盤強化促進法第3条第3項、第17条第3項 農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項	-	農林水産省	大阪府、兵庫県	C 対応不可	生産緑地制度とは、良好な都市環境を確保するため、農林漁業と調整の取りつけ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図ることを目的とした制度です。	生産緑地は、固定資産税が一般農地との課税となり、また、相続税の納稅猶豫の特徴などが受け入れられていますので、これまで、農地保全で最も重視される農地としての先駆者たる農地法による各種手続きにより可能)、宅地造成、建築物等の新築・増改築などもできません(農業用ビル・ハウスなどは、自治体首長の許可により建設可能)。	生産緑地は大阪府の農地面積の約16%を占めており、消費地への新鮮な農産物の供給という役割に加え、防災機能、みどりや憩いの場の提供など多くの機能を有しています。そのため府においては、生産緑地を含む優良農地を条例による「農空間保全地域」として指定し、農地保全を図ってきたところ。	大阪府などの都市域では、農地所有者の財産所有意識が高いことから、農地賃借には利用権設定(配分計画による設定を含む)が活用されており、国の監督における生産緑地における農地法第3条の手続きは現実的ではない。	また、平成21年の農業経営基盤強化促進法等の改正において、「市街化区域内の農地については、都市計画制度の見直しの中で検討」とされ、結論が出ていない状況である。	現在、政府と党内で議論されている「都市農業振興基本法(仮称)」では、人口減少社会を踏まえ、市街化区域は市街化を図るべき農地開拓化を促すべき地域でない(同法第2条第3項)こととされています。また、農地中間管理事業の推進に関する法律においても、市街化区域内においては事業を行わない(同法第2条第3項)こととされています。	以上のことから、都市住民など多様な使い手の参入を促し、生産緑地の保全・活用が図られるよう、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業法に基づく農地賃借が可能となる措置を講じていただきたいと考えておられます。	-	-
40	農家レストランの農地内設置の容認	収穫体験や農業体験により市街地に集客する農産物の生産施設に併設される農家レストラン等について、農業法の農業用施設設置の許可を相当とする。	【現状】 農家レストランは、農業法上の農業用施設として認められていないため、農振興用地区域内への設置ができず、収穫体験や農業体験など、都市住民を集客する農産物の生産施設と併設し、同一敷地内に多様なサービスを展開する上位支障となっています。	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号、地域資源を活用した農林漁業者等による農業事業者の育成等及び農業用施設の利用促進に関する法律第5条第8項	-	農林水産省	愛知県	E 提案の実現に向けた対応を検討	農用地区域内に設置できる農業用施設は、耕作又是養蚕の業務に密接に関連するものに限定しており、これを拡大することについて、農地の効率的な利用の確保の観点から慎重に検討する必要があると考えています。	農家レストランについては、国家戦略特別区域において、農業者が主として地域で生産される農畜産物を調理して提供する場合に、農業用施設とみなす農用地区域内に設置できるようとしたところがあり、国家戦略特別区域制度の活用により設置が可能となっている。	なお、農家レストランは農業用施設として位置付けることは、從来の農業用施設の考え方を拡大するものであり、まずは、国家戦略特別区域において農家レストランの農用地区域内への設置を認め、全民展開については、特区制度の下でのその効果や周辺の農業への影響等を検証した上で、対応を検討していただきたい。	・当該提案のとおり農家レストランを農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号及び同法施行規則第1条に定める農業用施設と位置づけ、農用地区域内において農家レストランの設置を可能とすべき。	-	-			

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見			重点事項58項目について 提案募集検討専門会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		措置検査 (平26対応方針(平21.12開闢決定)抜粋) 平27対応方針(平21.12.22開闢決定)に記載があるものは当該抜粂を<平27>とし 平28対応方針(平28.1.20開闢決定)に記載があるものは当該抜粂を<平28>とし 平29対応方針(平28.1.24開闢決定)に記載があるものは当該抜粂を<平29>とし で記述	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料	区分		回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
746	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された い。		C 対応不可	○ 本提案は、農地が減少傾向にある 一方で、食料生産率の維持向上を図る 必要がある中で、コンクリート舗装 により、農地に於ける農業的利用を行 ない、実質的に生産性を落としてる 温室や実験用工場等について、特別 に規制を求めるものであり、農地 の確保の観点からも、農地の定義を見 直す検討に来ているのではないか。 ○ 農地としての規定はいつの現状主 義であり、現に食料生産を行っている 植物工場やコンクリート舗装した土地を 農地として扱う場合に、どのような不 整合があるのか。 ○ また農地の転用・集積化により、農地 の大規模化を行っていくとともに、生産 物の加工・販売等を促進するため、倉 庫、直売所、駐車場や商業場等の耐帶 する施設が必要不可欠であるため、こ れらを一体的に農地と扱うことはでき ないか。 ○ 上記のような観点から、「施設園芸 用地等の取扱いについて」(平成14年 4月1日付「経営者第655号」)において示 された規制緩和の観点からも、農地を 取り巻き、還耕義務化に応じて、見直しを行 うべきではないか。 ○ 全面コンクリート舗装をしてた土地を 農地として扱うことが板に難いとして も、規制改革実施計画(平成26年6月 24日開闢決定)においては、「転用制度 の見直し」として、「植物工場、販売加 工施設など農業の六次産業化・成長產 業化による農地の効率的な利用を促進す り円滑な転用を可能とする観点から見 直しを行う」とされておりことから、食料 生産に資する植物工場等について、円 滑な転用が可能となる措置を講じるべ きではないか。	農地法の農地とは、農業の用に供される土地ではなく、「耕作の目的に供される土地」をいい ます。そして、耕作の目的に供することができる土地(農地)は、有効で重要な資源であることに鑑み、 当該土地を確保し、効率的に利用する耕作者に利用されるよう、権利移動統制等必要な規制を設 けているところです。しかし、現状では、農地法の規定によれば、農地等と いうように、温室の床面積を評価するペースとして土地が利用されているに過ぎず、宅地等と してはなく、単に作業場や物を貯蔵するための施設等として利用されるのが現状です。また、農 地はいたん耕作不能状態になると、作物が従前のとおり生育できる状態に戻すことが難しく、また、農 地のようには有限な資源ではないことから、農地として農地法で規制を行う必要性がないものと考え ています。 さらに、御要望のような施設を農地法の規制対象にすることとした場合、その範囲いかんにかか わらず、既存の農業用施設用地など、現在、農地法の対象外として自由に取り扱っている土地が 新たに農地法で規制対象となることになります。また、農業用施設等には売却できないなど、私有財産に對 する課税負担がかかるから、農業用施設等には売却できないなど、私有財産に対する課税負担がかかるから、農業用施設等の農地転用の許可については、円滑な転用が可能 となるよう、規制改革実施計画に沿って検討しております。	6【農林水産省】 (5) 農地法(昭22法229) (vi) 植物工場など農業の六次産業化・成長産業化に資する農地の転用については、より円滑な転用を可能とする観点から、農地法の一部を改正する法律(平26法128) [付1] 植物工場を含む六次産業化に関する施設等の整備について、植物工場及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)における農地転用許可及び農業 地域の変更基準等の特例を措置したところで、当該特例措置について、地方公共団体に周知する。 植物工場、普通 省令、通知 成28年3月28 日(省令)、平 成28年3月30 日(通知) 地域再生 法:通知 地帯再生法:「地域農林水産業振興施 設を整備する事業の実施に関するガイ ドライン等について」(平成27年3月11 日付け農林水産省農村振興局長通 知)	植物工場:平 成28年3月28 日(省令)、平 成28年3月30 日(通知) 地域再生 法:通知 地帯再生法:「地域農林水産業振興施 設を整備する事業の実施に関するガイ ドライン等について」(平成27年3月11 日付け農林水産省農村振興局長通 知)				
696	【全国市長会】 本提案に賛同する。 農地法第6条による貸借は、相続税納 税猶予の適用が受けられないことや、離 作被扶助の問題等、課題が多く、また、所 有権移転に至っては地価等を勘案す ると実効性に欠けると言わざるを得な い。 このため、農業経営基盤強化促進法 による転用権設定や、農地中間管理 事業の対象として、これらの選択が 生産継続制度における買取申請の悪 用に繋がらないような仕組みづくりの 検討を求める。	-	C 対応不可	農用地利用集積計画や農地中間管理事業は、担い手への農地利用の集積を図るために手段で あるが、市街化区域は、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的に計画 的に市街化を図るべき区域であり、生産綠地を含め、農地法の転用許可は不要されているな ど、農地利用の集積を図るべき地域ではないことから、このような区域の土地について、農業の生 産性を高めるために実施する農用地利用集積計画や農地中間管理事業の対象とすることはできま せん。 なお、生産綠地内の農地は、貸付け(病気、障害等により當農が困難となった場合を除く)を行 うと相続税の納稅猶予が打ち切られ、利子税も課されることから、所有者のメリットもないものと考 えています。	6【農林水産省】 (28) 都市農業の振興に関する事務 都市農業の振興の在り方等については、農林水産業・ 地域の活力創造プラン(平成25年12月10日農林水産 省・地域の活力創造本部決定)における位置付け等を踏 まえ、都市における農地の有効な活用及び適正な 保全を図る観点から、検討を進めます。	法律	公布の日(平 成30年6月27 日)から起算 して3月を超 えない範囲内 において政令 で定める日に 施行する。	都市農地の貸借の円滑化のための 措置を講ずることと内容とした「都 市農地の貸借の円滑化に関する法 律」(平成30年法律第68号)が成 立。			
40	【全国市長会】 6次産業化の推進に向けて、提案団体 の提案の実現に向けて、積極的な検 討を求める。	-	O 提案主体から「収穫体験や農業体 験など、市民を客層とする生産物の 生産施設と併設し、同一敷地内で多様 なサービスを開設する上で支障になっ ているとの支障事例が示されている。 農家アートセンターは6次産業化をも貢 献するところから、農家アートセンターでの運営を待 たずとも、早急に全国展開するべきで はないか。 ○ 総合的な「懸念」は何か、農業用施設に位置付けられて いる販売加工施設との違いはある のか。 ○ 実現に向け、いつまでに具体的に何 を行なうのか。 ○ 規制改革実施計画において「植 物工場、販売加工施設など農業の六 次産業化・成長産業化に資する農地の転 用について、より円滑な転用が可能と なる観点から見直しを行なう」とされている が、農家レストランについても「円滑な 転用が可能とする観点」から見直しを行 うべきではないか。	E 提案の実 現に向けて 対応を検討 するとしているところである。 全国展開については、国家戦略特区制度の下で、6次産業化の推進による地域の農業の振興に 果たす効果や周辺農地への影響等を検証した上で、対応を検討してまいりたい。	6【農林水産省】 (9) 農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農家レストランの農用地区域への設置については、事 務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25 年12月10日開闢決定)に基づき、国家戦略特区制度の下で、生活必需品の供給機能を強化する観 点から、農家アートセンターの運営を認めております。 なお、地域再生法の一部を改正する法律(平26法128) において、農家レストランを含む六次産業化に資する施 設等の整備について、農地法(昭27法229)及び農業振 興地域の整備に関する法律(昭44法58)における農地転用許可及び 農用地区域の変更基準等の特例を措置したことであ り、当該特例措置について、地方公共団体に周知する。	農家レスト ラン:省令 と令和2年3 月9日公布、 令和2年3月 31日施行 地域再生 法:通知 平成27年3月 11日	農家レスト ラン:農業振興地域の整 備に関する法律施行規則の一部を 改正する省令(令和2年3月9日付け 農林水産省令第10号) 地域再生法:「地域農林水産業振 興施設を整備する事業の実施に關 するガイドライン等について」(平成 27年3月11日付け農村振興局長通 知)				

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例・地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
141	農用地区域内への農家レストランの設置に係る基準の緩和	農家レストランを農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項に定める農用地区域といふ。(以下同じ)内においては、農家レストランは国家戦略特別区域内においては農業用施設と認められているが、それ以外の地域では認められていないため、設置することができない。	【具体的な支障事例】現在、農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号及び同法施行規則第1条に定める農業用施設と位置づけ)、農用地区域外においては、農家レストランの設置を可能とすべき。	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号、農業振興地域の整備に関する法律第26条に規定する政令等規制事業に係る各省令の特例に関する指置を定める命令	-	農林水産省	北海道、青森県、山形県、群馬県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、岐阜県、鳥取県、岡山県、山口県、徳島県、熊本県、全国知事会	E 提案の実現に向けて対応を検討	農用地区域内に設置できる農業用施設は、耕作又は養畜の業務に密接に関連するものに限定しており、これを拡大することについて、農地の効率的な利用の確保の観点から慎重に検討する必要があると考えている。	地方創生、地域経済の活性化には農林水産業の6次産業化は非常に重要であり、また、安倍内閣の進める「攻めの農林水産業」においても、農林水産業の6次産業化は重要な柱の一つとなっており、農家レストランは、その6次産業化の実現に大きく寄与する施設である。	(当会意見)	-	
169	農用地区域内への農家レストランの設置の容認	農家レストランを農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項に定める農用地区域といふ。(以下同じ)においては、農家レストランは国家戦略特別区域内においては農業用施設と認められているが、それ以外の地域では認められないため、設置することができない。	【具体的な支障事例】現在、農用地区域内農用地(農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号及び同法施行規則第1条に定める農業用施設と位置づけ)、農用地区域外においては、農家レストランの設置を可能とする。	・農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号、・農業振興地域の整備に関する法律第26条に規定する政令等規制事業に係る各省令の特例に関する指置を定める命令	-	農林水産省	鳥取県	E 提案の実現に向けて対応を検討	農用地区域内に設置できる農業用施設は、耕作又は養畜の業務に密接に関連するものに限定しており、これを拡大することについて、農地の効率的な利用の確保の観点から慎重に検討する必要があると考えている。	安倍内閣の進める「攻めの農林水産業」においても、農業の6次産業化は重要な柱の一つとなっている。	・当会提案のとおり農家レストランを農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号及び同法施行規則第1条に定める農業用施設と位置づけ、農用地区域内において農家レストランの設置を可能とするべき。	-	

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		提案検討 (平26対応方針(平21.12開闢決定)抜粋) ※平27対応方針(平21.12.22開闢決定)に記載があるものは当該抜粂を<平27>とし ※平28対応方針(平28.1.20開闢決定)に記載があるものは当該抜粂を<平28>とし ※平29対応方針(平28.12.26開闢決定)に記載があるものは当該抜粂を<平29>とし て記述	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
141	【全国市長会】 6次産業化の推進に向けて、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、農林水産省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	-	○ 提案主体から「収穫体験や農業体験など、都市住民を集客する農産物の生産施設と併設し、同一敷地内で多様なサービスを展開する上で支障がない」との支障事例が示されている。 農家レストランは6次産業化にも資することから、農業戦略特区での検討を待たずとも、早急に全国展開するべきではない。 ○ 検討を必要とする具体的な「懸念」は何か、農業用施設に位置付けられている取扱加工施設との違いはあるのか。 ○ 実現に向け、いつまでに具体的に何を行つか。 ○ 規制改革実施計画においては「植物工場、販売加工施設など農業の6次産業化・成長産業化に資する農地の転用について、より円滑な転用を可能とする観点から見直しを行う。」とされているが、農家レストランについても円滑な転用が可能とする観点から見直しを行なうべきではない。	E 提案の実現に向けて 別途検討	事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日開闢決定)において、農家レストランについては、国家戦略特区制度の下でその効果を検証し、全國に適用することも検討するとしているところである。 なお、国家戦略特別区域基本方針に基づき、国家戦略特区に係る最初の区域計画が認定されてから1年を経過した時点の年度末までの状況について最初の評価を行い、以降、1年ごとに評価を行うこととなっている。	6 【農林水産省】 (9) 農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農家レストランの農用地区域内への設置については、事業・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日開闢決定)に基づき、国家戦略特別区域制度の下でその活用について、可能な限り柔軟やかに効果を検証し、全国に適用することを検討する。 農家レストラン、農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)において、農家レストランを含む六次産業化に資する施設等の整備について、農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律における農地転用許可及び農用地区域の変更基準等の特例を措置したことであり、当該特例措置について、地方公共団体に周知する。	農家レストラン・農業振興地域の整備に関する法律施行規則一部を改正する省令(令和2年3月9日付け農林水産省令第13号)	令和2年3月9日公布、 令和2年3月31日施行	農家レストラン・農業振興地域の整備に関する法律施行規則一部を改正する省令(令和2年3月9日付け農林水産省令第13号)	今後予定
169	【全国市長会】 6次産業化の推進に向けて、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、農林水産省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	-	○ 提案主体から「収穫体験や農業体験など、都市住民を集客する農産物の生産施設と併設し、同一敷地内で多様なサービスを展開する上で支障がない」との支障事例が示されている。 農家レストランは6次産業化にも資することから、農業戦略特区での検討を待たずとも、早急に全国展開するべきではない。 ○ 検討を必要とする具体的な「懸念」は何か、農業用施設に位置付けられている取扱加工施設との違いはあるのか。 ○ 実現に向け、いつまでに具体的に何を行つか。 ○ 規制改革実施計画においては「植物工場、販売加工施設など農業の6次産業化・成長産業化に資する農地の転用について、より円滑な転用を可能とする観点から見直しを行う。」とされているが、農家レストランについても円滑な転用が可能とする観点から見直しを行なうべきではない。	E 提案の実現に向けて 別途検討	事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日開闢決定)において、農家レストランについては、国家戦略特区制度の下でその効果を検証し、全國に適用することも検討するとしているところである。 なお、国家戦略特別区域基本方針に基づき、国家戦略特区に係る最初の区域計画が認定されてから1年を経過した時点の年度末までの状況について最初の評価を行い、以降、1年ごとに評価を行うこととなっている。	6 【農林水産省】 (9) 農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農家レストランの農用地区域内への設置については、事業・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日開闢決定)に基づき、国家戦略特別区域制度の下でその活用について、可能な限り柔軟やかに効果を検証し、全国に適用することを検討する。 農家レストラン、農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)において、農家レストランを含む六次産業化に資する施設等の整備について、農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律における農地転用許可及び農用地区域の変更基準等の特例を措置したことであり、当該特例措置について、地方公共団体に周知する。	農家レストラン・農業振興地域の整備に関する法律施行規則一部を改正する省令(令和2年3月9日付け農林水産省令第13号)	令和2年3月9日公布、 令和2年3月31日施行	農家レストラン・農業振興地域の整備に関する法律施行規則一部を改正する省令(令和2年3月9日付け農林水産省令第13号)	今後予定